

R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築

図 面 リ ス ト

通し番号	図番	図 面 名 称	通し番号	図番	図 面 名 称	通し番号	図番	図 面 名 称	通し番号	図番	図 面 名 称
01	A-00	表紙、図面リスト	31	A-22	管理・教室棟 改修前・後 3階天井伏図			《特別教室棟》	88	A-79	北校舎 改修前・後 2階床伏図
02	共-01.02	営繕工事共通仕様書（１）（２）	32	A-23	管理・教室棟 改修前 建具表	60	A-51	特別教室棟 仕上表	89	A-80	北校舎 改修前・後 3階平面詳細図
03	共-03.04	営繕工事共通仕様書（３）（４）	33	A-24	管理・教室棟 改修後 建具表	61	A-52	特別教室棟 1～4階平面図	90	A-81	北校舎 改修前・後 3階床伏図
04	共-05.06	営繕工事共通仕様書（５）（６）				62	A-53	特別教室棟 改修前・後 1階平面詳細図・床伏図	91	A-82	北校舎 改修前・後 断面詳細図
05	改特-01.02	改修工事特記仕様書（１）（２）				63	A-54	特別教室棟 改修前・後 2階平面詳細図・床伏図	92	A-83	北校舎 改修前 展開図
06	改特-03.04	改修工事特記仕様書（３）（４）			《教室棟（東）》	64	A-55	特別教室棟 改修前・後 3階平面詳細図・床伏図	93	A-84	北校舎 改修後 展開図
07	改特-05.06	改修工事特記仕様書（５）（６）	34	A-25	教室棟（東） 仕上表	65	A-56	特別教室棟 改修前 断面詳細図	94	A-85	北校舎 改修前・後 1・2・3階天井伏図
08	改特-07.08	改修工事特記仕様書（７）（８）	35	A-26	教室棟（東） 1, 2階平面図	66	A-57	特別教室棟 改修後 断面詳細図	95	A-86	北校舎改修前・後 建具表
09	改特-09.10	改修工事特記仕様書（９）（１０）	36	A-27	教室棟（東） 3階平面図	67	A-58	特別教室棟 改修前 1階展開図			
			37	A-28	教室棟（東） 改修前・後 1階平面詳細図・床伏図	68	A-59	特別教室棟 改修後 1階展開図			《宿泊訓練棟》
		《 共 通 》	38	A-29	教室棟（東） 改修前・後 2階平面詳細図・床伏図	69	A-60	特別教室棟 改修前 3階展開図	96	A-87	宿泊訓練棟 仕上表
10	A-01	付近見取図・配置図・支障物件図	39	A-30	教室棟（東） 改修前・後 3階平面詳細図・床伏図	70	A-61	特別教室棟 改修後 3階展開図	97	A-88	宿泊訓練棟 1, 2階平面図
11	A-02	各部詳細図（１）	40	A-31	教室棟（東） 改修前・後 断面詳細図	71	A-62	特別教室棟 改修前・後 1・2階天井伏図	98	A-89	宿泊訓練棟 改修前・後 1階平面詳細図
12	A-03	各部詳細図（２）	41	A-32	教室棟（東） 改修前 1階ﾄｲﾚ展開図	72	A-63	特別教室棟 改修前・後 3階天井伏図	99	A-90	宿泊訓練棟 改修前・後 1階床伏図
13	A-04	各部詳細図（３）	42	A-33	教室棟（東） 改修後 1階ﾄｲﾚ展開図	73	A-64	特別教室棟 改修前 建具表	100	A-91	宿泊訓練棟 改修前・後 2階平面詳細図
14	A-05	各部詳細図（４）	43	A-34	教室棟（東） 改修前 2階ﾄｲﾚ展開図	74	A-65	特別教室棟 改修後 建具表	101	A-92	宿泊訓練棟 改修前・後 2階床伏図
15	A-06	各部詳細図（５）	44	A-35	教室棟（東） 改修後 2階ﾄｲﾚ展開図				102	A-93	宿泊訓練棟 改修前 断面詳細図
			45	A-36	教室棟（東） 改修前 3階ﾄｲﾚ展開図				103	A-94	宿泊訓練棟 改修後 断面詳細図
			46	A-37	教室棟（東） 改修後 3階ﾄｲﾚ展開図			《屋外北トイレ》	104	A-95	宿泊訓練棟 改修前 1, 2階展開図（１）
		《管理・教室棟》	47	A-38	教室棟（東） 改修前・後 1階・2階天井伏図	75	A-66	屋外北トイレ 仕上表	105	A-96	宿泊訓練棟 改修前 1, 2階展開図（２）
16	A-07	管理・教室棟 仕上表（１）	48	A-39	教室棟（東） 改修前・後 3階天井伏図	76	A-67	屋外北トイレ 改修前・後 1階平面詳細図・床伏図	106	A-97	宿泊訓練棟 改修後 1, 2階展開図（１）
17	A-08	管理・教室棟 仕上表（２）	49	A-40	教室棟（東） 改修前 建具表	77	A-68	屋外北トイレ 改修前・後 断面詳細図	107	A-98	宿泊訓練棟 改修後 1, 2階展開図（２）
18	A-09	管理・教室棟 1, 2階平面図	50	A-41	教室棟（東） 改修後 建具表	78	A-69	屋外北トイレ 改修前 展開図	108	A-99	宿泊訓練棟 改修前・後 1, 2階天井伏図
19	A-10	管理・教室棟 3階平面図				79	A-70	屋外北トイレ 改修後 展開図	109	A-100	宿泊訓練棟 改修前・後 建具表
20	A-11	管理・教室棟 改修前・後 1階平面詳細図・床伏図				80	A-71	屋外北トイレ 改修前・後 1階天井伏図			
21	A-12	管理・教室棟 改修前・後 2階平面詳細図・床伏図			《福祉実習棟》	81	A-72	屋外北トイレ改修前・後 建具表			《屋外トイレ》
22	A-13	管理・教室棟 改修前・後 3階平面詳細図・床伏図	51	A-42	福祉実習棟 仕上表				110	A-101	屋外トイレ 仕上表
23	A-14	管理・教室棟 改修前・後 断面詳細図	52	A-43	福祉実習棟 1, 2階平面図				111	A-102	屋外トイレ 改修前・後 平面図
24	A-15	管理・教室棟 改修前 1階展開図	53	A-44	福祉実習棟 改修前・後 1階平面詳細図			《北校舎》	112	A-103	屋外トイレ 改修前・後 建具表
25	A-16	管理・教室棟 改修後 1階展開図	54	A-45	福祉実習棟 改修前・後 1階床伏図	82	A-73	北校舎 仕上表			
26	A-17	管理・教室棟 改修前 2階展開図	55	A-46	福祉実習棟 改修前・後 断面詳細図	83	A-74	北校舎 1, 2階平面図			《その他》
27	A-18	管理・教室棟 改修後 2階展開図	56	A-47	福祉実習棟 改修前 展開図	84	A-75	北校舎 3階平面図	113	A-104	全体仮設計画図（ｽﾃｯﾌﾟ）図（参考）
28	A-19	管理・教室棟 改修前 3階展開図	57	A-48	福祉実習棟 改修後 展開図	85	A-76	北校舎 改修前・後 1階平面詳細図	114	A-105	留意事項・参考工程表（１）
29	A-20	管理・教室棟 改修後 3階展開図	58	A-49	福祉実習棟 改修前・後 1階天井伏図	86	A-77	北校舎 改修前・後 1階床伏図	115	A-106	留意事項・参考工程表（２）
30	A-21	管理・教室棟 改修前・後 1・2階天井伏図	59	A-50	福祉実習棟 改修前・後 建具表	87	A-78	北校舎 改修前・後 2階平面詳細図	116	A-107	留意事項・参考工程表（３）

課 長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当

徳島県土木整備部営繕課				工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築	図面番号	A-00	 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1級33707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福高一丁目5番6号 TEL(088) 625-5505(代)	通し番号 01
設計	竣工	図面名	表紙、図面リスト	縮尺	A2=— A3=71%				
R6.6									

営繕工事共通仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称

R7富緒 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築

2. 工事場所

小松島市中田町字原/下28ー1

3. 建物概要

建物名称 ・改修概要	【管理・教室棟】1～3F リニューアル 改修対象面積：78,99m2
	【教室棟（東）】1～3F リニューアル 改修対象面積：73,39m2
	【福祉実習棟】1F リニューアル 改修対象面積：26,09m2
	【特別教室棟】1・3F リニューアル、2F PS・天井改修対象面積：60,30m2
	【屋外北トイレ】1F リニューアル 改修対象面積：30,24m2
	【北校舎】2F リニューアル、1F PS・天井、3F PS改修対象面積：65,04m2
【畜泊訓練棟】1・2F リニューアル、1F ドレーン・グ・ス・ル天井 改修対象面積：93,70m2	
【屋外トイレ】1F リモデル 改修対象面積：9,89m2	
消防法施行例附表第1の区分	

4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	トイレ内部改修工事
空間一式工事	トイレ内部改修工事

5. 猛兽を考慮した工期

猛兽による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

① 作業不能日数： 9 日間

② 観測地点：環境省が公表する四国地方、徳島 徳島 地点

③ 気象状況により工期中に発生した猛兽による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方、徳島 地点における

WGOT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものと（小数点以下第一位を四捨五入する。）」が

①の日数から着しず乗じた場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

④ 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛兽および熱中症対策に係る試行要領（案）」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4,12建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

Ⅱ. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部室修の下記による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「**仕様**」という。）
- ・ 公共施設工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「**改標仕**」という。）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- ・ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版
- ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「**標準図**」という。）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版
- ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官庁官庁営繕部監修）を参考とする。

- ・ 建築工事監理指針 令和4年版（以下「**監理指針**」という。）
- ・ 建築改修工事監理指針 令和4年版
- ・ 電気設備工事監理指針 令和4年版
- ・ 機械設備工事監理指針 令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- ① 質問回答書（2から5に対するもの）
- ② 補足説明書
- ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
- ④ 図面
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コンパス）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出し内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- ・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- ・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- ・訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。

6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承認を受けること。
- ② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ③ 施工図、現寸図、見本等、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承認を受けること。

7. 下請負人の選定

① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用する技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「**施工体制台帳**」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び提示

受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工期関係が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の提示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に提示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- ① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承認を受けること。
 - ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とす。
 - ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とす。
- ② 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- ① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- ② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- ③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- ④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建設発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処 理すること。
- ⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を考えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設への遮断に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシード掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシード外しの作業を含む。）を行 ったときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- ⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- ⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの規格、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- ⑪ 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの規格忘れ防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しな ければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- ⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- ⑬ 受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における遮断防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- ⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕施設現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの上階（天井）のスラブはつ工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承認を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- ⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時に、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある木やメッシュシート等の資機材については、足場の下に設置させず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- ⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- ⑲ 既設配管等を破壊させた場合を除き、電気、雨水等の影響範囲及び破壊防止のための対策について関係者と協議すること。
- ⑳ 事故により、停電、雨水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- ㉑ 給水管近傍の作業で給水管を破壊するおそれがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移動について協議すること。
- ㉒ 受注者は、工事施設工途中に工事的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材片置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

- 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通路等員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を行い、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えない。
- ② 過積載による違法運行の防止
- 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- ・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みを行わないこと
 - ・さし掛設備、不表示車は使用しないこと
 - ・過積載車両、さし掛設備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - ・過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づき物及び有価財と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進条例その他関係法令等に従い処理すると。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
 - 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様の準一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
 - 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様の準一般共通事項「建設発生土の処理」による。
 - 5) 解体時に、照明器具、変圧器及び送配コンタクトのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
 - 6) 空堀等他の整備や撤去処分を行う場合は、コンクリートの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律はめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものも使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
- 既存の分析調査結果の資与 (あり、**なし**)
- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。
 - ・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）、又はこれに同等の能力を有する者が行うこと。
 - ※同等の能力を有するとは、（一）日本アスベスト健康診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
- 3) 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
 - ・その場合の分析方法は、JIS A 1481によること。
 - ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員も結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に置くこと。
 - ・調査結果は3年間保存すること。
 - ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 4) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立ち入り禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- ③ 建設リサイクル法通知事項の提示

- 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日まで「建設リサイクル法通知承諾」を提示し、工事のしん工決定が終了するまで置出しなくてはならない。ただし、「建設リサイクル法通知承諾」提示後の全写真又は電子抽籤の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン（建築工事編）」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知承諾」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者へ交付することとする。
- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行う。
- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に関する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加齢アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一）財）日本建設情報総合センターのコーパス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コーパス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に提示（デジタルサインージュによる提示も可）すること。
 - 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
 - 5) 受注者は、工事後速やかにコーパス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
 - 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
 - 7) 受注者は、コーパス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーজন法を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

- 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元へ交付しなければならない。
- ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する工事の承認事項等
- 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法の手続き状況や、搬出先が廃土規制法の許可地等であること適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとする、特記に工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）、前項で行った確認結果を、委託し搬出先に対して、法令等に基づき通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員へ写しを提出しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の提示と保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。また、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- (2) 他の建設現場へ利用する場合
- (3) ストックヤード運営事業者登録簿により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という。）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承認を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」に記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。

③ 県産木材の原則使用

- 1) 受注者は、工事的物及び仮設仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特種の理由がある場合にはこの限りでない。
 - 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 3) 受注者は、積負代金額が900万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。
- 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により認められる場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- 6) 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フロンキング、養生木脚ボード（パーティクルボード）、横桟板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上と正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。また、それらの木材又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行われるものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に採集業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で「原料・製品等」を保管しているが証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- 7) 横桟板に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承認を受けて、当該製品の仕様及び指図書による。
- ④ 県内産木材の原則使用

- 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特種の理由がある場合はこの限りでない。
- 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの施工計画書に記載するものとする。また、積負代金額が900万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。

県内産資材（次のいずれかに該当するもの） ・材料の大部分を県内産の原材料を使用している製品 ・徳島県内の工場で加工、製造された製品 （注） ・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 ・県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 ・公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。
--

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承認を得なければならない。

⑧ 県内産再生石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条第1項に該当し許可を有する施設（同法第15条の20第61項に該当する施設）を除く。）で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加齢アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく「徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了まで「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発生する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1から5を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フロンキング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上壁材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保溫材、断熱材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びフスレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジメチル及びフタル酸ジメチルエチルキシルを含有しない揮発性の可変剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料（珪素を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図面に記載が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、横仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場で監督員は質疑できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は答復照へ問い合わせ、工事に関連しないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画に当たって適切な処置を講ずること。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な措置をとること。
- ④ 施工にあつては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理に当たり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を受け、監督員の検査を受け、承認を受けての工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければならない確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要項（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総経第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械である。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公算課「建設機械の排出ガス削減技術の開発」、又はこれに同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれに同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス削減装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。このにより認められる場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス削減装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

② 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成18年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

③ 特定自主検査機

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済み済の機を使用し、その検査証明書（検査記録簿の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正経路の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する経路等を燃料として使用してはならない。

また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「富緒工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「富緒工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に貼付すること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バウード等については、奥座木材を用いた本製品を優先して使用よう努めなければならない。奥座木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに任意仮設における奥座木材購入実績報告書を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・区画線工事、舗装工事、橋梁設置工事、照明灯工事
- ・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額（設計金額）1千円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額（設計金額）1千円以上3千円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額（設計金額）3千円以上の工事
原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・旋回の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これより少ないことができる。

	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千円未満		—	1回
3千円以上5千円未満		—	2回
5千円以上1億円未満		1回	2回
1億円以上		2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事という。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時に実施される場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場の撤去されしけん工検査時に検査員による出来形等の確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施に監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とする）。
- ③ 提出書類
 - ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
 - ・工事写真（電子データ2部）
 - ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
 - ・保全に関する資料
 - ・その他監督員が指示する図書（必要部数）
- ④ しん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で明確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によると。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承認を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができ。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
 - ・杭及び基礎工事
 - ・コンクリート躯体工事
 - ・屋外付帯工事
 - ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋エンタート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他

- ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
- ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者は調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に際し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人が6報告があったときには、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に下請する場合、下請工事の施工に際して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められる場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28. 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書
1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次に示す。

- この改修工事は、日常の学校生活を継続しながらの施工となり、学校の授業に影響が出ないように十分に配慮しなければならない。作う工程は、休日又は夜間に行うことを見込んでいる。よって、学校のテスト期間中などを考慮した詳細工程を作成し、学校管理者と調整をしながら学校の運営に影響が出ないようにする。
- 別途設備工事との取り合いが多いことから、建築・設備の総合圖のとりまとめや、現場進行管理等、本改修工事の全体調整は、本工事受注者が積極的に行うこと
- 学校を使用しながらの改修工事のため、工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、整理整頓、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、生徒・学校関係者及び来客者の安全・衛生確保に努めること。
- 管理・教室棟ステップ(既存電気幹線)については1階職員便所天井裏を通してあり、電気幹線養生について十分現地確認・学校管理者との協議を行い施工を進めること
- 各ステップごとの給水切り回しを行うにあたり、学校の運営に支障を及ぼす工程の為、学校管理者と協議の上、日程調整を行うこと。

2. 施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

3. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 202 日間配置すること。

- 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられていない）義務付けられていない）
- 警備員は、延 202 人（昼 202 人、夜 0 人、うち検定合格警備員 0 人）を見込んでいる。
- 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の業務を負う旨を定めなければならない。
- 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

4. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、横仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	旭鉱石(株)★優良認定業者 (中間処分)	○	徳島市飯谷町枇杷の久保13-4 徳島市飯谷町枇杷の久保17-3、20	7.0	1,600	t
コンクリート(有筋)	旭鉱石(株)★優良認定業者 (中間処分)	○	徳島市飯谷町枇杷の久保13-4 徳島市飯谷町枇杷の久保17-3、20	7.0	2,000	t
アスファルト	横工業 (中間処分)		徳島市錦田町新開66-100 徳島市錦田町新開66-100	4.3	1,900	t
金属(処分)	(有)荒木商店★優良認定業者	○	徳島市津野町楠木野庭9番地 徳島市方上町鶴島2-1-23-1	4.3	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	19.7	5,640	t
木材	(有)徳島興産★優良認定業者	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	6.2	10,000	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	19.7	35,000	t
石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町香葉字西原284-1 阿波市市場町香葉字西原284-1	37.0	15,000	t
生木	(有)徳島興産★優良認定業者	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	6.2	10,000	t
根株	(有)徳島興産★優良認定業者	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	6.2	20,000	t
アスベスト含有成形板等	(株)明和カーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	95.4	36,000	m3
廃石綿等	(株)明和カーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	95.4	60,000	m3

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

5. 有腐材の処理

- 有腐材（鉄骨・軽量鉄骨・アルミサッシ・スチールサッシ）
- 古物商で適切に処理すること。

6. 他工事との取り合い

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

7. 技能士の適用

- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。
- 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印……適用作業

工事項目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	どび	㊦ どび作業
鉄筋	鉄筋施工	㊦ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	㊦ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ㊦ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	㊦ 大工工事作業
屋根及びい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	㊦ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ヒル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	㊦ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	㊦ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ㊦ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ㊦ 木質系床仕上げ工事作業
	装束	・ 装具作業、装束作業
配管	配管	・ 建築配管作業
電気	電気	・ 電気工事作業
機械設備	冷凍空調機械設備施工	・ 冷凍空調機械設備工事作業

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工物の現状確認、排水経路及び配水管の流束処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. 足場等

- 仮設仮設材及び経年仮設材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。

- 労働安全衛生法に基づく構造規格
- (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるものの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承認を得ること。

- 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第七に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60 日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30 日前までに所轄労働基準監督署長に届け出を要すること。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

- 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に蓄積誤指定の足場チェックシートを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

- 外部足場(図示の通り)

3章 防水改修工事

1. 一般事項

- 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図面に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。
- 降雨等に対する養生方法は、（上屋シート養生・平屋天井養生・その他（ ））とする。

2. シーリング

- シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
- プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
- 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
- シーリング面への仕上素材仕上げ等（ ）を行う（ ）。
- 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（簡易（ ）性試験・引張接着性試験）を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承認を受けて、試験を省略することができる。

⑥ 種類及び施工箇所						
記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験
SR-1	1成分シリコン系	撤去	水廻り等	再充填工法	5×5	
SR-2	2成分シリコン系					
PS-2	ポリサルファイド系					
MS-2	変成シリコン	撤去	建具廻り等	再充填工法	15×10	簡易接着試験
PU-2	ポリウレタン系					

4章 建具改修工事

- 一般事項
① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び屋根ふき材、外装材及び屋外に面する構造の基準（昭和46年建設省告示第109号）Jに基づき、安全性を確認すること。
② 建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承認を受けること。
③ 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。
④ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。
⑤ 防犯建物部品の適用は、建具表による。
⑥ 防火戸の指定は建具表による。
⑦ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

改修工法等		
区 分	かぶせ工法	撤去工法
撤去の範囲		図示（平面詳細図）
既製建具の種類		図示（建具表）
新設建具の種類		図示（建具表）
建具周囲の補修工法及び範囲		図示（詳細図）
シーリングの種類		4章 防水改修工事 シーリング参照
サッシアンカー		公共工事標準仕様書に準ずる
養生範囲		図示（各階平面仮設図）

鋼製建具						
耐風圧性	気密性	水密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所
—	—	—	—	—	—	図示
建具表参照						

- 防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。
② 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。
なお、あらかじめ酸塩処理又はフクロメット処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。
③ 難燃気密型ドアセットの遮音性、水密性は建具表による。
④ 鋼板厚の厚さは、建具表による。
⑤ 製造所・評価名簿による。

鋼製軽量建具					
気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備考
—	—	—	—	内部	

- 鋼板厚の厚さは、建具表による。
② 難燃気密型ドアセットの気密性、水密性は建具表による。
③ 製造所・評価名簿による。

- 建具用金物
① 金物の種類及び見え廻り部の材質は、改標仕様5.6.1による。
② 金属製建具に使用する丁番は改標仕様5.6.2による。
③ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。
④ 樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕様5.6.3による。
⑤ 木製建具に使用する丁番は改標仕様5.6.4による。
⑥ 握り玉及びレバー・ハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。
⑦ マスターキーは、製作する（ 3 組）。その他の鍵の制作本数は（ 3 組）

自閉式上吊り引戸装置	
① 設置場所	教室棟（東）1階 多目的トイレ
適用戸の総質量（kg）	約40kg
手動開き力（N）	15N以下（40kg以下）、20N以下（40kg超）
手動閉じ力（N）	15N以下（40kg以下）、20N以下（40kg超）
閉じ速度の調整	ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能をもつこと
制動区間	閉まり際で明らかに減速すること
開閉繰り返し	20万回の耐久試験で、上吊り機構、緩れ止め機構、自閉装置及び制動装置に異常がないこと。なお、自閉装置及び制動装置については、10万回を超えたのち、1回の調整を行うことができるものとする。
耐衝撃性	1回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障がないこと

- 製造所・評価名簿による。

7. ガラス

板ガラス			
種 類	品 種	厚 さ	備 考
型板	—	4mm	F4 建具表参照

- シーリング材は、改標仕様5.3.7.1による。
② 工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。

5章 内装改修工事

- 一般事項
① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

- 撤去並びに下地補修
各改修工事の仕様は、仕様・仕上表による。

既設床仕上げの除去 改標仕6.2.2(1)参照			
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考
ビニール床シート ビニール床タイルゴム系 床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部（図示）	部分的な不良箇所に対する指示を記入。 また、木床組の場合、撤去範囲を記入。
合成樹脂床	機械的除去工法目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上	
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上	
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上	
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上	

コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照

下地の状況 下地処理方法		備 考 欄
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合
穴填部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後デッキブラシ等で清掃	建厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、 カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修

- 改修後の床の清掃範囲は図示する。

- 壁改修
・ コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照
・ 間仕切壁撤去に伴う構造体の補修
モルタル塗り ※施工箇所は図示による。
塗り厚25mm超の場合の補修を（ 行 ） ・ 行わない（ ）

機械等の区分		既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
油圧クラッシャー使用		
ダイヤモンドカッター使用		図示
ハンドブレイカー使用		図示
アクリレッシュウォータージェット使用		

- 木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)・(3)及び(4)参照

撤 去 区 分		既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
壁下地を含む全面	図示	
ボード面まで		
ボード面を残し仕上げのみ		

天井改修 改標仕6.4.2参照		既存壁取合の補修範囲及び内容
天井下地を含む全面		照明器具による補強が必要な場合は、その内容も記入
ボード面まで		
ボード面を残し仕上げのみ		
・ 既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付け。 ・ 既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。		

- 軽量鉄骨壁下地
① JIS A 8517の規格品とする。
② スタッド、ランナ等の種類は、（ 65×90 型）とし、改標仕様6.7.1による。
③ 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は（ 改標仕6.7.4(5)による ）
④ ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

- 軽量鉄骨天井下地
① JIS A 8517の規格品とする。
② 野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕様6.8.1による。
③ 耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ビロチー天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。
④ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認しとうえ使用すること。
⑤ 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速V=(³⁶)m/s
地表面粗糙度区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）
積雪区分 建設省告示第1455号 別表（ ）
⑥ 屋外の野縁受け、つりボルト及びインサート、野縁の間隔は図示による。
⑦ ダクト等によって、つりボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。
⑧ 天井のふところ3m以上の箇所の場合の補強方法は図示による。
⑨ 天井下材材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。
⑩ 屋外の軒、ビロチー等の天井における耐風圧性を考慮した補強は図示による。

5. ビニル床シート張り(JIS A 5705)、ビニル床タイル張り(JIS A 5705)、及びゴム床タイル張り

材質	種類・規格	色柄	厚さ	幅 木		接着剤	施工箇所	備 考
				材質	厚さ			
複層ビニル床シート	FS	マゼール	2.0mm	塩ビ	バーナ仕様	100	塩ビ樹脂系	仕上り表による

- ① 帯電防止床シート： 種類()、 厚さ()、 性能()
② 耐動荷重性床シート： 種類()、 厚さ()
③ ビニル幅木：材質(鉄鋼 ・ 硬質)、 高さ(60 ・ 30 ・ 100)、 厚さ()
④ 視覚障害者用床タイル： 種類・色()、 形状・寸法()

6. フローリング張り

ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆のフローリング及び接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

品名	種別	樹種	厚さ	寸法	模様	工法	釘・接着剤の種類	表面仕上・塗装	備考

・既存品に含わせる

7. セッコウボードその他ボード及び合板張り

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考
セッコウボード JIS A 6901の規格品	壁	突付け	12.5	不燃	スクリュー	LGS	
	天井	突付け	9.5	準不燃	スクリュー	LGS	
化粧セッコウボードトラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	準不燃	スクリュー	LGS	
化粧セッコウボード杉板目プリント JIS A 6901の規格品							
	壁						
吸音用穴あきセッコウボード JIS A 6301の規格品	壁						
	天井						
無機繊維強化セッコウボード JIS A 6901の規格品							
ロックウール化粧吸音板 JIS A 6301の規格品							
ロックウール吸音材 JIS A 6301の規格品							
グラスウール吸音材 JIS A 6301の規格品	壁						
	天井						
ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品							
木毛セメント板 JIS A 5404の規格品							
	壁						
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁						
	天井						
火山性ガラス質複層板 (VSボード) JIS A 5440の規格品							
普通合板 農林省告示第233号	壁	突付け	12.0	難燃 耐水	スクリュー	LGS	フロンク
	床	突付け				直床	直床滑張
天然木化粧合板 農林省告示第233号							
特殊加工化粧板 農林省告示第233号							
電熱合板 農林省告示第1869号							
不燃珪藻土化粧板	壁	突付け	3.0	不燃	専用接着剤	タイル・モザイク	

合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDF使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

8. モルタル塗り

施工箇所	仕上りの種類	目地の材質	防水の有無	備 考
壁	全ゴテ	—	無	図示

- ① モルタルは (現場調合材料 ・ 既調合材料)とする。
② 現場調合材料の場合は改修仕6.15.3(1) (ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。目地の位置及び寸法は図示による。
③ 防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。
④ 総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。

9. セメントモルタルによるタイル張り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		再生材の適用	耐凍害性		耐滑り性	備考
		I 類	II 類	III 類	施す	施す	有	無	標準	特注		有	無		
屋外トイレ・床(1F・2F)	50角	○				○		○	○		有		○	○	床

- ① 壁タイル張りの工法 ()
② 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
③ タイルの製造所：原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。
④ 見本焼きを (得る ・ 行わない)。
⑤ 試験張りを (得る ・ 行わない)。
⑥ 既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。
⑦ 保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。

10. カチオン系樹脂モルタル塗り

- ① 塗り厚さ (10) mm

11. トイレブース

表面材の種類	脚部	ドアエッジ		備 考
	形状	形状	材質	
強化化粧板	SUS市木	R角	FRP	

◎製作所：評価名簿による

◎トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

12. 鏡

- ◎防湿性を有するもので、厚さ5mmとする。
・隣間土境にフロスト加工 (図示)

13. 洗面カウンター

材種 ・ 珪藻土樹脂化粧張り (心材：修正材) ・ 人工大理石
奥行：約600mm
◎詳細は各部詳細図による

14. 手すり及びクランプ

材種	表面処理	直径	取付箇所	備考
SUS304	研磨	34φ	図示	手すり

15. 天井点検口

材種	寸法	形式	外枠	内枠
アルミ	600×600	一般形	樹脂	樹脂

◎製作所：評価名簿による

16. 面台

材種	表面処理	形状	取付箇所	備考
SUS304	研磨	各部詳細図参照	平面詳細図参照	

17. 乾式床

- ◎支持脚：金属製ボルト・樹脂材 (ゴム製)
◎台座：パーティクルボード
◎ボード：パーティクルボード 20mm
◎拾張り：耐水ラワン合板 (I 類) 12mm
◎用途タイプ：文書フロア・オフィスタイプ
◎製作所：評価名簿による

18. 汚垂れタイル

◎有機系接着剤によるタイル張り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		再生材の適用	耐凍害性		耐滑り性	備考
		I 類	II 類	III 類	施す	施す	有	無	標準	特注		有	無		
男子便所	800×600 バーナ仕様	○				○		○			有				全面接着工法

19. 相板

◎詳細は各部詳細図による

20. 床下点検口

材種	寸法	形式		備考
SUS304	600×600	密閉型		ボルト固定式

◎詳細は各部詳細図による

21. ストレス巾木
◎厚み 2,0mm H=100mm ステンは端 (メカナ)

22. 不燃クシ化化粧板
◎厚み 3,0mm 常備品 (スゲンード)

6章 塗装改修工事

1. 一般事項
- 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
 - 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
 - ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。

区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
鉄鋼面	—	B種	B種	—	A種	新設面
	—	B種	R B種	—	A種	既存面
	—	B種	R B種	—	—	新設巾木

区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備 考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
モルタル面	—	B種	B種	—	—	新設面
	—	B種	R B種	—	—	既存壁・梁型
	—	B種	B種	—	—	新設壁・天井
ボード面	—	B種	R B種	—	—	既存壁
	—	B種	B種	—	—	新設天井

区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考
ボード面	B種	B種	新設天井

7章 環境配慮(グリーン)改修工事

- I アスベスト含有建材の処理工事
1. 一般事項
- 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
 - 石綿ばく露防止対策等の実施内容を改修は9.1.2.(6)により見やすい場所に掲示すること。
 - アスベスト粉塵濃度測定を(何回 ・ 行わない)。
 - 濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
 - 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
 - 報告書を()部作成し監督員に提出すること。
 - 測定場所及び箇所は図示による。測定時期()
 - 施工計画
 - (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承認を受けること。
 - (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
 - アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

2. アスベスト含有成形板の除去
- ① 養生等
- (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。
養生種別： プラスチックシート 厚さ0,15mm以上
- ② 工法
- (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の除去にききかて行うこと。
- (2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「半ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。
なお、やむを得ず切断、破断等をしなければならぬ場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。
ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負担不要)を行う。
建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。

除去箇所一覧表						
種名	階数	室 名	部位	建 材 種 別	面積	調査方法
特別教室棟	1～3	男女トイレ・準備室	天井材	石膏ボード	t=9mm	78㎡

- ④ 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。
- ⑤ 施工記録等
- (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
- (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

8章 土工事

1. 根切り
- 周辺の状況、土質、地下水の状況等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
 - 敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。
 - 根切り度は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かゝ乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承認を受ける。

2. 埋め戻し及び盛土
- 使用土は(A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種)とし、機器により締め固める。
 - 余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。
 - 六価クロム溶出試験を(行う ・ 行わない)。
 - 行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。
 - 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固結材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)について「六価クロム溶出試験実施要領(案)」(H13.5.11建設第166号一部変更)により実施する。
 - 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。

3. 建設発生土の処理
- 場内敷き均しとする。
 - 場外搬出適正処分とする。
民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m3までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。
ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。
 - 土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。

9章 地業工事

1. 一般事項
- 試験杭の位置及び本数は図示による。仕様は本杭と同じとする。
 - 排水、擁土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。

2. 砂利・砂・削り石及び捨コンクリート地業等
- 材料は、市場品とする。
 - 砂利及び砂地業
 - ・砂利は、(切込砂利 ・ 切込砕石 ・ 再生クラッシュラン)とする。

種別	使用部位	厚さ	粒径範囲
切込砂利			
切込砕石			
再生クラッシュラン	土間スラブ下	100mm	RC40
・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しとする。 ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。 ③ 締固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承認を得ること。 ④ 捨コンクリートは、無筋コンクリート(スラブ15cm、設計基準強度18N/mm2)とし、厚さは 50 mmとする。 ⑤ 床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0,15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。 ⑥ 防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。			

10章 鉄筋工事

1. 材料
- | 規格番号 | 規格名称 | 種類の記号 | 径(mm) |
|------------|----------------------|---------------|-------|
| JIS G 3112 | 鉄筋コンクリート用鉄筋 | | |
| — | 建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋 | — | |
| JIS G 3551 | 溶接金網及び鉄筋格子 | 網目の形状： 寸法： 径： | |
2. 材料試験
- 材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承認を得ること。
3. 鉄筋の継手及び定着
- 鉄筋の継手は(重ね継手 ・ 圧入接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。
 - 鉄筋の継手の位置は図示による。
 - 結束線の端部は内側に折り曲げる。
 - スラブのスパーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材質等について監督員の承認を得ること。また、鋼製のスパーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。
ただし、地階を有しない階土間を除く。
 - 鉄筋の90° 未満の折曲げの内法直径は図示による。
 - 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
- 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、構仕裏53,6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
 - 目地がある場合のかぶり厚は、目地底からの寸法とする。
 - 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭尖端からとする。
 - 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、構仕参考図[1部一基礎及び基礎梁の配筋]～[7部一梁貫通孔その他配筋]による。

5. 配筋検査
- 主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

6. あと施工アンカー工事(耐震改修工事に伴うものを除く)
- あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の工事に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承認を受けること。
 - 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。
 - 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。
 - 施工確認試験を(行う ・ 行わない)。確認強度()kN 試験方法は構仕14.1.3.(エ)による。

- ⑤ あと施工アンカーは 金属系アンカー ・ 接着系アンカー)とする。
- 金属系アンカー
引張耐力(15.2KN)とする。
せん断耐力(20.1KN)とする。
アンカー本体の径(D10)、埋込深さ(40mm)とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。
接合部の経路は(SD295)、径(D10)、長さ(400)とする。
 - 接着系アンカー
引張耐力(23.2KN)とする。
アンカーの種類はカプセル型(ガラス製)とする。

11章 コンクリート工事

1. 一般事項

- ① コンクリートの種類
- I 類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
 - II 類(JIS A 5308への適合したコンクリート)

コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	割合管理強度 F _n (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の 有無	種別	気乾単位容積 重量 (t/m ³)	適用箇所
普通コンクリート	21	21±S	18	有	Ⅰ	2.3	スラブ
普通コンクリート	18	18	15	有	Ⅰ	2.3	土間

③ 構造体コンクリートの割合管理強度は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする。

なお、構造体強度補正値(S)は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。

④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

- 第4週強度確認
原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。
なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

⑤ レディミクストコンクリートの品質確保について

- 単位水量を含む正確な計画調合書を確認すること。
- 単位水量の測定は、150mlに1回以上及び荷卸し時に品質の異常が認められた時に実施する。
- 単位水量を含む調合条件は、標仕による。
- 単位水量の管理目標値は次の通りとして施工する。

計画調合書の設計値との比較値	施工方法
±15kg/m以内	そのまま施工
±15～±20kg/mの間	水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打致する。その後設計値±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。
±20kg/mを超える	生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示する。その後全運搬車の測定を行い、設計値±20kg/m以内であることを確認する。さらに、設計値±15kg/m以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。

※不合格生コンは確実に持ち帰ったことを確認すること。

- 単位水量管理についての記録は書面(計画調合書、製造管理記録、打込時の外気温、コンクリート温度等)と写真により確認する。受入検査とまとめて記録してもよい。

2. コンクリートの仕上がり

- ① コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。
- ② 合板せき板を用いる打放し上げの種類は(A ・ B ・ C)種とする。
- ③ コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。

3. 普通コンクリート

- ① セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。
- 高炉セメントB種適用箇所()
 - フライアッシュセメントB種適用箇所()
- ② 骨材は、標仕6.3.1(2)による。
- ③ 細骨材としてファロニケルスラグ使用(できる ・ できない)。
- ④ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。
- ⑤ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
- ⑥ 試験方法は(円すい ・ 行わない)。
- ⑦ 所要空気量は4.5%±1.5%とする。
- ⑧ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。
- コンクリート中のアルカリ総量の抑制
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O(エヌエー zeroes)換算で3.0kg以下にする。
 - 抑制効果のある混合セメント等の使用
JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
 - 安全と認められる骨材の使用
骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。
試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書F「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書B「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。
- ⑨ 混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承認を受けること。

4. レディミクストコンクリート工場の指定

工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承認を受ける。

5. 型枠

型枠の種類	仕上り種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
気産木製型枠	Ⅰ	なし			
標仕6.8.2(2)ア)	A種	あり			
標仕6.8.2(2)イ)	B種	なし		12	開口補修
標仕6.8.2(2)イ)	C種	なし			
標仕6.8.2(2)イ)	普通型枠	なし			

- ② スリーブの材種(標仕6.8.2(9)、標仕 標6.8.1)
- ③ 打ち放し仕上りの打ち増し厚さは(図示)mmとし、打ち増しの範囲は図示による。
- ④ 打ち放し仕上りのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。

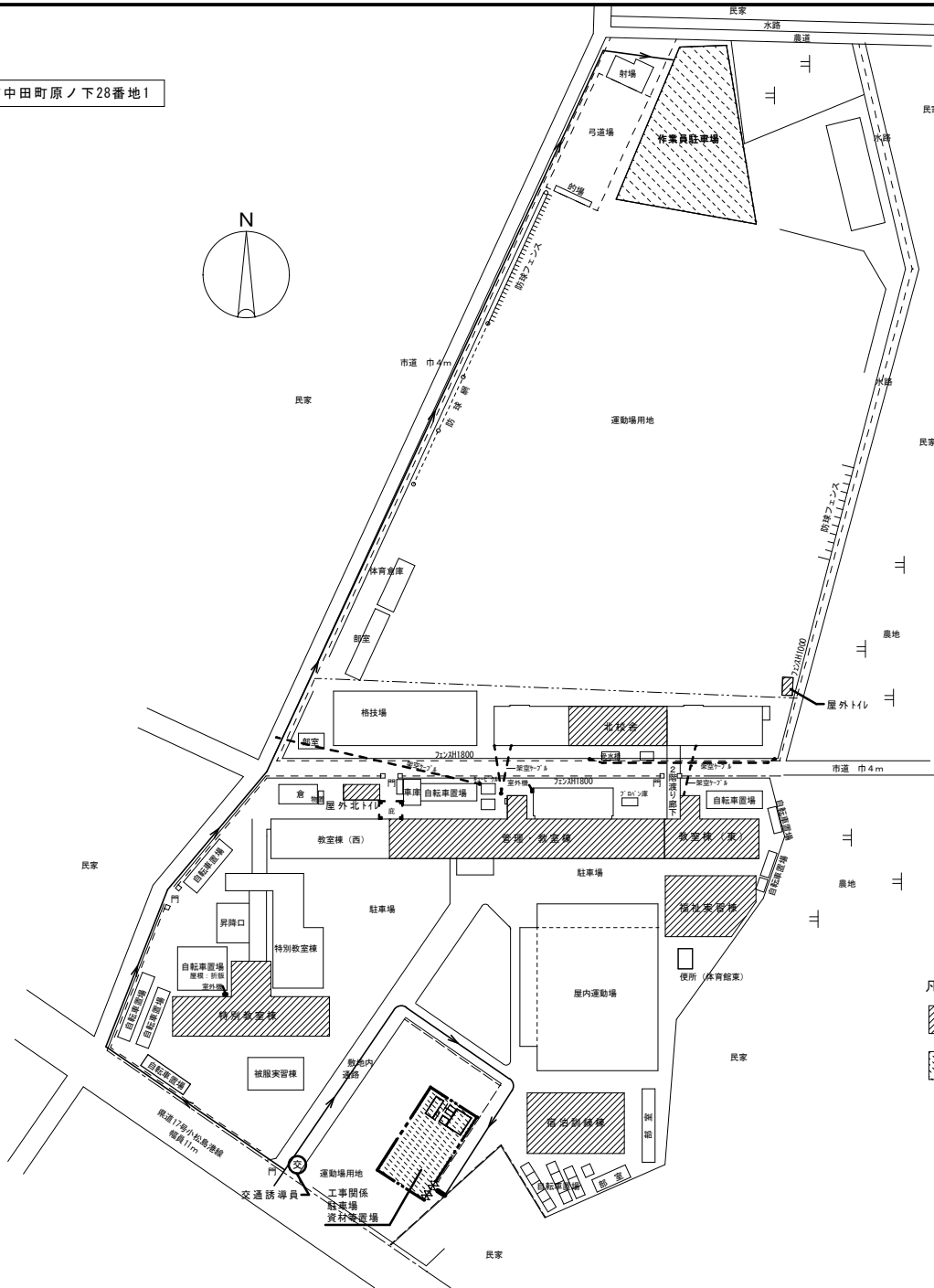
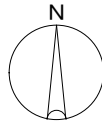
6. 無筋コンクリート

- ① 無筋コンクリートは、次の場合に適用する。
- 捨コンクリート
 - 補強筋を必要としないコンクリート
- ② 設計基準強度(18)N/mm²、スランプ(15)cm
- ③ 適用箇所:



付近見取図

徳島県小松島市中田町原ノ下28番地1



- 凡例
- 工事対象建物を示す。
 - 工事ヤードを示す。
 - 工事用動線を示す。
 - 交通誘導員を示す。(別途建築工事)

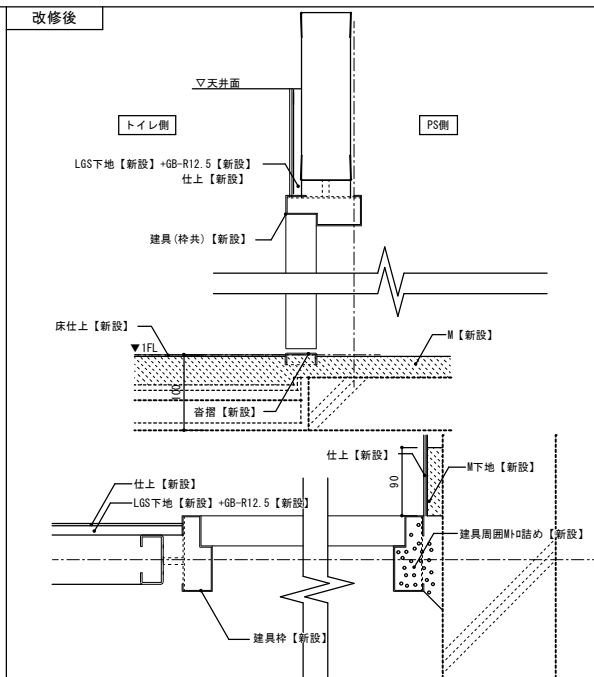
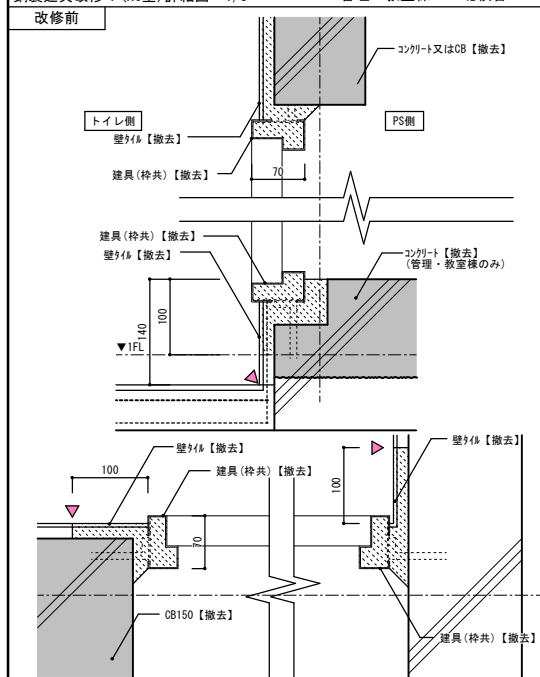
※作業員動線・誘導員配置は全体仮設計画面図(スタッフ図)参考を参照

配置図 1/800

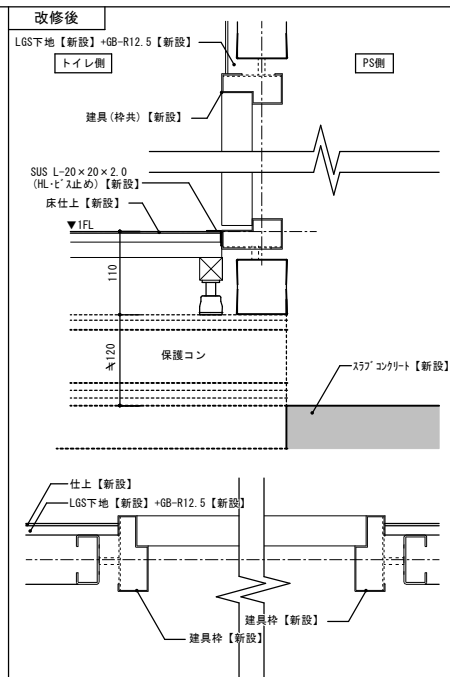
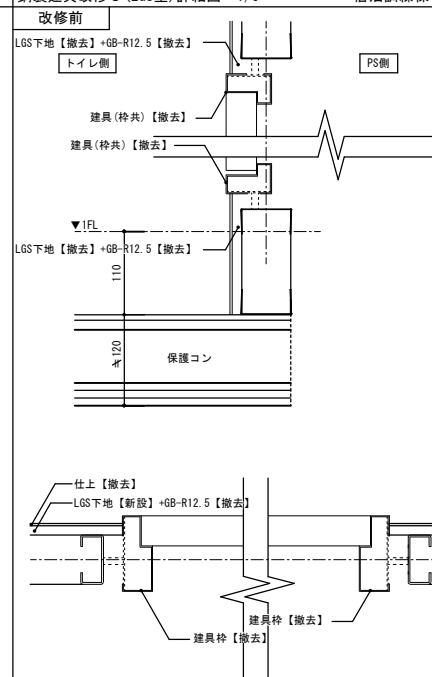
支障物件の確認
◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮置い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施防の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
◎受注者は、既存カクリ・床・壁等の穴明けにおいて、鉄筋及び既存電線管を確認すること。 また、穴明け量出し位置や既存鉄筋状況マーキング(必要に応じて電線管等の位置含む)を行い、監督員の確認を受けて施工すること。

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築	図面番号	A-01	株式会社 宮建築設計 M11YA 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	通し番号 10
設計	R6.6	竣工		図面名	付近見取図・配置図・支障物件図		
				縮尺	A2=1/800 A3=1/196		

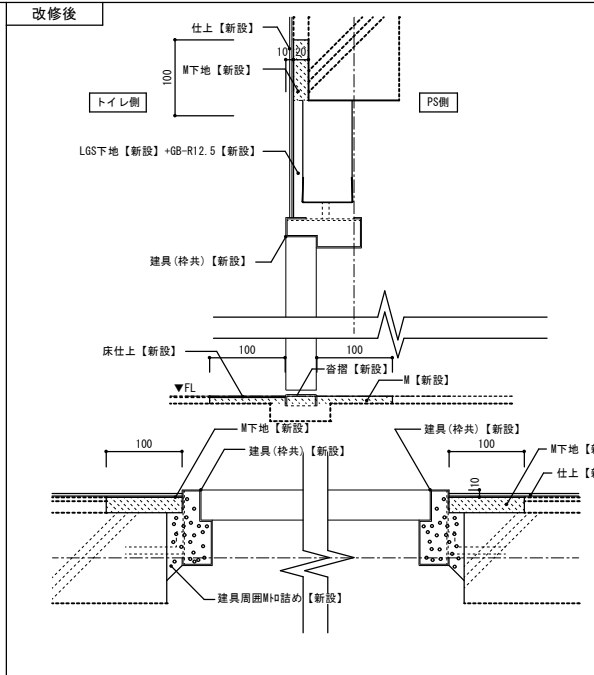
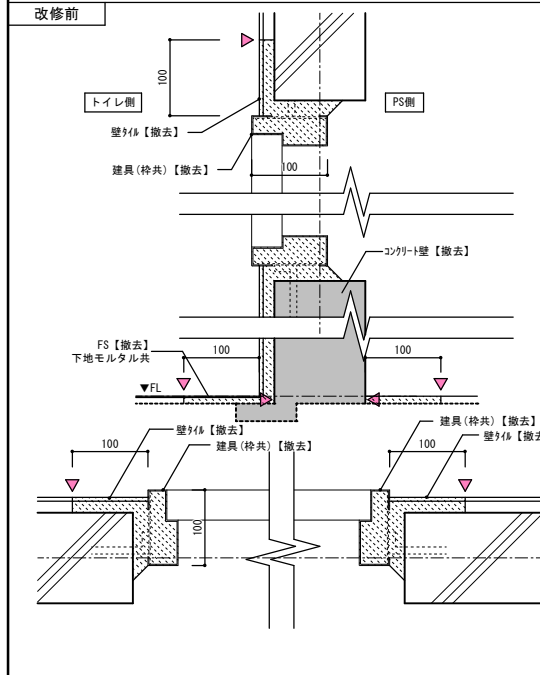
鋼製建具改修 1 (RC壁) 詳細図 1/5 管理・教室棟 北校舎



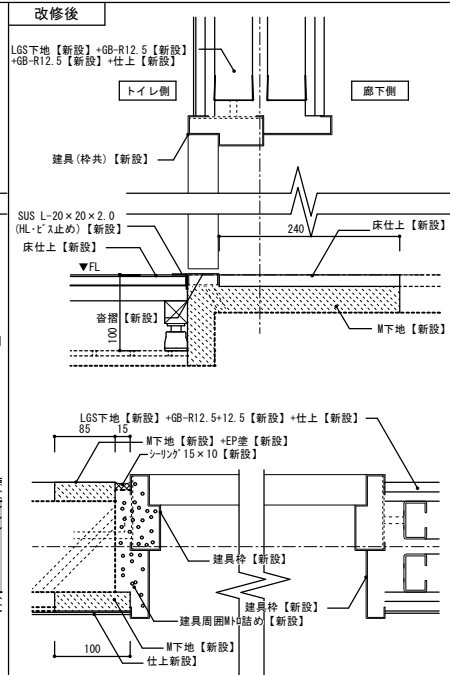
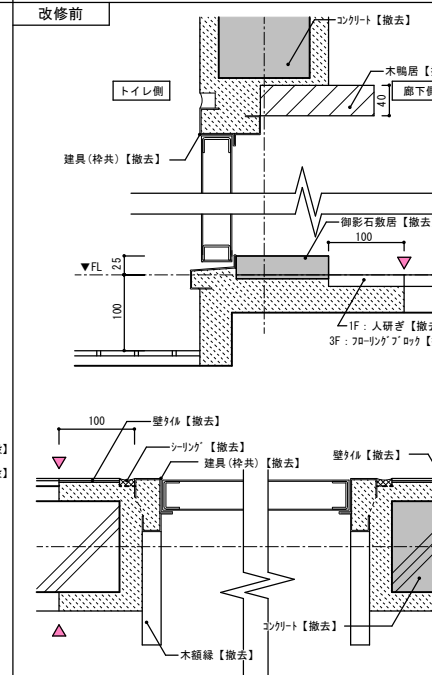
鋼製建具改修 3 (LGS壁) 詳細図 1/5 宿泊訓練棟



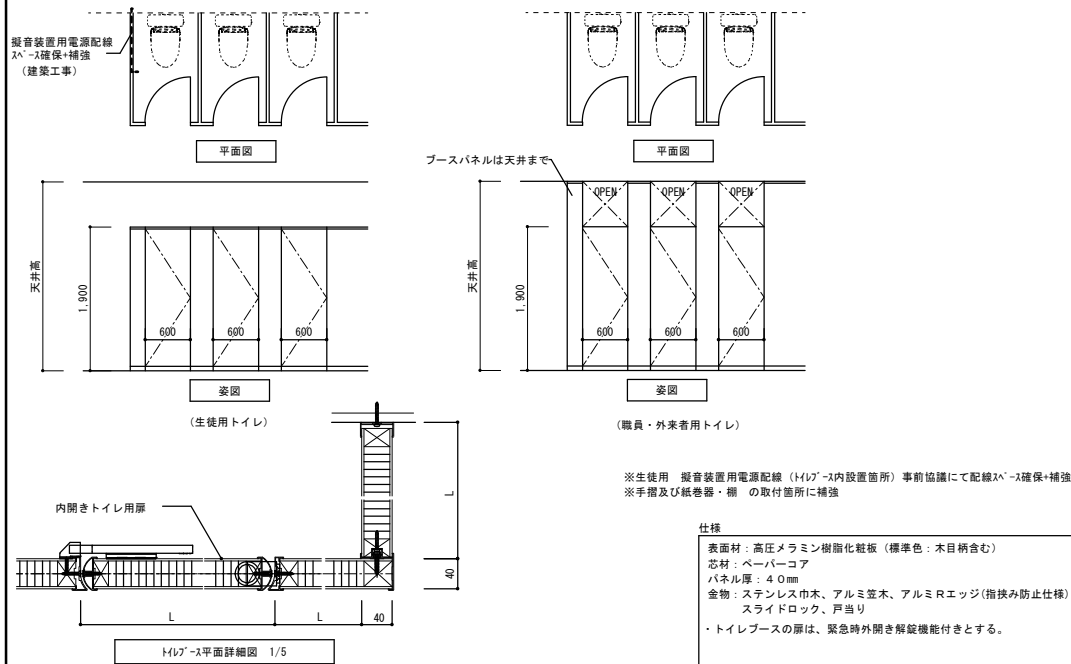
鋼製建具改修 2 (RC壁) 詳細図 1/5 教室棟 (東)



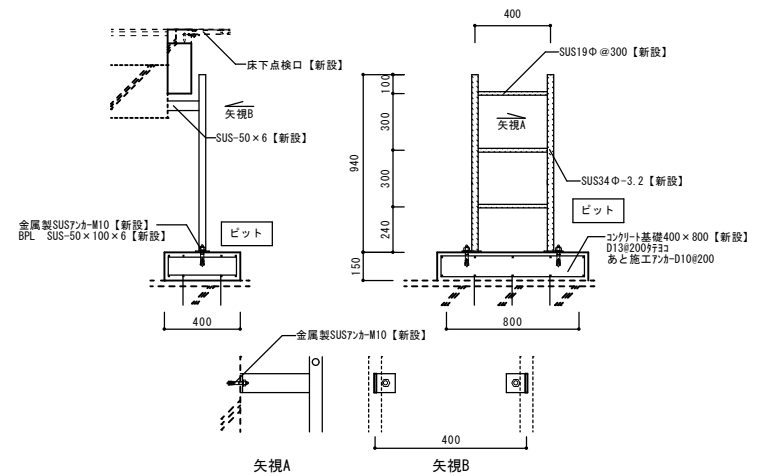
鋼製輕量建具改修(LGS壁)詳細図	1/5	特別教室棟 (1.3階 出入口)
-------------------	-----	------------------



トイレブース詳細図（参考図） 1/50



タラップ（ピット内）詳細図 1/20

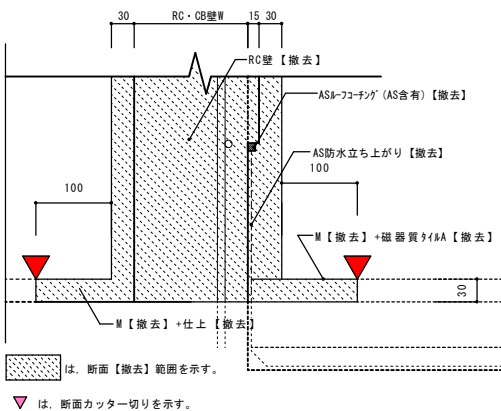


壁取付部詳細図 1/10

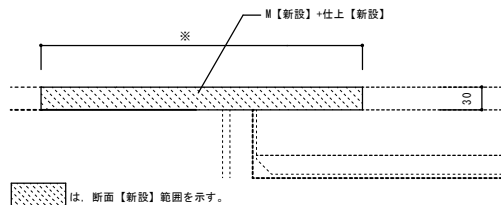
タラップ新設リスト		
室名	H (単位:mm)	数量 (単位:個数)
宿泊訓練棟 1階 女子トイレ	940	1

RC・CB間仕切壁撤去 1/5

改修前

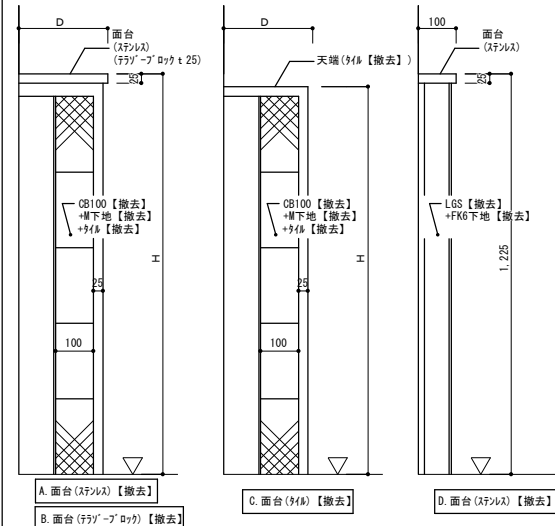


改修後



既存ライニング詳細図 1/10

改修前



様名	室名	種類	D	H	L	数量
管理・教室棟	2.3階多目的H	A	325×150	1200	1100×2000	2
管理・教室棟	2階 SK	A	250	1000	1050	1
管理・教室棟	3階 SK	A	300	1050	920	1
管理・教室棟	3階 SK	A	300×255	1450	2600×3100	1
教室棟(東)	1階多目的H	A	100	1000	900	1
教室棟(東)	1階 SK	A	150	1000	630	1
福祉実習棟	身体障りH	A	120	1000	1500	900
福祉実習棟	男子トイレ	A	270	1500	2050	1
福祉実習棟	男子H・手洗い	A	270	1300	900	1
福祉実習棟	女子トイレ	A	120	1000	2270	1
福祉実習棟	1階 SK	A	150	1300	750	1
特別教室棟	1階 男子H	C	100	1200	5500	1
特別教室棟	1階 女子H	C	100	1200	1800	1
特別教室棟	3階 男子H	C	100	1200	4900×1800	1
特別教室棟	3階 女子H	C	100	1200	5500	1
屋外北トイレ	男子トイレ	A	130	1400	3400	1
屋外北トイレ	女子H・手洗い	A	130	1100	2150	1
屋外北トイレ	女子H SK	A	130	1100	1250	1
北校舎	女子H SK	D	100	1225	720	1
北校舎	男子H	D	100	1225	670	1
北校舎	男子トイレ	D	280	1225	2400	1
宿泊訓練棟	1階 男子H	B	135	1200	2500	1
宿泊訓練棟	2階 男子H	B	110	1200	2700	1

凡 例							
符 号		仕 様		符 号		仕 様	
PS	ﾊﾞｲﾌﾟｼｬﾌﾄ	GB-S12.5	ｼｰｼﾝｸﾞせつこうｶﾞｰﾄﾞ t12.5 不燃 NM-9639程度	GW50	ｸﾞﾗｽｸﾙｰﾙ 24k g/m ³ t50		
EPS	電気設備用ﾊﾞｲﾌﾟｼｬﾌﾄ	GB-R9.5	せつこうｶﾞｰﾄﾞ t9.5 準不燃 QM-9828程度	GW100	ｸﾞﾗｽｸﾙｰﾙ 24k g/m ³ t100		
		GB-R12.5	せつこうｶﾞｰﾄﾞ t12.5 不燃 NM-8619程度				
CB	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸC種			SOP	合成樹脂調合ﾍﾞｲﾝﾄ塗り		
RC	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	GB-D9.5	化粧せつこうｶﾞｰﾄﾞ t9.5 不燃 NM-1864程度	EP	合成樹脂ﾏﾙｼｮﾝﾍﾞｲﾝﾄ塗り		
				EP-G	つや有合成樹脂ﾏﾙｼｮﾝﾍﾞｲﾝﾄ塗り		
M	ﾓﾙﾀﾙ						
S	鉄骨下地						
LGS	軽量鉄骨下地						
AL	ｱﾙﾐﾆｳﾑ	FK6・FK8	無石綿けい酸ｶﾙｼｳﾑ板 t6・t8 不燃 NM-8578程度				
SUS	ｽﾃﾝﾚｽ	不燃ﾌﾗﾐﾝ化粧板t3	不燃ﾌﾗﾐﾝ化粧板t3 不燃 NM-2183程度				
樹脂M	樹脂モﾙﾀﾙ	DR9・DR12	ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板t9・t12(ｸﾞﾗﾌ付) 不燃 NM-8599程度				
Cこて	ｺﾝｸﾘｰﾄこて仕上	ﾋﾞﾆﾙｸﾞﾗｽ AAｼﾝｸ	不燃 NM-9839程度				
O金ごて	ｺﾝｸﾘｰﾄ金ごて仕上	耐水B12	ﾗﾝﾌﾟ含板(1類)t12	AS防水	ｱｽﾌальﾄ防水E-2+防水保護ｺﾝｸﾘｰﾄ		
M金ごて	モﾙﾀﾙ金ごて仕上						
FS	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t2.0 (溶接工法)	ﾀｲﾙA	100角陶器質ﾀｲﾙ				
FS (ﾄｲﾚ用)	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t2.0 抗菌仕様 (溶接工法)	磁器質ﾀｲﾙA	50角磁器質ﾀｲﾙ				
		汚垂れﾀｲﾙ	800×600角ﾃｰﾊﾞｰ仕様(t=13) 磁器質ﾀｲﾙ				
VB	軟質ﾋﾞﾆﾙ巾木						

《管理・教室棟（リニューアル）》内 部 仕 上 表

※洗面カウンター【撤去】は水栓等付属品含んで建築工事

※洗面カウンター【新設】は自動水栓含んで建築工事

階	室 名	改修前後	床		巾木 特記無き下地は壁面材 特記無き巾木HはH=60		壁		廻 縁	天 井		天井高	備 考
			下 地	仕 上	下 地	仕 上	下 地	仕 上		下 地	仕 上		
1階	女子職員トイレ	改修前	RC+塗膜防水+タタミタタミ+M M【一部撤去】 RC+M【一部撤去】	磁器質タイルA【一部撤去】	RC+M CB150【撤去】+M【撤去】	タイルA タイルA【撤去】	RC+M CB150【撤去】+M【撤去】	タイルA タイルA【撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2.440	トイレブース【撤去】 手すり【撤去】 200角ビクサイン【撤去】
		改修後	M補修【一部新設】 RC補修【一部新設】	樹脂M【新設】 下地調整【一部新設】 FS（トイレ用）【新設】	タタミ（既存） LGS【新設】	壁仕上【新設】+SUS巾木100【新設】 壁仕上【新設】+SUS巾木100【新設】	タイルA（既存） LGS【新設】	不燃メラミン化粧板t3（タイル面）【新設】 GB-R12.5+12.5+GM【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】 GB-R12.5【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.400	トイレブース【新設】、欄【新設】手摺【新設】 洗面カウンター【新設】、鏡【新設】 天井点検口【新設】 200角ビクサイン【新設】 既存タタミ【取外し・再交付】
	男子職員トイレ	改修前	RC+塗膜防水+タタミタタミ+M M【一部撤去】 RC+M【一部撤去】	磁器質タイルA【一部撤去】 小便器下：汚重れタイル【撤去】	RC+M CB150【撤去】+M【撤去】	タイルA タイルA【撤去】	RC+M CB150【撤去】+M【撤去】	タイルA タイルA【撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2.440	トイレブース【撤去】 手すり【撤去】 床点検口【撤去】 200角ビクサイン【撤去】
		改修後	M補修【一部新設】 RC補修【一部新設】	樹脂M【新設】 下地調整【一部新設】 FS（トイレ用）【新設】 小便器下：汚重れタイル【新設】	タタミ（既存） LGS【新設】	壁仕上【新設】+SUS巾木100【新設】	タイルA（既存） LGS【新設】	不燃メラミン化粧板t3（タイル面）【新設】 GB-R12.5+12.5+GM【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】 GB-R12.5【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.400	トイレブース【新設】、欄【新設】手摺【新設】 洗面カウンター【新設】、鏡【新設】 天井点検口【新設】、床点検口【新設】 汚重れタイル【新設】 200角ビクサイン【新設】
	洗面所（職員トイレ） ※ 改修後仕上は女子・男子職員便所による	改修前	RC+塗膜防水+タタミタタミ+M M【一部撤去】	FS【撤去】	RC+M CB150【撤去】+M【撤去】	タイルA タイルA【撤去】	RC+M CB150【撤去】+M【撤去】	タイルA タイルA【撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2.440	洗面カウンター【撤去】 鏡【撤去】 シャワーカーテン【撤去】
	S K	改修後	M【一部新設】	下地調整【新設】 FS（トイレ用）【新設】	LGS【新設】	壁仕上【新設】+ビク巾木100【新設】	LGS【新設】	GB-R12.5+12.5【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】 GB-R12.5【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.400	タオル掛け【新設】、欄【新設】

※表記なき室については、工事対象外を示す。

※改修範囲については、別図参照。

※◆は、アスベスト含有建材を示す。

※【 】書きは、工事対象を示す。

徳島県県土整備部営繕課

設計

工事名	D-3 營養	小松島西高等学校	小松島市
-----	--------	----------	------

トイレ改修工事建築

圖面名	管理、教室棟
-----	--------

図面番号

A-07

縮尺	A2=-
----	------

株 企

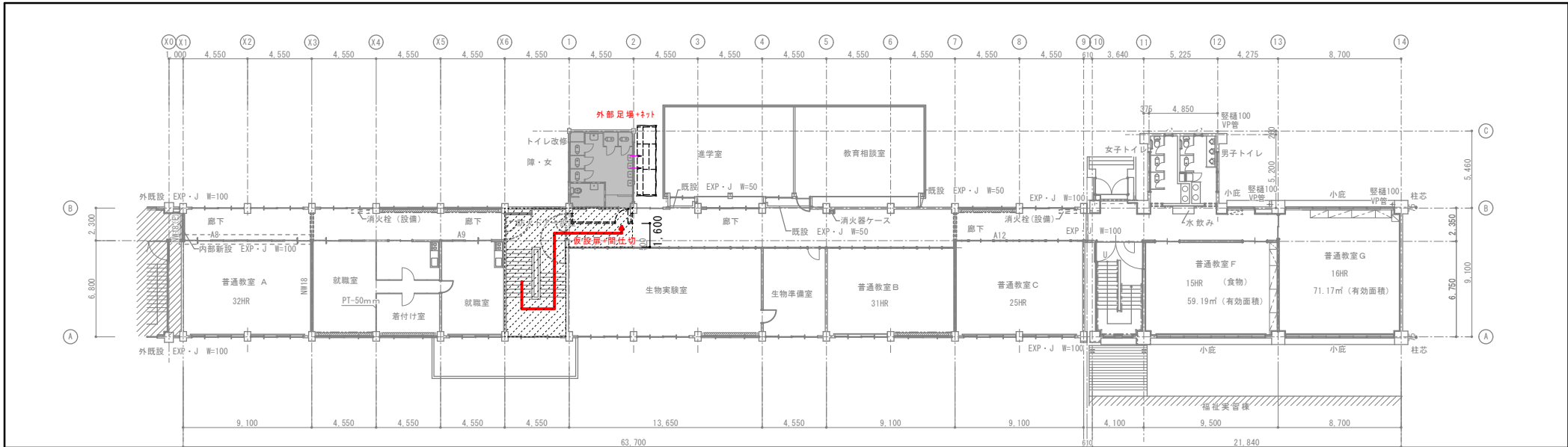
管理建築士 1級222707号 清水 康代

1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

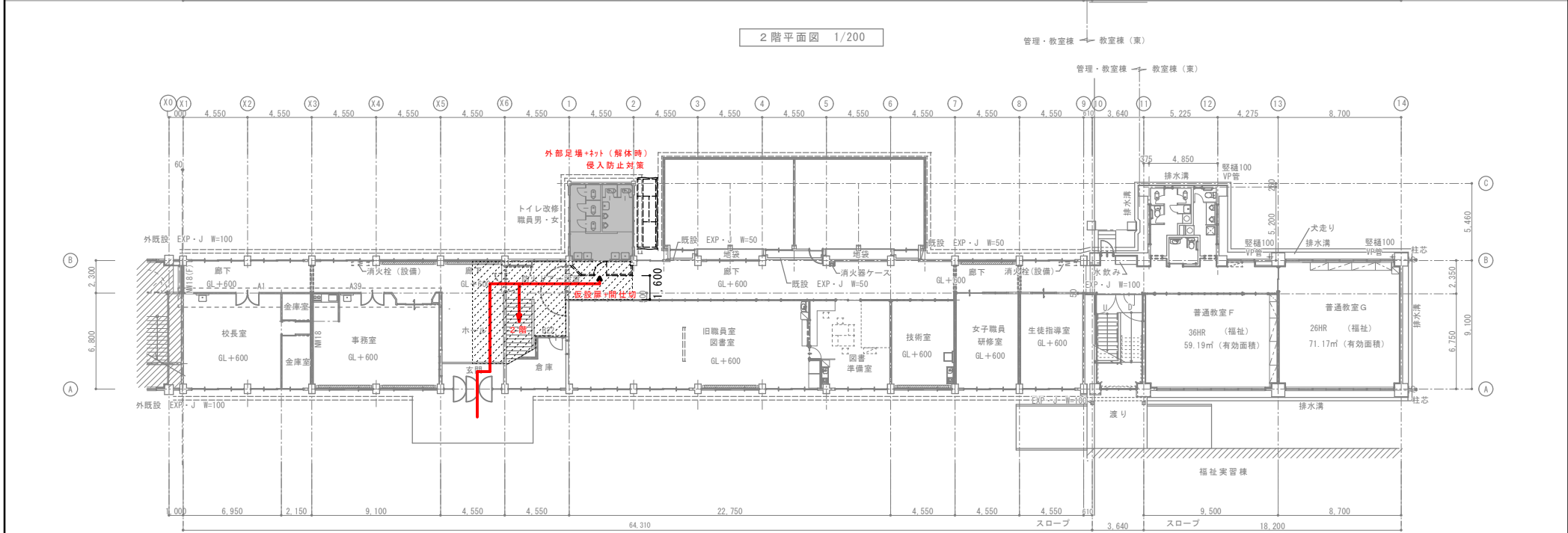
通し番号

16

《管理・教室棟（リニューアル）》内 部 仕 上 表																					
階	室 名	改修前後	床		巾木 特記無き下地は壁同材 特記無き巾木HはH=60		壁		廻 縁	天 井		天井高	備 考								
			下 地	仕 上	下 地	仕 上	下 地	仕 上		下 地	仕 上										
2階	女子便所	改修前	RC+塗膜防水+軽量コン+M M【撤去】 RC+M【一部撤去】	磁器質タイルA【撤去】 跡込：FS【撤去】	RC+M CB150【撤去】 +M【撤去】	タイルA タイルA【撤去】 ビニル巾木【撤去】	RC+M CB150【撤去】+M【撤去】	タイルA タイルA【撤去】 EP-G塗【塗膜撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2.440	トイレブース【撤去】 手すり【撤去】 洗面カウンター【撤去】 鏡【撤去】								
		改修後	RC補修【一部新設】 下地調整【新設】 乾式置床+ビニルタイル+t20 +耐水B12【新設】	FS（H用）【新設】 	タイルA（既存） LGS【新設】	壁仕上【新設】+FS（H用）立上げH100【新設】 ビニル巾木H100【新設】	タイルA（既存） LGS【新設】	不燃メラミン化粧板t3（タイル面）【新設】 GB-R12.5+12.5+GW50【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】 GB-R12.5【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.400	トイレブース【新設】、棚【新設】 洗面カウンター【新設】、鏡【新設】 天井点検口【新設】								
	多目的便所	改修前	RC+塗膜防水+軽量コン+M M【一部撤去】	FS【撤去】	RC+M 	床FS立上げ【撤去】	RC+M CB150【撤去】+M【撤去】	EP-G塗【塗膜撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2.400	手すり【撤去】、SUS面台【撤去】 傾斜鏡【撤去】								
		改修後	RC打設補修【一部新設】	下地調整【新設】 FS（H用）【新設】	RC+M LGS【新設】	床FS（H用）立上げH100【新設】 壁仕上【新設】+FS（H用）立上げH100【新設】	RC+M LGS【新設】	不燃メラミン化粧板t3（タイル面）【新設】 GB-R12.5+12.5+GW50【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.400	フィッティングボード【新設】、SUS面台【新設】								
3階	男子便所	改修前	RC+塗膜防水+軽量コン+M M【撤去】 RC+M【一部撤去】	磁器質タイルA【撤去】 跡込：FS【撤去】	RC+M CB150【撤去】 +M【撤去】	タイルA タイルA【撤去】 ビニル巾木【撤去】	RC+M CB150【撤去】+M【撤去】	タイルA タイルA【撤去】 EP-G塗【塗膜撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2.440	トイレブース【撤去】 手すり【撤去】 洗面カウンター【撤去】 鏡【撤去】								
		改修後	RC打設補修【一部新設】 下地調整（樹脂M）【新設】 乾式置床+ビニルタイル+t20 +耐水B12【新設】	FS（H用）【新設】 	タイルA（既存） LGS【新設】	壁仕上【新設】+FS（H用）立上げH100【新設】 ビニル巾木H100【新設】	タイルA（既存） LGS【新設】	不燃メラミン化粧板t3（タイル面）【新設】 GB-R12.5+12.5+GW50【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】 GB-R12.5【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.400	トイレブース【新設】、棚【新設】 洗面カウンター【新設】、鏡【新設】 天井点検口【新設】 汚重れタイル【新設】 手摺【新設】								
	多目的便所	改修前	RC+塗膜防水+軽量コン+M M【一部撤去】	FS【撤去】	RC+M 	床FS立上げ【撤去】	RC+M CB150【撤去】+M【撤去】	EP-G塗【塗膜撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2.400	手すり【撤去】、SUS面台【撤去】 傾斜鏡【撤去】								
		改修後	RC打設補修【一部新設】	下地調整【新設】 FS（H用）【新設】	RC+M LGS【新設】	床FS（H用）立上げH100【新設】 壁仕上【新設】+FS（H用）立上げH100【新設】	RC+M LGS【新設】	不燃メラミン化粧板t3（タイル面）【新設】 GB-R12.5+12.5+GW50【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.400	フィッティングボード【新設】、SUS面台【新設】								
2階 3階	SK	改修後	下地調整【新設】 乾式置床+ビニルタイル+ t20 +耐水B12【新設】	FS（H用）【新設】	LGS【新設】	壁仕上【新設】+ビニル巾木H100【新設】	LGS【新設】	GB-R12.5【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.400	タワ掛け【新設】、棚【新設】								
72ヘト含有建材調査表																					
棟 名	竣工（新設）		建材名		AS含有建材製造年月日		AS含有の有無														
管理棟・普通棟	昭和38年3月竣工 平成5年改造（1993年）		GB-D9.5		1972～1986		無														
※表記なき限りについては、工事対象外を示す。 ※改修範囲については、別図参照。 ※◆は、アスベスト含有建材を示す。 ※【 】書きは、工事対象を示す。										徳島県県土整備部営繕課				工事名 R7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築		図面番号 A-08		 株式会社 宮 建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 庸代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(089)625-5505(代)		通し番号	
										設計 R6.6 竣工		図面名 管理・教室棟 仕上表（2）		縮尺 A2= A3=71%							



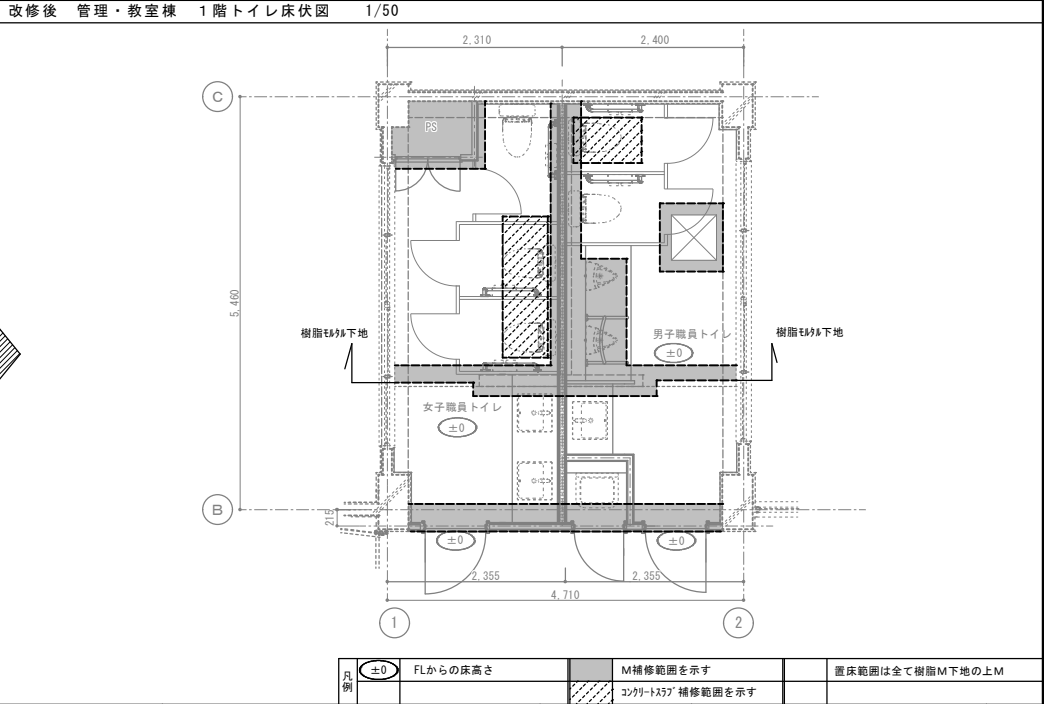
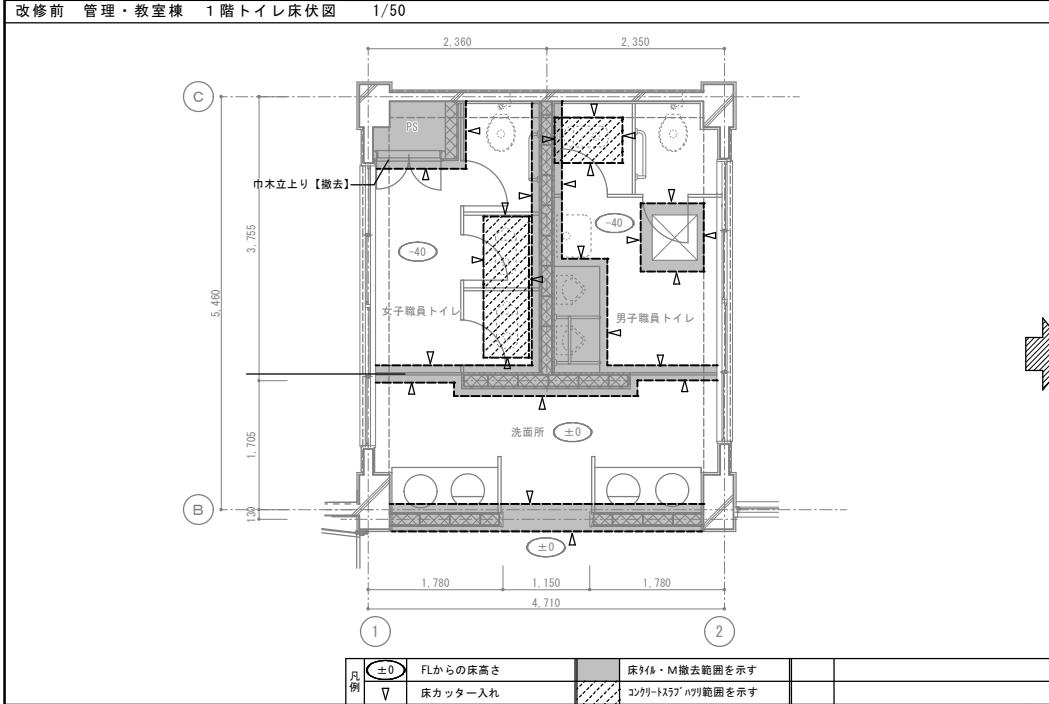
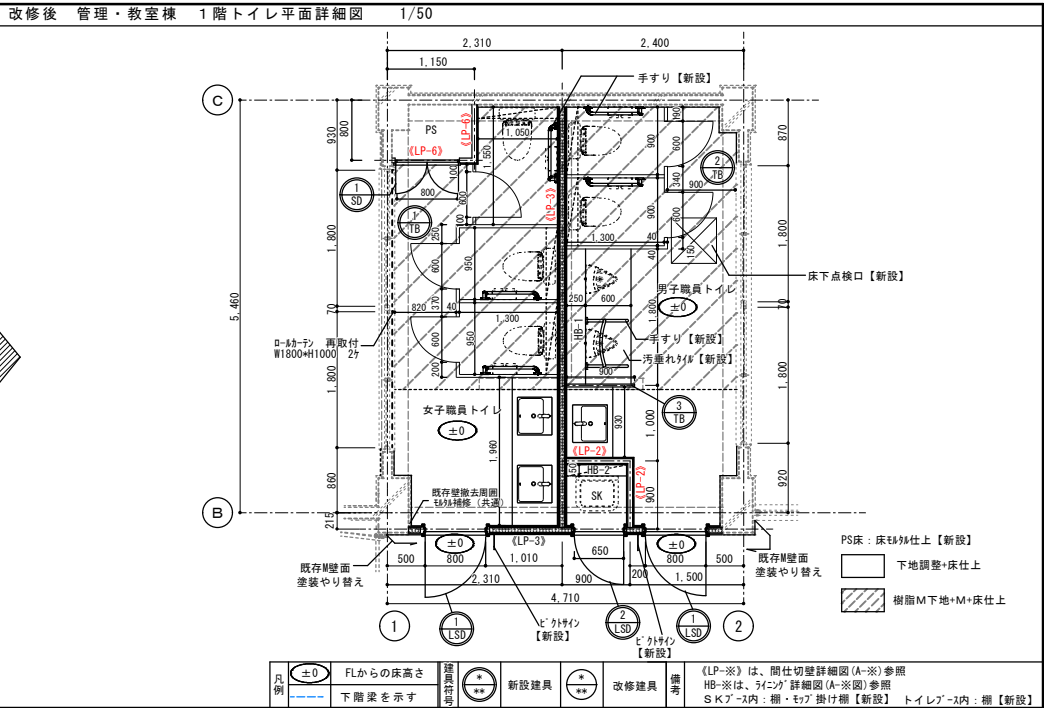
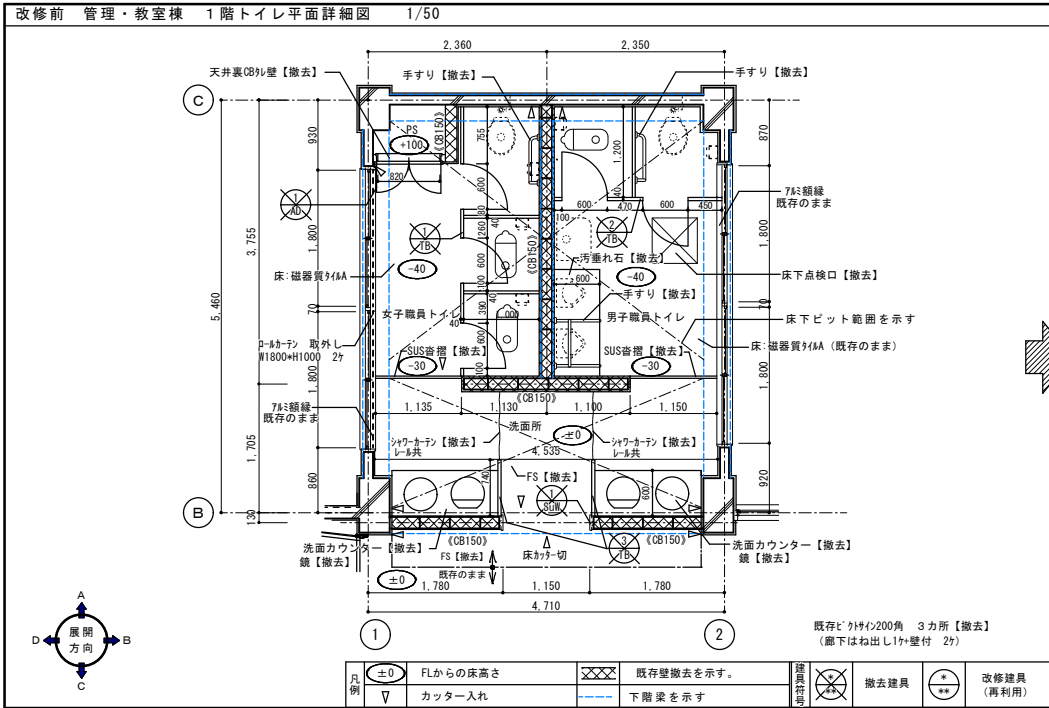
2階平面図 1/200



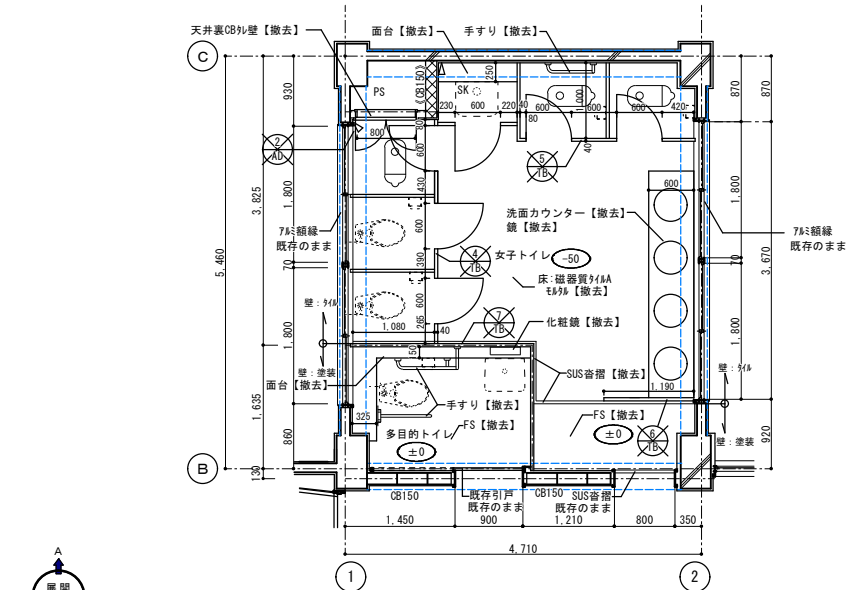
1階平面図 1/200

- 作業員動線
- 床養生 普通合板2.5+養生シート
- 仮設間仕切 (B種) 木製片開き扉 W900×H2,000

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築	図面番号	A-09	株式会社 M I Y A 宮 建 築 設 計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 825-5505 (代)	通し番号 18
設計	R6.6	竣工	図面名	管理・教室棟 1. 2階平面図	縮尺	A2=1/200 A3=71%	

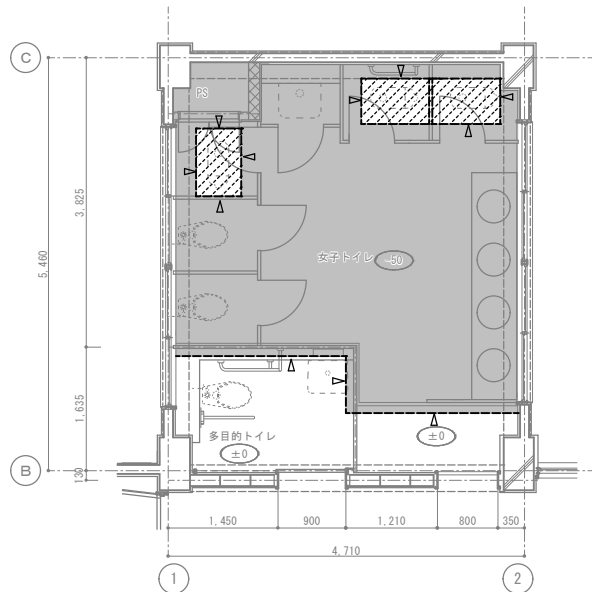


改修前 管理・教室棟 2階トイレ平面詳細図 1/50



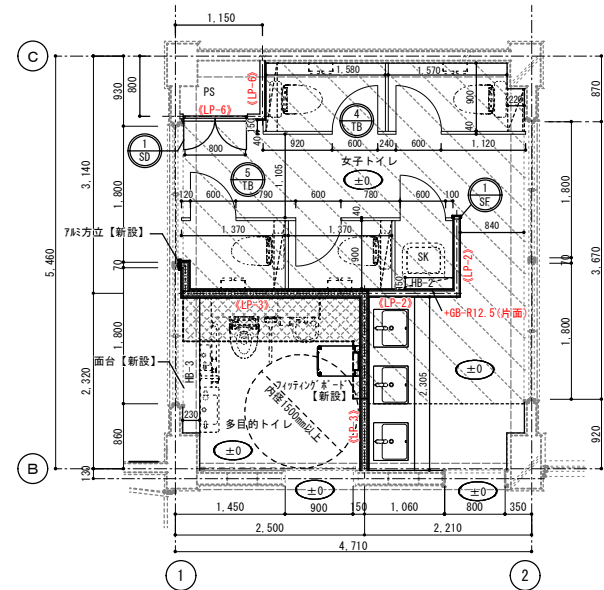
凡例	±0	FLからの床高さ	既存壁撤去を示す。	撤去建具	改修建具 (再利用)
	▽	カッター入れ	下階梁を示す		

改修前 管理・教室棟 2階トイレ床伏図 1/100



凡例	±0	FLからの床高さ	床タイル・M撤去範囲を示す		
	▽	床カッター入れ	コンクリート37°ハツリ範囲を示す		

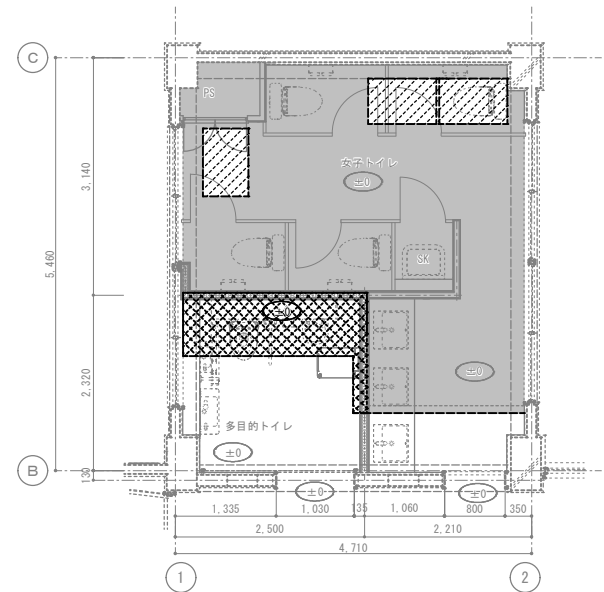
改修後 管理・教室棟 2階トイレ平面詳細図 1/50



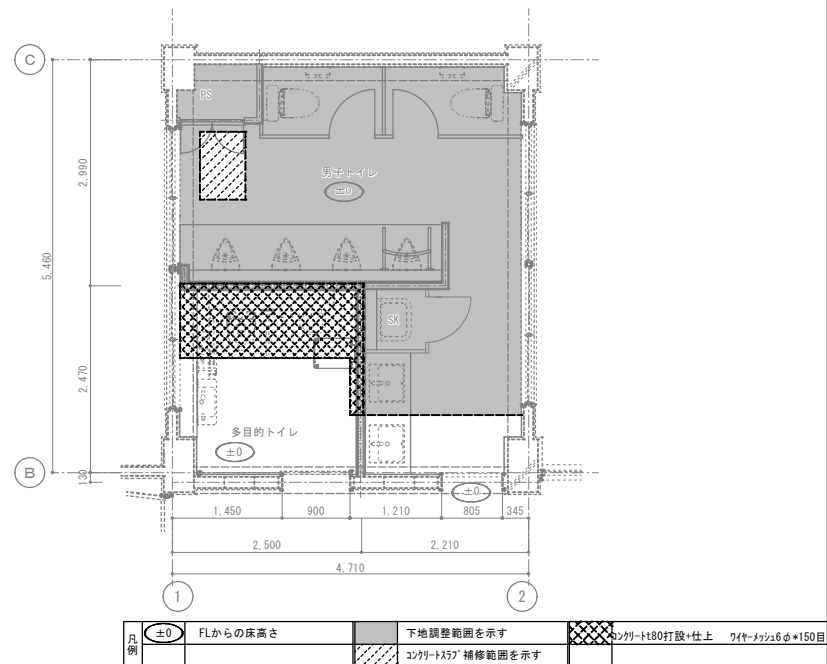
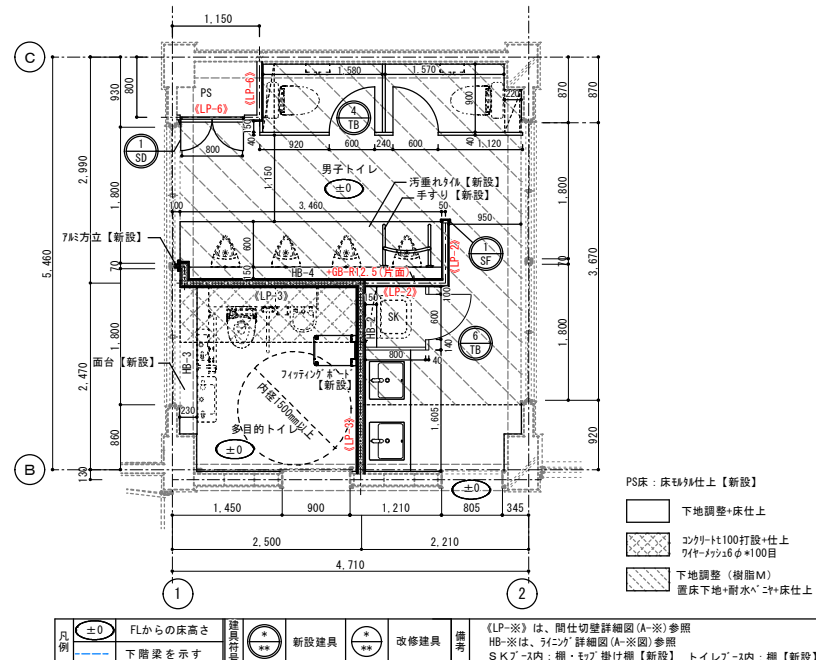
凡例	±0	FLからの床高さ	新設建具	改修建具	備考
	▽	下階梁を示す	※	※	《LP-※》は、間仕切壁詳細図(A-※)参照 HB-※は、ラインク詳細図(A-※)参照 SKア-※内：棚・モリ 掛け棚【新設】 トイレブース内：棚【新設】

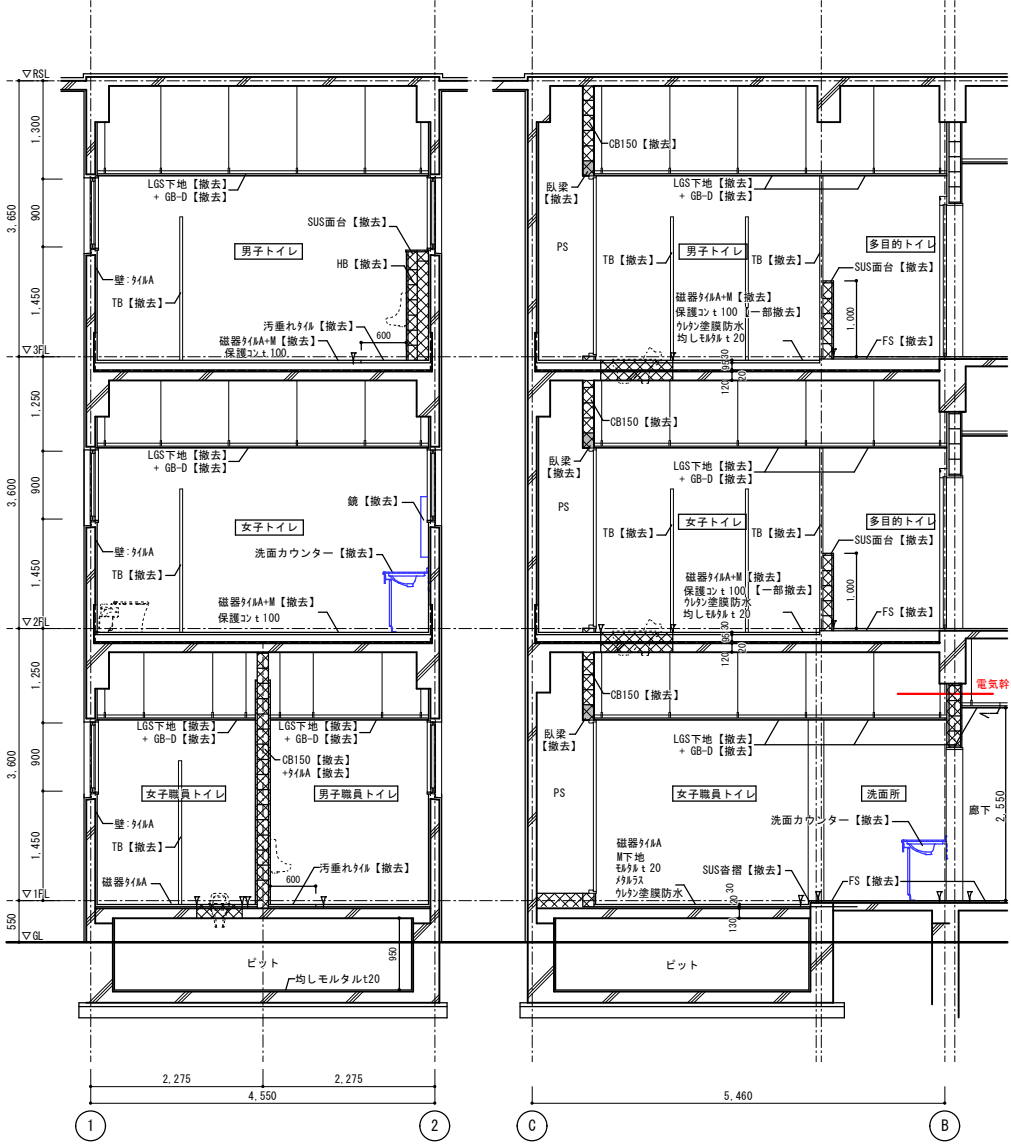
- PS床：床タイル仕上【新設】
- 下地調整+床仕上
 - コンクリートt80打設+仕上
ワイヤメッシュφ×100目
 - 直床下地+耐水ペーパー+床仕上

改修後 管理・教室棟 2階トイレ床伏図 1/100

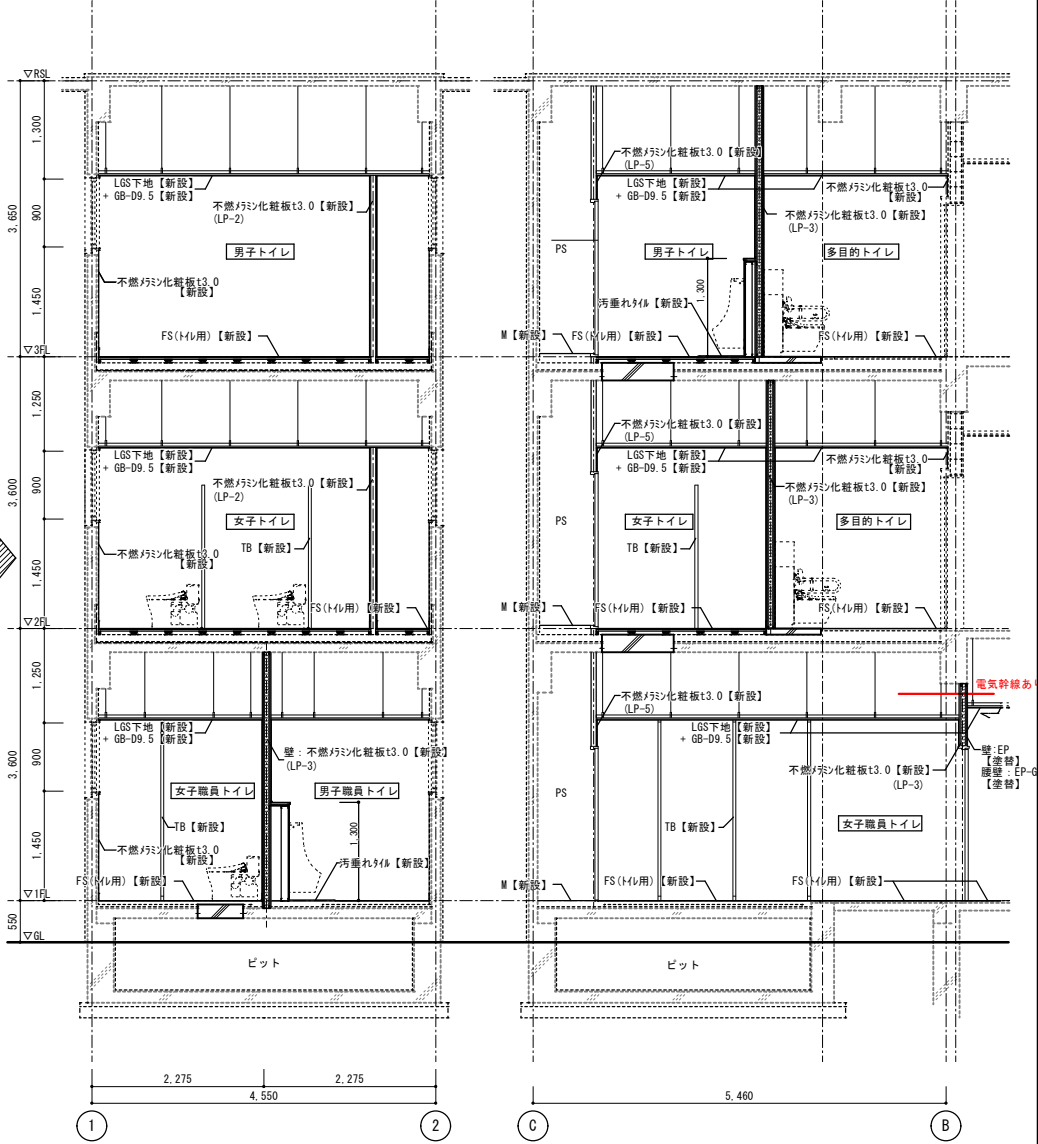


凡例	±0	FLからの床高さ	下地調整範囲を示す	コンクリートt80打設+仕上 ワイヤメッシュφ×150目
	▽	床カッター入れ	コンクリート37°ハツリ範囲を示す	



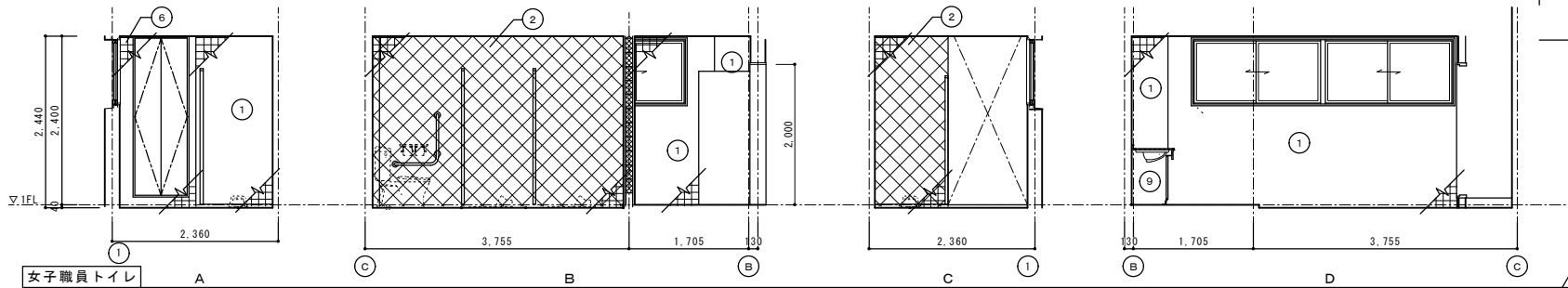
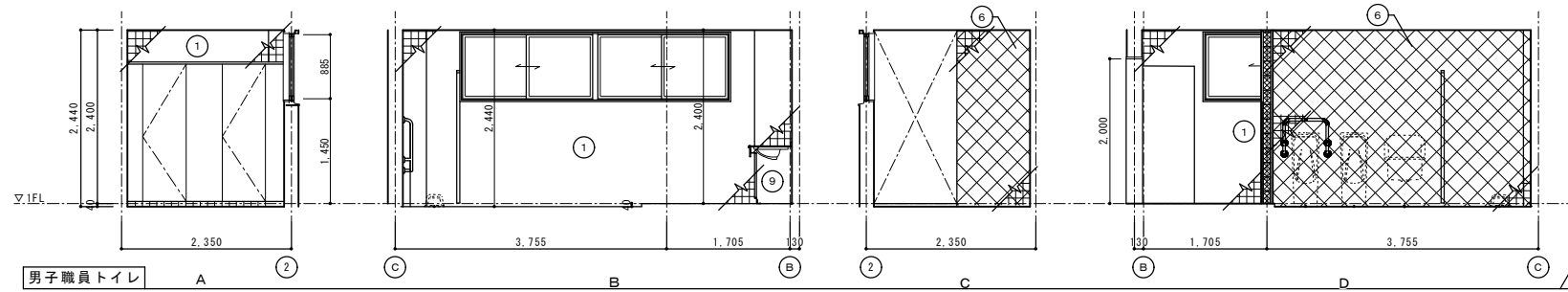
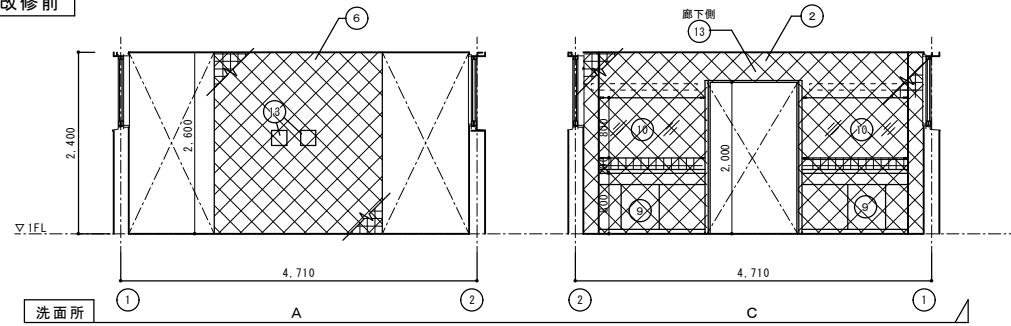


凡例	既存床・壁撤去を示す。	
	カッター入れ	



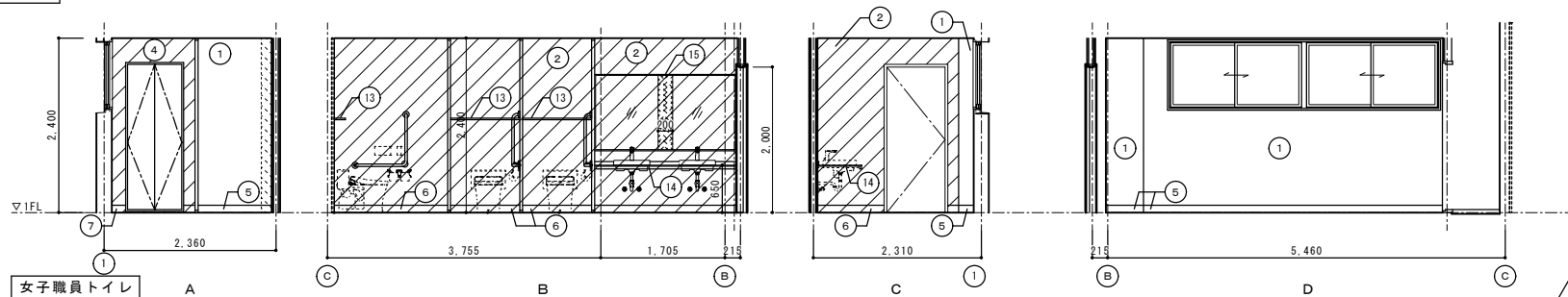
凡例	既存床・壁撤去を示す。	
	カッター入れ	

改修前

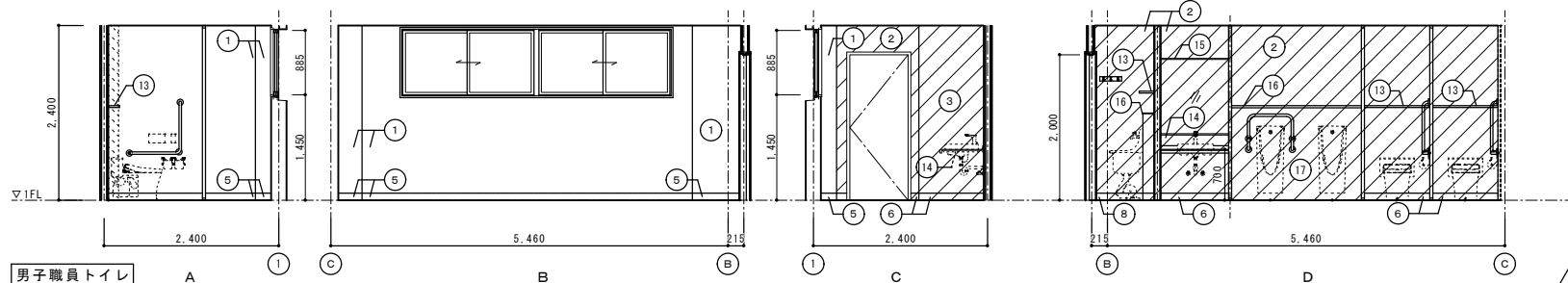


符号	既存仕上表
①	RC+M+タイルA
②	RC【撤去】+M【撤去】+タイルA【撤去】
③	RC + M + EP
④	RC【撤去】+M【撤去】+EP【撤去】
⑤	CB+M+タイルA
⑥	CB【撤去】+M【撤去】+タイルA【撤去】
⑦	CB+M+EP
⑧	CB【撤去】+M【撤去】+EP【撤去】
⑨	手洗いカウンター【撤去】
⑩	化粧鏡【撤去】
⑪	面台【撤去】
⑫	RC + M + VB【撤去】
⑬	ビクトサイン200×200【撤去】 3カ所
凡 例	
【 】書きは、工事対象を示す。 建具・トイレ→改修範囲については、建具表に示す。 は、間仕切壁【撤去】範囲を示す。	
タイル浮き部については、【周囲カッター切り+撤去】を行い、【M補修】を行うこと	

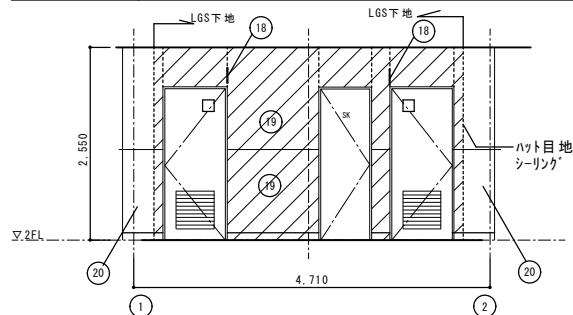
改修後



女子職員トイレ



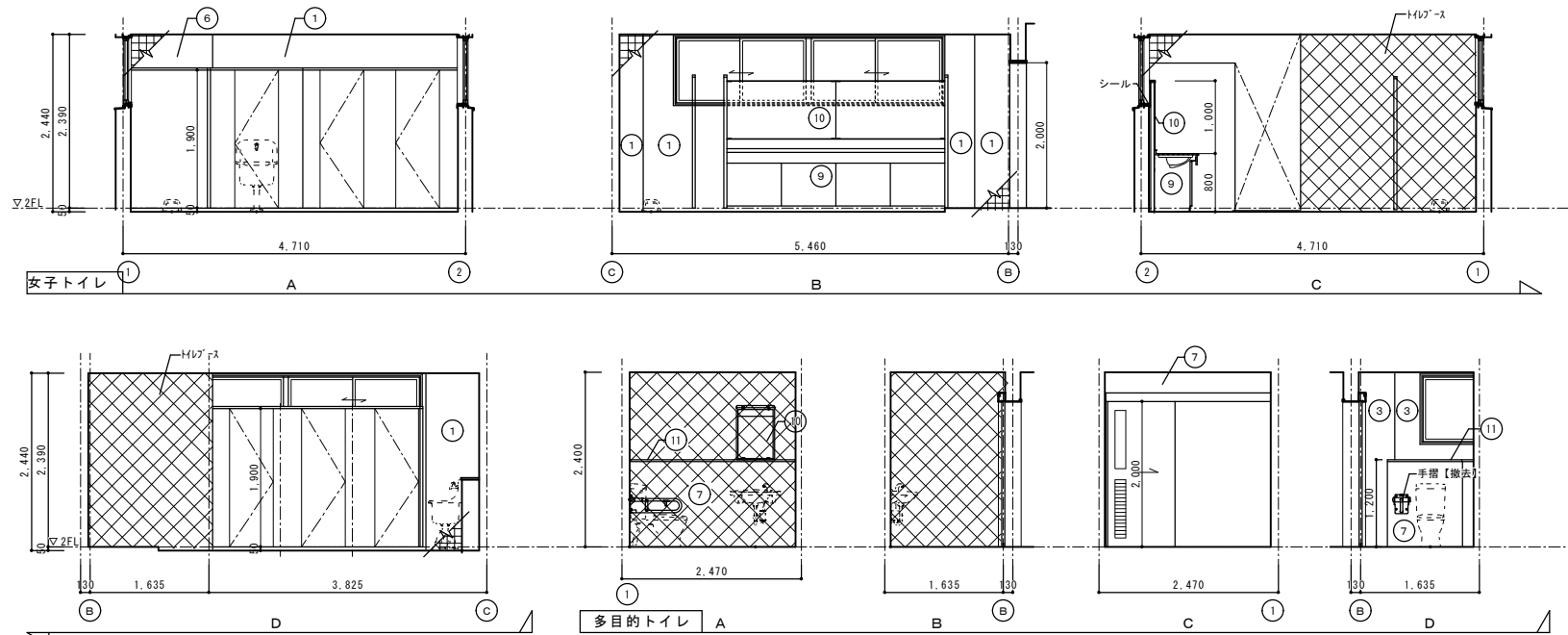
男子職員トイレ



1階廊下側

符号	改修仕上表
①	既存ﾀｲﾙ面 + 不燃ﾌｧｼﾝ化化粧ﾃ3.0(ﾀｲﾙ面)【新設】
②	LGS壁下地【新設】+ GB-R12.5+12.5+GW【新設】 + 不燃ﾌｧｼﾝ化化粧ﾃ3.0【新設】
③	LGS壁下地【新設】+ GB-R12.5+12.5【新設】 + 不燃ﾌｧｼﾝ化化粧ﾃ3.0【新設】
④	LGS壁下地【新設】GB-R12.5【新設】+不燃ﾒﾗﾐﾝ化化粧ﾃ3【新設】
⑤	既存ﾀｲﾙ面 + 不燃ﾌｧｼﾝ化化粧ﾃ3.0(ﾀｲﾙ面)【新設】 +SUS巾木100【新設】
⑥	LGS壁下地【新設】+ GB-R12.5+12.5+GW【新設】 + 不燃ﾌｧｼﾝ化化粧ﾃ3.0【新設】+SUS巾木100【新設】
⑦	LGS壁下地【新設】GB-R12.5【新設】+不燃ﾒﾗﾐﾝ化化粧ﾃ3【新設】 +SUS巾木100【新設】
⑧	LGS壁下地【新設】+ GB-R12.5+12.5+GW【新設】 + 不燃ﾌｧｼﾝ化化粧ﾃ3.0【新設】 + ビﾆﾙ巾木100【新設】
⑨	LGS壁下地【新設】GB-R12.5【新設】+不燃ﾒﾗﾐﾝ化化粧ﾃ3【新設】 + ビﾆﾙ巾木100【新設】
⑩	既存ﾀｲﾙ面 + 不燃ﾌｧｼﾝ化化粧ﾃ3.0(ﾀｲﾙ面)【新設】 +床FS立上げH100【新設】
⑪	LGS壁下地【新設】+ GB-R12.5+12.5+GW【新設】 + 不燃ﾌｧｼﾝ化化粧ﾃ3.0【新設】+床FS立上げH100【新設】
⑫	LGS壁下地【新設】GB-R12.5【新設】+不燃ﾒﾗﾐﾝ化化粧ﾃ3【新設】 +床FS立上げH100【新設】
⑬	欄【新設】
⑭	手洗いｶﾝﾀﾞｰ【新設】
⑮	化粧鏡【新設】
⑯	SUS面台【新設】
⑰	LGS壁下地【新設】+耐水B12【新設】+不燃ﾒﾗﾐﾝ化化粧ﾃ3【新設】 (ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ)
⑱	ﾋﾞｸﾄｻｲﾝ 突出し ｱｸﾘﾙｲﾝﾃﾙ 5 男女 2か所 200×200 ｲﾝｸﾞﾗﾝﾄﾞｼｰﾄ貼
⑲	LGS壁下地 壁:EP【新設】 ﾋﾞﾆﾙ巾木H100【新設】 【新設】 腰壁:EP-G【新設】
⑳	M壁下地 壁:EP【塗替え】 ﾋﾞﾆﾙ巾木H100【新設】 (既存) 腰壁:EP-G【塗替え】
凡 例	
【 】 書きは、工事対象を示す。	
建具・ﾄｲﾚｱｽ改修範囲については、建具表に示す。	
	は、M【新設】範囲を示す。
	は、間仕切壁【新設】範囲を示す。

改修前



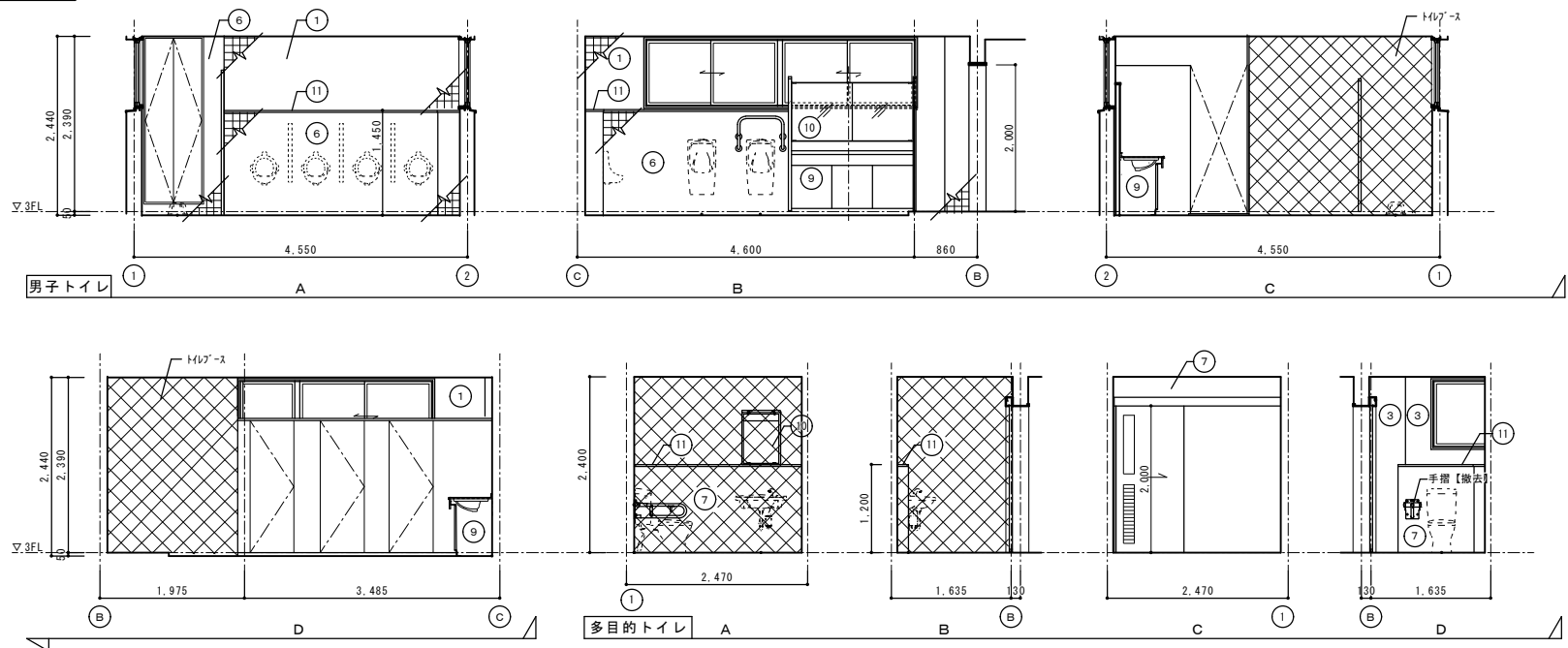
符号	既存仕上表
①	RC+M+タイルA
②	RC【撤去】+M【撤去】+タイルA【撤去】
③	RC + M + EP
④	RC【撤去】+M【撤去】+EP【撤去】
⑤	CB+M+タイルA
⑥	CB【撤去】+M【撤去】+タイルA【撤去】
⑦	CB+M+EP【撤去】
⑧	CB【撤去】+M【撤去】+EP【撤去】
⑨	手洗いカウンター【撤去】
⑩	化粧鏡【撤去】
⑪	面台【撤去】
⑫	RC + M + VB【撤去】
凡 例	
【 】書きは、工事対象を示す。	
建具・トイレ・ス改修範囲については、建具表に示す。	
 は、間仕切壁【撤去】範囲を示す。	
タイル浮き部については、【周囲かき切り+撤去】を行い、【修繕】を行うこと	

改修後



符号	改修仕上表
①	既存ﾀｲﾙ面 + 不燃ｸﾛﾐﾝ化化粧板t3.0(ﾀｲﾙ面)【新設】
②	LGS壁下地【新設】+ GB-R12.5+12.5+GW【新設】 + 不燃ｸﾛﾐﾝ化化粧板t3.0【新設】
③	LGS壁下地【新設】GB-R12.5【新設】+不燃ﾒﾗﾐﾝ化化粧板t3【新設】
④	既存ﾀｲﾙ面 + 不燃ｸﾛﾐﾝ化化粧板t3.0(ﾀｲﾙ面)【新設】 + ﾋﾞﾆﾙ巾木100【新設】
⑤	LGS壁下地【新設】+ GB-R12.5+12.5+GW【新設】 + 不燃ｸﾛﾐﾝ化化粧板t3.0【新設】+ ﾋﾞﾆﾙ巾木100【新設】
⑥	LGS壁下地【新設】GB-R12.5【新設】+不燃ﾒﾗﾐﾝ化化粧板t3【新設】 + ﾋﾞﾆﾙ巾木100【新設】
⑦	棚【新設】
⑧	手洗いかﾝﾀﾞｰ【新設】
⑨	化粧鏡【新設】
⑩	SUS面台【新設】
⑪	LGS壁下地【新設】+耐水B12【新設】+不燃ﾒﾗﾐﾝ化化粧板t3【新設】 (ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ)
⑫	LGS壁下地【新設】+耐水B12【新設】+不燃ﾒﾗﾐﾝ化化粧板t3【新設】 + ﾋﾞﾆﾙ巾木100【新設】(ﾗｲﾆﾝｸﾞﾊﾞｯｸ)
⑬	LGS壁下地【新設】+GB-R12.5+12.5【新設】 + 不燃ﾒﾗﾐﾝ化化粧板t3【新設】
凡 例	
【 】 書きは、工事対象を示す。	
建具・ﾄｲﾚﾌｰｽ改修範囲については、建具表に示す。	
	は、M【新設】範囲を示す。
	は、間仕切壁【新設】範囲を示す。

改修前



符号	既存仕上表
①	RC+M+タイAA
②	RC【撤去】+M【撤去】+タイAA【撤去】
③	RC + M + EP
④	RC【撤去】+M【撤去】+EP【撤去】
⑤	CB+M+タイAA
⑥	CB【撤去】+M【撤去】+タイAA【撤去】
⑦	CB+M+EP
⑧	CB【撤去】+M【撤去】+EP【撤去】
⑨	手洗いかんたー【撤去】
⑩	化粧鏡【撤去】
⑪	面台【撤去】
⑫	RC + M + VB【撤去】

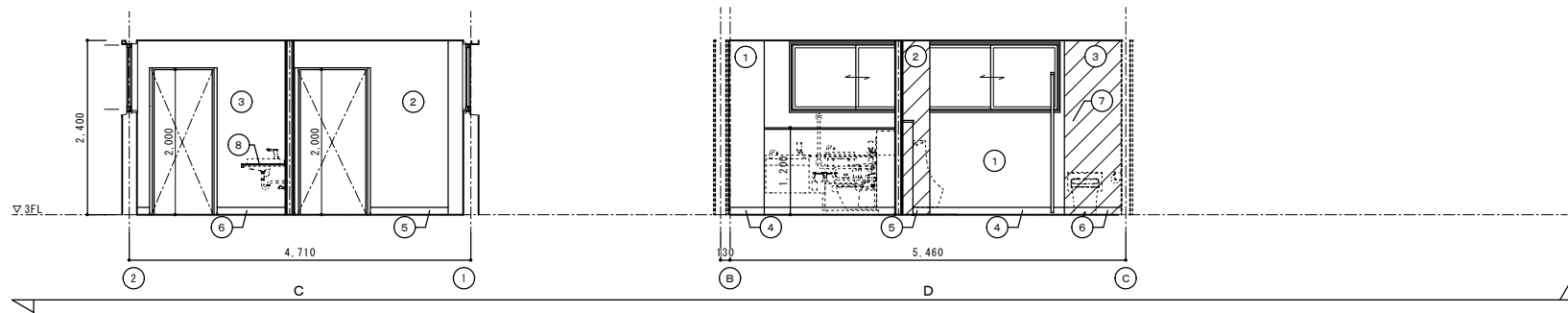
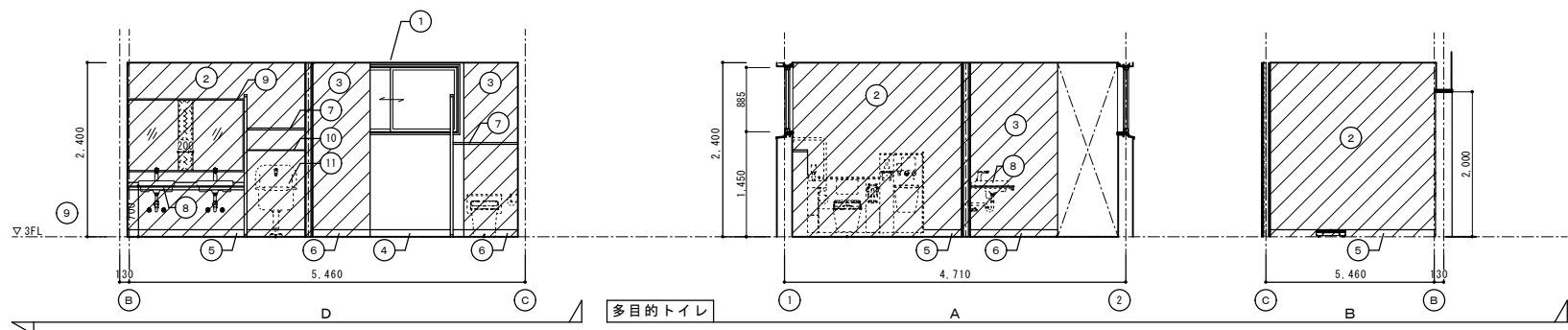
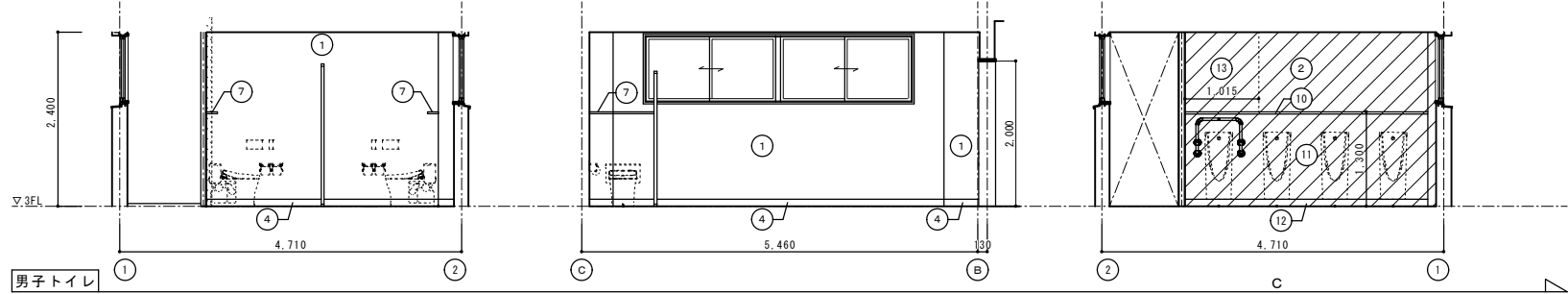
凡 例

【 】書きは、工事対象を示す。
建具・トイレノース改修範囲については、建具表に示す。

は、間仕切壁【撤去】範囲を示す。

タイAA浮きについては、【周囲から切り+撤去】を行い、【M補修】を行うこと

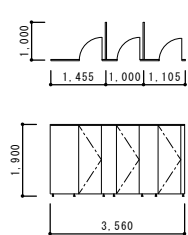
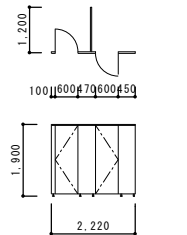
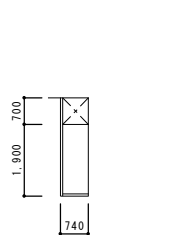
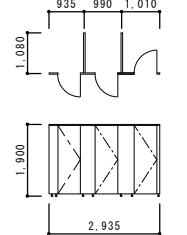
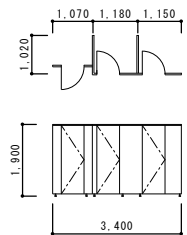
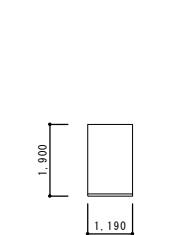
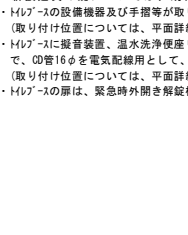
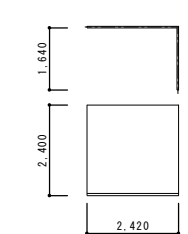
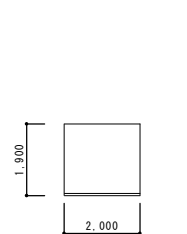
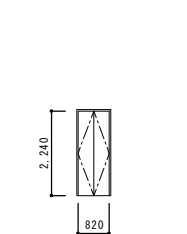
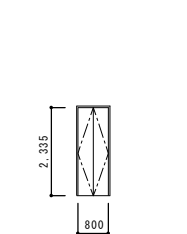
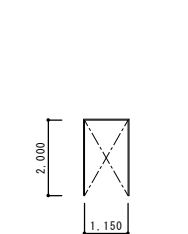
改修後



符号	改修仕上表
①	既存946面 + 不燃932化粧板t3.0(946面)【新設】
②	LG5壁下地【新設】+ GB-R12.5+12.5+GW【新設】 + 不燃932化粧板t3.0【新設】
③	LG5壁下地【新設】GB-R12.5【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】
④	既存946面 + 不燃932化粧板t3.0(946面)【新設】 + ビニル巾木100【新設】
⑤	LG5壁下地【新設】+ GB-R12.5+12.5+GW【新設】 + 不燃932化粧板t3.0【新設】+ ビニル巾木100【新設】
⑥	LG5壁下地【新設】GB-R12.5【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】 + ビニル巾木100【新設】
⑦	棚【新設】
⑧	手洗いカウンター【新設】
⑨	化粧鏡【新設】
⑩	SUS面台【新設】
⑪	LG5壁下地【新設】+耐水B12【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】 (ライニングバック)
⑫	LG5壁下地【新設】+耐水B12【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】 + ビニル巾木100【新設】(ライニングバック)
⑬	LG5壁下地【新設】+GB-R12.5+12.5【新設】 + 不燃メラミン化粧板t3【新設】
凡 例	
【 】 書きは、工事対象を示す。	
建具・トイレ・改修範囲については、建具表に示す。	
は、M【新設】範囲を示す。	
は、間仕切壁【新設】範囲を示す。	

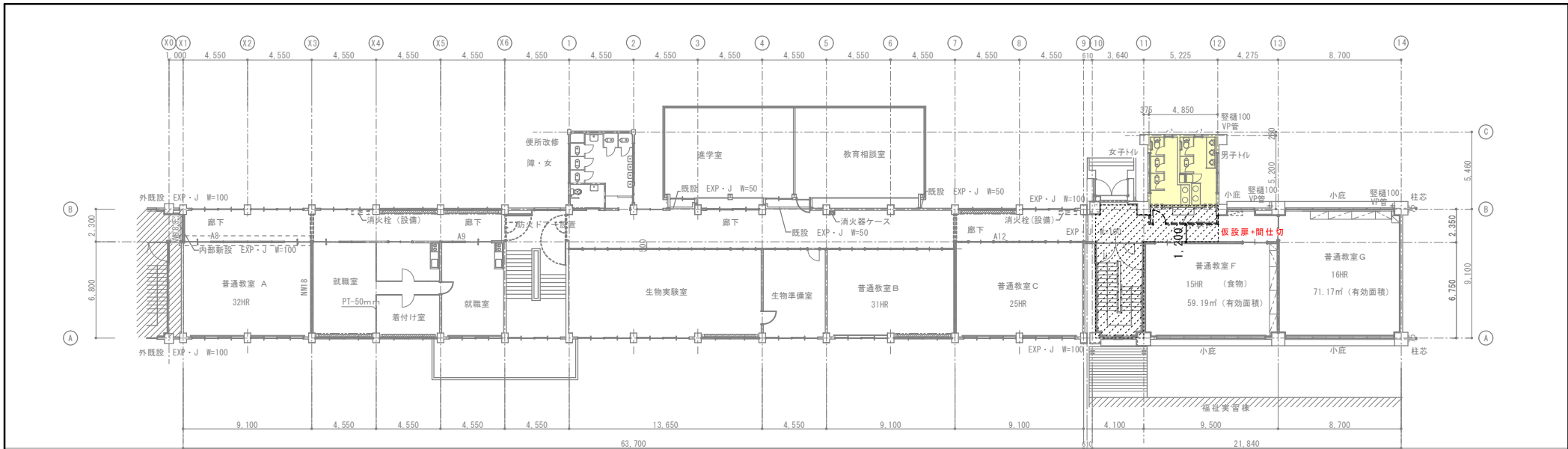
改修前 管理・教室棟 1階トイレ天井伏図 1/100		改修後 管理・教室棟 1階トイレ天井伏図 1/100																																																												
<table><tr><th>符号</th><th>仕上</th></tr><tr><td>①</td><td>LGS下地【撤去】+ GB-D9.5【撤去】</td></tr><tr><td>②</td><td>スラブ現し</td></tr><tr><td>③</td><td></td></tr><tr><td>④</td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td></td></tr><tr><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>⑦</td><td></td></tr></table> 凡例 <table><tr><td>☒</td><td>天井点検口450角</td></tr></table> 天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。 廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。 《+数値》は、天井高さを示す。		符号	仕上	①	LGS下地【撤去】+ GB-D9.5【撤去】	②	スラブ現し	③		④		⑤		⑥		⑦		☒	天井点検口450角	<table><tr><th>符号</th><th>仕上</th></tr><tr><td>①</td><td>LGS下地【新設】+ GB-D9.5【新設】</td></tr><tr><td>②</td><td>スラブ現し</td></tr><tr><td>③</td><td></td></tr><tr><td>④</td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td></td></tr><tr><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>⑦</td><td></td></tr></table> 凡例 <table><tr><td>☒</td><td>は天井点検口600角【新設】を示す。 天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。 廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。</td></tr><tr><td>■</td><td>は、工事範囲対象外を示す。</td></tr><tr><td>《+数値》</td><td>は、天井高さを示す。</td></tr></table> <table><tr><th colspan="4">天井開口補強リスト 単位(ヶ所)</th></tr><tr><th>種 別</th><th>寸 法</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">換気設備</td><td>300×300</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>建 築</td><td>600×600</td><td>3</td><td></td></tr></table>		符号	仕上	①	LGS下地【新設】+ GB-D9.5【新設】	②	スラブ現し	③		④		⑤		⑥		⑦		☒	は天井点検口600角【新設】を示す。 天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。 廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。	■	は、工事範囲対象外を示す。	《+数値》	は、天井高さを示す。	天井開口補強リスト 単位(ヶ所)				種 別	寸 法	数 量	備 考	換気設備	300×300	6					建 築	600×600	3	
符号	仕上																																																													
①	LGS下地【撤去】+ GB-D9.5【撤去】																																																													
②	スラブ現し																																																													
③																																																														
④																																																														
⑤																																																														
⑥																																																														
⑦																																																														
☒	天井点検口450角																																																													
符号	仕上																																																													
①	LGS下地【新設】+ GB-D9.5【新設】																																																													
②	スラブ現し																																																													
③																																																														
④																																																														
⑤																																																														
⑥																																																														
⑦																																																														
☒	は天井点検口600角【新設】を示す。 天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。 廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。																																																													
■	は、工事範囲対象外を示す。																																																													
《+数値》	は、天井高さを示す。																																																													
天井開口補強リスト 単位(ヶ所)																																																														
種 別	寸 法	数 量	備 考																																																											
換気設備	300×300	6																																																												
建 築	600×600	3																																																												
改修前 管理・教室棟 2階トイレ天井伏図 1/100		改修後 管理・教室棟 2階トイレ天井伏図 1/100																																																												
<table><tr><th>符号</th><th>仕上</th></tr><tr><td>①</td><td>LGS下地【撤去】+ GB-D9.5【撤去】</td></tr><tr><td>②</td><td>スラブ現し</td></tr><tr><td>③</td><td></td></tr><tr><td>④</td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td></td></tr><tr><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>⑦</td><td></td></tr></table> 凡例 <table><tr><td></td><td></td></tr></table> 天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。 廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。 《+数値》は、天井高さを示す。		符号	仕上	①	LGS下地【撤去】+ GB-D9.5【撤去】	②	スラブ現し	③		④		⑤		⑥		⑦				<table><tr><th>符号</th><th>仕上</th></tr><tr><td>①</td><td>LGS下地【新設】+ GB-D9.5【新設】</td></tr><tr><td>②</td><td>スラブ現し</td></tr><tr><td>③</td><td></td></tr><tr><td>④</td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td></td></tr><tr><td>⑥</td><td></td></tr><tr><td>⑦</td><td></td></tr></table> 凡例 <table><tr><td>☒</td><td>は天井点検口600角【新設】を示す。 天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。 廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。</td></tr><tr><td>■</td><td>は、工事範囲対象外を示す。</td></tr><tr><td>《+数値》</td><td>は、天井高さを示す。</td></tr></table> <table><tr><th colspan="4">天井開口補強リスト 単位(ヶ所)</th></tr><tr><th>種 別</th><th>寸 法</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">換気設備</td><td>250×250</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>350×350</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>建 築</td><td>600×600</td><td>1</td><td></td></tr></table>		符号	仕上	①	LGS下地【新設】+ GB-D9.5【新設】	②	スラブ現し	③		④		⑤		⑥		⑦		☒	は天井点検口600角【新設】を示す。 天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。 廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。	■	は、工事範囲対象外を示す。	《+数値》	は、天井高さを示す。	天井開口補強リスト 単位(ヶ所)				種 別	寸 法	数 量	備 考	換気設備	250×250	1		350×350	1		建 築	600×600	1	
符号	仕上																																																													
①	LGS下地【撤去】+ GB-D9.5【撤去】																																																													
②	スラブ現し																																																													
③																																																														
④																																																														
⑤																																																														
⑥																																																														
⑦																																																														
符号	仕上																																																													
①	LGS下地【新設】+ GB-D9.5【新設】																																																													
②	スラブ現し																																																													
③																																																														
④																																																														
⑤																																																														
⑥																																																														
⑦																																																														
☒	は天井点検口600角【新設】を示す。 天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。 廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。																																																													
■	は、工事範囲対象外を示す。																																																													
《+数値》	は、天井高さを示す。																																																													
天井開口補強リスト 単位(ヶ所)																																																														
種 別	寸 法	数 量	備 考																																																											
換気設備	250×250	1																																																												
	350×350	1																																																												
建 築	600×600	1																																																												
徳島県県土整備部営繕課		工事名 R7第6編 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築																																																												
設計 R6.6	竣工	図面名 管理・教室棟 改修前・後 1・2階天井伏図	図面番号 A-21 縮尺 A2=1/100 A3=71%																																																											
		M I Y A 株式会社 宮 建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)																																																												
		通し番号 30																																																												

改修前 管理・教室棟 3階トイレ天井伏図 1/100		改修後 管理・教室棟 3階トイレ天井伏図 1/100			
改修前仕上表		改修後仕上表			
符号	仕上	符号	仕上		
①	LGS下地【撤去】+ GB-D9.5【撤去】	①	LGS下地【新設】+ GB-D9.5【新設】		
②	スラブ現し	②	スラブ現し		
③		③			
④		④			
⑤		⑤			
⑥		⑥			
⑦		⑦			
凡例		凡例			
		 は天井点検口600角【新設】を示す。			
		天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。			
		廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。			
		 は、工事範囲対象外を示す。			
		《+数値》は、天井高さを示す。			
天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。 廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。 《+数値》は、天井高さを示す。		天井開口補強リスト			
		単位 (ヶ所)			
		種 別	寸 法	数 量	備 考
		換気設備			
			350×350	2	
		建 築	600×600	3	

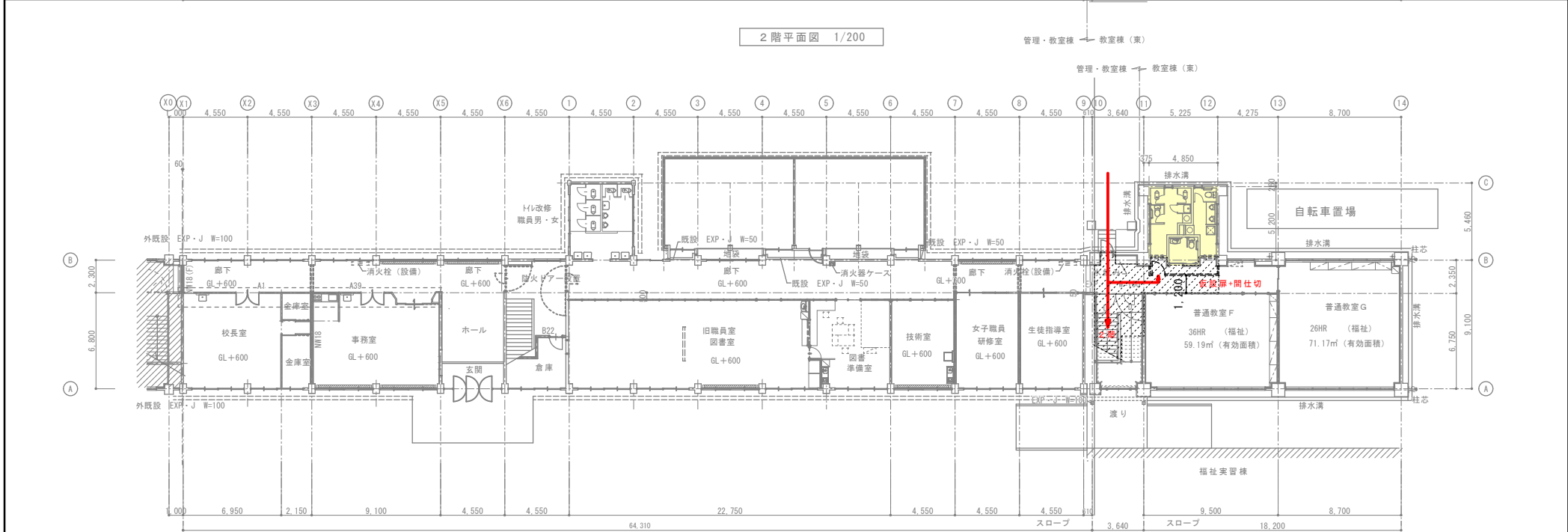
符号・設置場所	 1階 女子職員トイレ 1 か所	 1階 男子職員トイレ 1 か所	 1階 洗面所 2 か所	 2階 女子トイレ 2 か所	 3階 男子トイレ 1 か所	 2階 女子トイレ 2 か所	 3階 男子トイレ 2 か所	共通特記事項
姿 図								・新設建具の錠については、既存マスターキーに組み込むこと。 ・トイレへの設備機器及び手摺等が取り付け位置については、下地補強を行うこと。 (取り付け位置については、平面詳細図・各部詳細図参照) ・トイレへの設備機器、温水洗浄便座リモコンが取り付け場合には、壁面より設備機器取付位置で、OD管16φを電気配線用として、n' 枠内に設置すること。 (取り付け位置については、平面詳細図・各部詳細図参照) ・トイレへの扉は、緊急時外開き解錠機能付とする。
名 称	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース	
材 質・仕 上								
見 込	40mm	40mm	40mm	40mm	40mm	40mm	40mm	
硝 子	—	—	—	—	—	—	—	
枠	—	—	—	—	—	—	—	
金 物								
備 考								
符号・設置場所	 2階 女子トイレ 2 か所	 3階 男子トイレ 1 か所		 1階 女子職員トイレ 1 か所	 2階 女子トイレ 2 か所	 1階 洗面所 1 か所		
姿 図								
名 称	トイレブース	トイレブース		アルミドア 枠共	アルミドア 枠共	ステンレス三方枠		
材 質・仕 上				アルミ	アルミ	SUS HL		
見 込	40mm	40mm		100mm	100mm	200mm		
硝 子	—	—		—	—	—		
枠	—	—		アルミ	アルミ	—		
金 物								
備 考								
符号・設置場所								
姿 図								
名 称								
材 質・仕 上								
見 込								
硝 子								
枠								
金 物								
備 考								
特記事項	・建具配置は平面詳細図による。							
 撤去建具	 新設建具	 改修建具	徳島県土整備部営繕課		工事名 R7 富橋 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築	図面番号 A-23	 株式会社 宮 建築設計	
設計 R6.6	竣工		図面名 管理・教室棟 改修前 建具表	縮尺 A2=1/100 A3=71%	管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (083) 825-5005 (代)	通し番号 32		

符号・設置場所	1階 女子職員トイレ 1か所	1階 男子職員トイレ 1か所	1階 洗面所 1か所	2階 女子トイレ 3階 男子トイレ 2か所	2階 女子トイレ 1か所	3階 男子トイレ 1か所	共通特記事項 ・新設建具の錠については、既存729-4に組み込むこと。 ・トイレへの設備機器及び手指等が取り付く位置については、下地補強を行うこと。 (取り付け位置については、平面詳細図・各部詳細図参照) ・トイレに暖音装置、温水洗浄便座リモコンが取付場合には、壁面より暖音装置取付位置表で、OD管16φを電気配線用として、バネ内に設置すること。 (取り付け位置については、平面詳細図・各部詳細図参照) ・トイレへの扉は、緊急時外開き解放機能付きとする。
断面図							
名称	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース	
材質・仕上	高圧フッ素樹脂化粧板(標準色：木目柄含む)	高圧フッ素樹脂化粧板(標準色：木目柄含む)	高圧フッ素樹脂化粧板(標準色：木目柄含む)	高圧フッ素樹脂化粧板(標準色：木目柄含む)	高圧フッ素樹脂化粧板(標準色：木目柄含む)	高圧フッ素樹脂化粧板(標準色：木目柄含む)	
見込	40mm	40mm	40mm	40mm	40mm	40mm	
硝子	—	—	—	—	—	—	
枠	—	—	—	—	—	—	
金物	ステンレス巾木、7&Rレジック(指挟み防止仕様) スライドロック、戸当り、7&R笠木	ステンレス巾木、7&Rレジック(指挟み防止仕様) スライドロック、戸当り、7&R笠木	ステンレス巾木、7&Rレジック(指挟み防止仕様) 7&R笠木	ステンレス巾木、7&Rレジック(指挟み防止仕様) スライドロック、戸当り、7&R笠木	ステンレス巾木、7&Rレジック(指挟み防止仕様) スライドロック、戸当り、7&R笠木	ステンレス巾木、7&Rレジック(指挟み防止仕様) スライドロック、戸当り、7&R笠木	
備考	芯材：ペーパーコア	芯材：ペーパーコア	芯材：ペーパーコア	芯材：ペーパーコア	芯材：ペーパーコア	芯材：ペーパーコア	
符号・設置場所	1階 女子職員トイレ 1階 男子職員トイレ 2か所	1階 SK 1か所		1～3階 PS 3か所	2階 女子トイレ 3階 男子トイレ 2か所		1)形状 ※特記欄を限り、外形形状はG1 内部形状はG2とする。 種類 I II III IV 形式 開口率 30% 35% 25% K1 K2 K3 K4 K5 K6 K7 K8 K1 K2 K3 K4 K5 K6

《教室棟（東）側（リニューアル）》内 部 仕 上 表													※洗面がリノ-【撤去】は水栓等付属品含んで建築工事 ※洗面がリノ-【新設】は自動水栓含んで建築工事			
階	室 名	改修前後	床		巾木 特記無き下地は壁間材 特記無き巾木HはH60		壁		廻 縁	天 井		天井高	備 考			
			下 地	仕 上	下 地	仕 上	下 地	仕 上		下 地	仕 上					
1階	女子トイレ	改修前	RC+AS防水+押えコンt60+M M【一部撤去】 RC+M【一部撤去】	磁器質タイルA【一部撤去】	RC+M 【一部撤去】	タイルA【一部撤去】	RC+M【一部撤去】	タイルA【一部撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2.620	トイレブース【撤去】 手すり【撤去】 洗面カウンター【撤去】 鏡【撤去】			
		改修後	M【一部新設】 RC補修【一部新設】	樹脂M【新設】 FS（トイレ用）【新設】	タイルA（既存） LGS【新設】	壁仕上げ【新設】+FS（トイレ用）立上H100【新設】 壁仕上げ【新設】+FS（トイレ用）立上H100【新設】	タイルA（既存） LGS【新設】	不燃メラミン化粧板t3（タイル面）【新設】 GB-R12.5+12.5+GW50【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.600	トイレブース【新設】、棚【新設】 洗面カウンター【新設】、鏡【新設】 天井点検口【新設】			
	男子トイレ	改修前	RC+AS防水+押えコンt60+M M【一部撤去】 RC+M【一部撤去】	磁器質タイルA【一部撤去】 小便器下：汚重れタイル【撤去】	RC+M	タイルA	RC+M	タイルA	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2.620	トイレブース【撤去】 手すり【撤去】 床点検口【撤去】 洗面カウンター【撤去】、鏡【撤去】			
		改修後	M【一部新設】 RC補修【一部新設】	樹脂M【新設】 FS（トイレ用）【新設】 小便器下：汚重れタイル【新設】	タイルA（既存）	壁仕上げ【新設】+FS（トイレ用）立上H100【新設】	タイルA（既存）	不燃メラミン化粧板t3（タイル面）【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.600	トイレブース【新設】、棚【新設】 洗面カウンター【新設】、鏡【新設】 床点検口【新設】、汚重れタイル【新設】 天井点検口【新設】 手すり【新設】			
	多目的トイレ	改修前	RC	FS【撤去】	RC+M 【一部撤去】	ビニル巾木【撤去】	RC+M【一部撤去】	EP-G塗【塗膜撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2.600	手すり【撤去】 ビタサイン【取外し】			
		改修後	M【一部新設】 RC補修【一部新設】	下地調整【新設】 FS（トイレ用）【新設】	RC+M（既存） LGS【新設】	壁仕上げ【新設】+FS（トイレ用）立上H100【新設】 壁仕上げ【新設】+FS（トイレ用）立上H100【新設】	RC+M（既存） LGS【新設】	不燃メラミン化粧板t3（M面）【新設】 GB-R12.5+12.5+GW50【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.600	フィッティングボード【新設】 既存ビタサイン【再取付】			
2階	女子トイレ	改修前	RC+AS防水+押えコンt60+M M【一部撤去】 RC+M【一部撤去】	磁器質タイルA【一部撤去】	RC+M 【一部撤去】	タイルA【一部撤去】	RC+M【一部撤去】	タイルA【一部撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2.620	トイレブース【撤去】 手すり【撤去】 洗面カウンター【撤去】 鏡【撤去】			
		改修後	M【一部新設】	樹脂M【新設】 FS（トイレ用）【新設】	RC+M（既存） LGS【新設】	壁仕上げ【新設】+FS（トイレ用）立上H100【新設】 壁仕上げ【新設】+FS（トイレ用）立上H100【新設】	RC+M（既存） LGS【新設】	不燃メラミン化粧板t3（タイル面）【新設】 GB-R12.5+12.5+GW50【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.600	トイレブース【新設】、棚【新設】 洗面カウンター【新設】、鏡【新設】 天井点検口【新設】			
	男子トイレ	改修前	RC+AS防水+押えコンt60+M M【一部撤去】 RC+M【一部撤去】	磁器質タイルA【一部撤去】 小便器下：汚重れタイル【撤去】	RC+M 【一部撤去】	タイルA【一部撤去】	RC+M【一部撤去】	タイルA【一部撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2.620	トイレブース【撤去】 手すり【撤去】 洗面カウンター【撤去】 鏡【撤去】			
		改修後	M【一部新設】 RC補修【一部新設】	樹脂M【新設】 FS（トイレ用）【新設】 小便器下：汚重れタイル【新設】	タイルA（既存）	壁仕上げ【新設】+FS（トイレ用）立上H100【新設】	タイルA（既存） LGS【新設】	不燃メラミン化粧板t3（タイル面）【新設】 GB-R12.5+12.5+GW50【新設】+不燃メラミン化粧板t3【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.600	トイレブース【新設】、棚【新設】 洗面カウンター【新設】、鏡【新設】 天井点検口【新設】、汚重れタイル【新設】			
3階	女子トイレ	改修前	RC+AS防水+押えコンt60+M M【一部撤去】 RC+M【一部撤去】	磁器質タイルA【一部撤去】	RC+M	タイルA【一部撤去】	RC+M【一部撤去】	タイルA【一部撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	GB-D9.5【撤去】	2.620	トイレブース【撤去】 洗面カウンター【撤去】 洗面カウンター 鏡【撤去】			
		改修後	M【一部新設】 RC補修【一部新設】	樹脂M【新設】 FS（トイレ用）【新設】	RC+M（既存）	壁仕上げ【新設】+FS（トイレ用）立上H100【新設】	RC+M（既存）	不燃メラミン化粧板t3（タイル面）【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.600	トイレブース【新設】、棚【新設】 洗面カウンター【新設】、鏡【新設】 天井点検口【新設】			
7スベスト含有建材調査リスト																
様 名		竣工（新設）			建材名		AS含有建材製造年月日		AS含有の有無							
管理棟・普通棟		昭和38年3月竣工 平成23年改修（2011年）			GB-D9.5		1972～1986		無							
※表記なき室については、工事対象外を示す。 ※改修範囲については、別図参照。 ※◆は、アスベスト含有建材を示す。 ※【 】書きは、工事対象を示す。																
徳島県県土整備部営繕課										工事名 R7営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築		図面番号 A-25		 株式会社 宮 建 築 設 計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5555(代)		通し番号 34
設計 R6.6		竣工		図面名 教室棟（東） 仕上表		縮尺 A2=1 A3=71%										



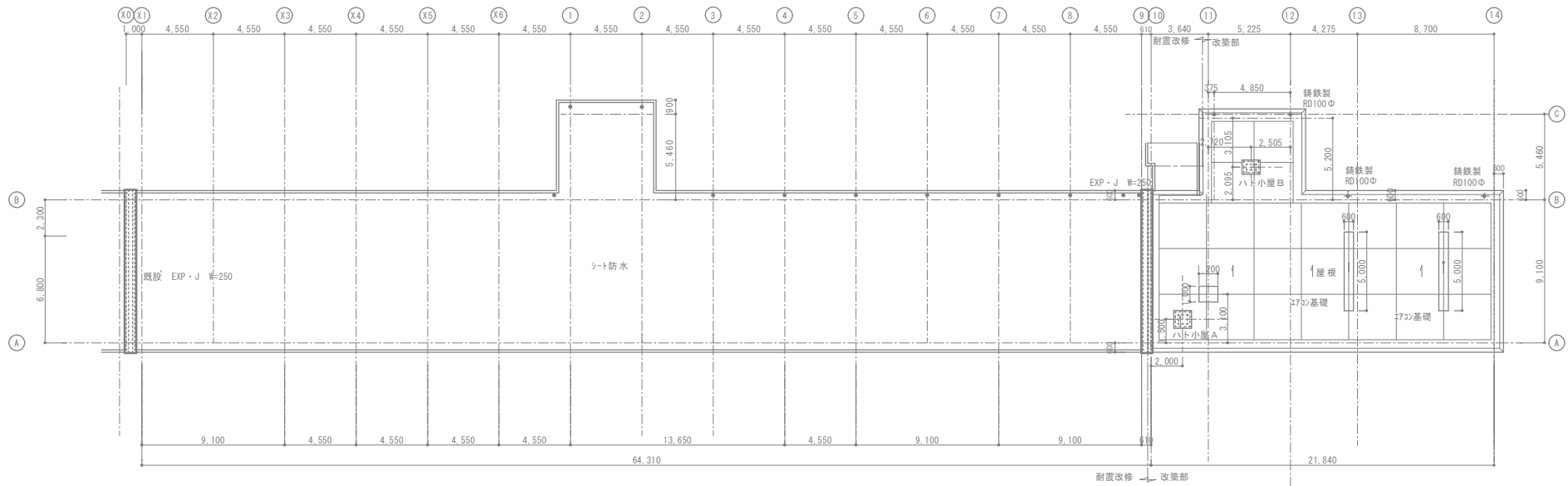
2階平面図 1/200



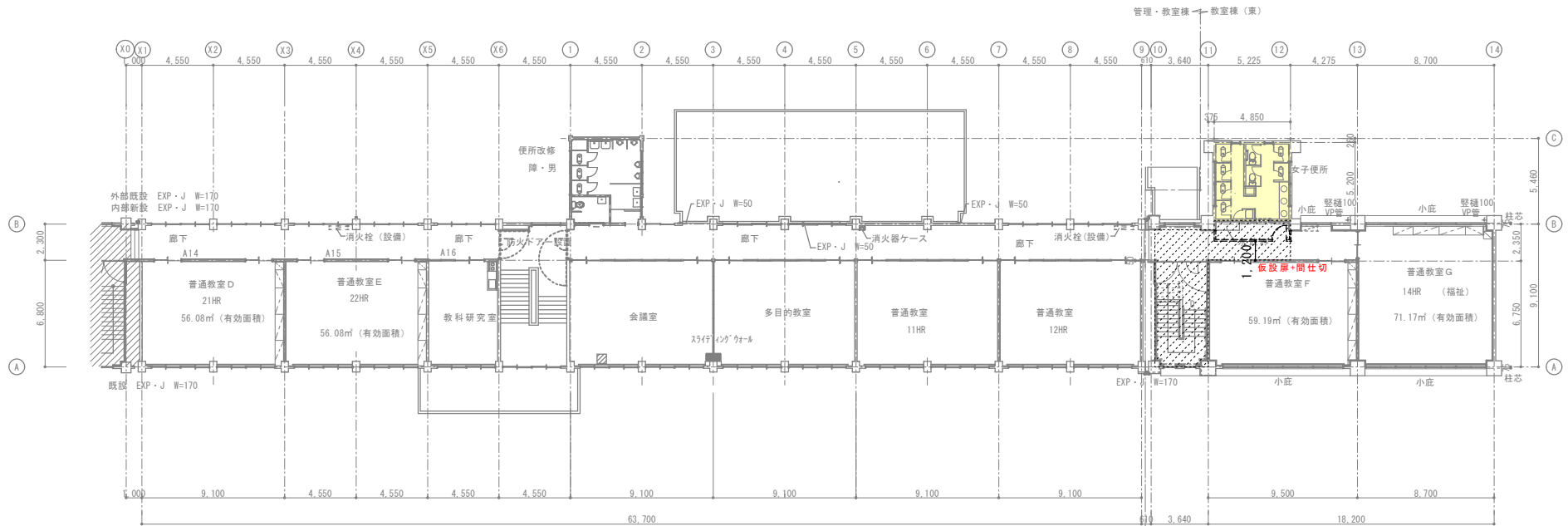
1階平面図 1/200

- 作業員動線
- 床養生 普通合板2.5+養生シート
- 仮設間仕切 (B種) 木製片開き扉 W900×H2,000

徳島県土整備部営繕課			工事名	R7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築	図面番号	A-26	 株式会社 MIYA 宮 建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5555(代)	通し番号 35
設計	R6.6	竣工	図面名	教室棟 (東) 1. 2階平面図	縮尺	A2=1/200 A3=71%		



屋根伏図 1/200



→ 作業員動線

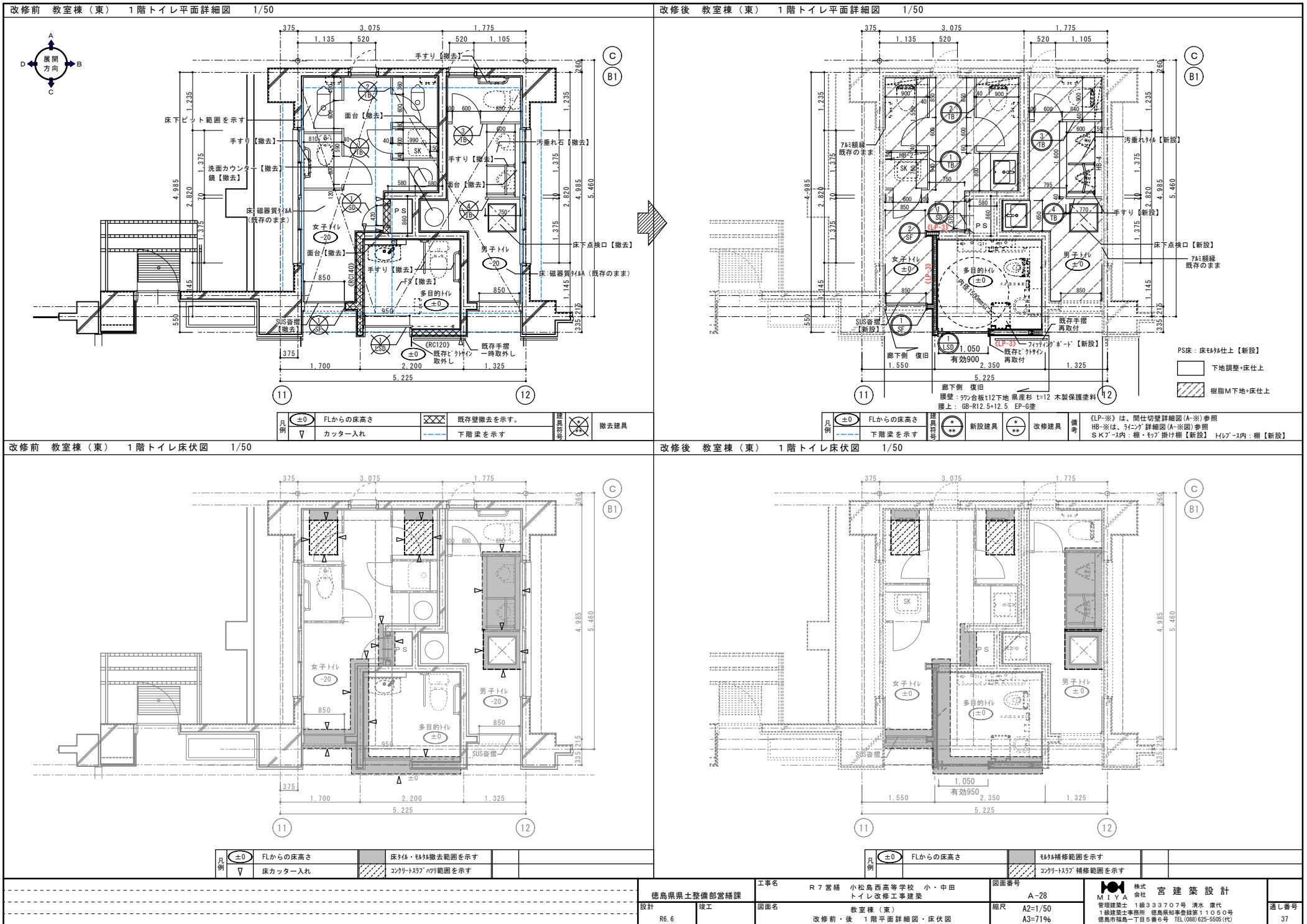


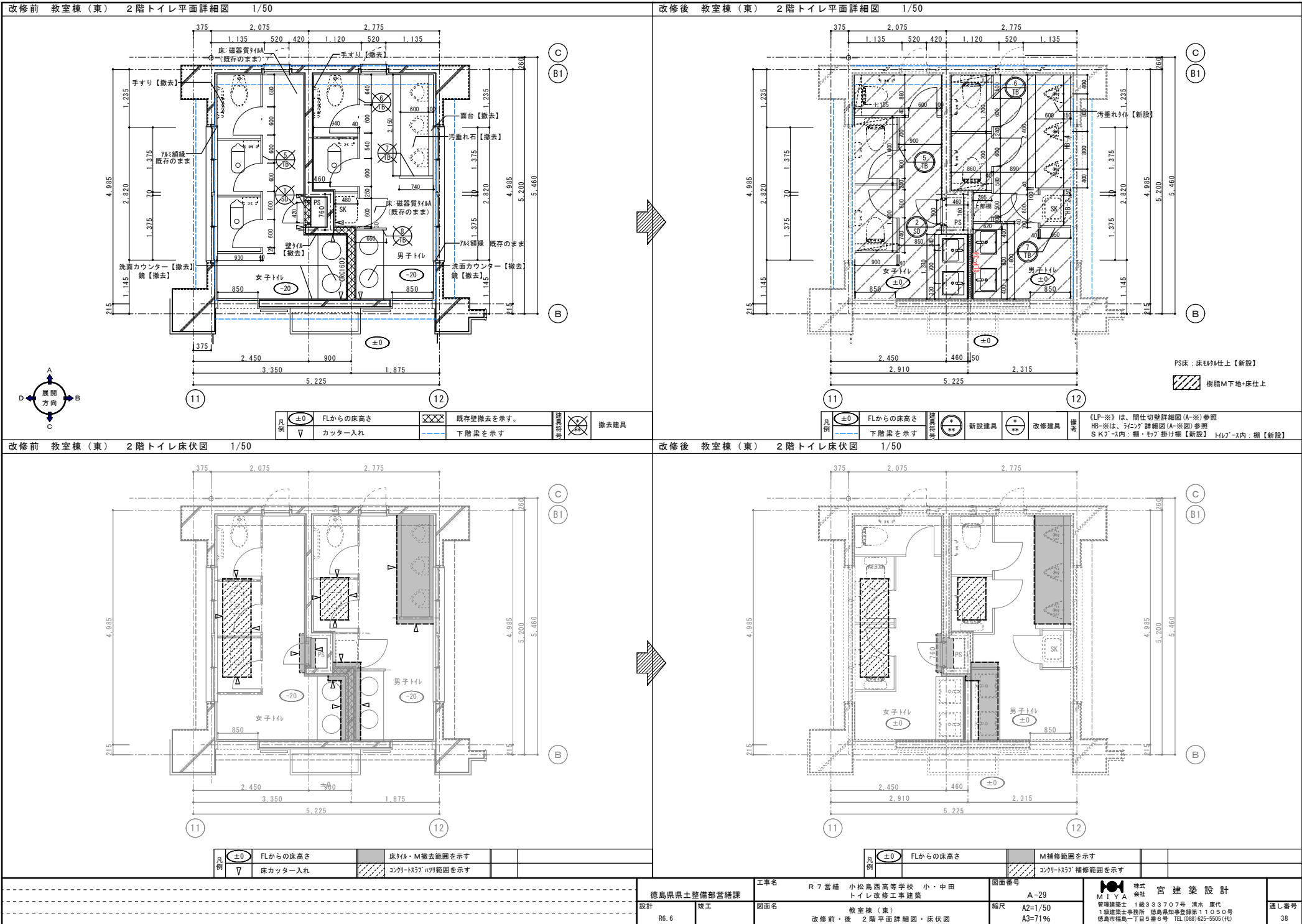
床養生 普通合板2.5+養生シート

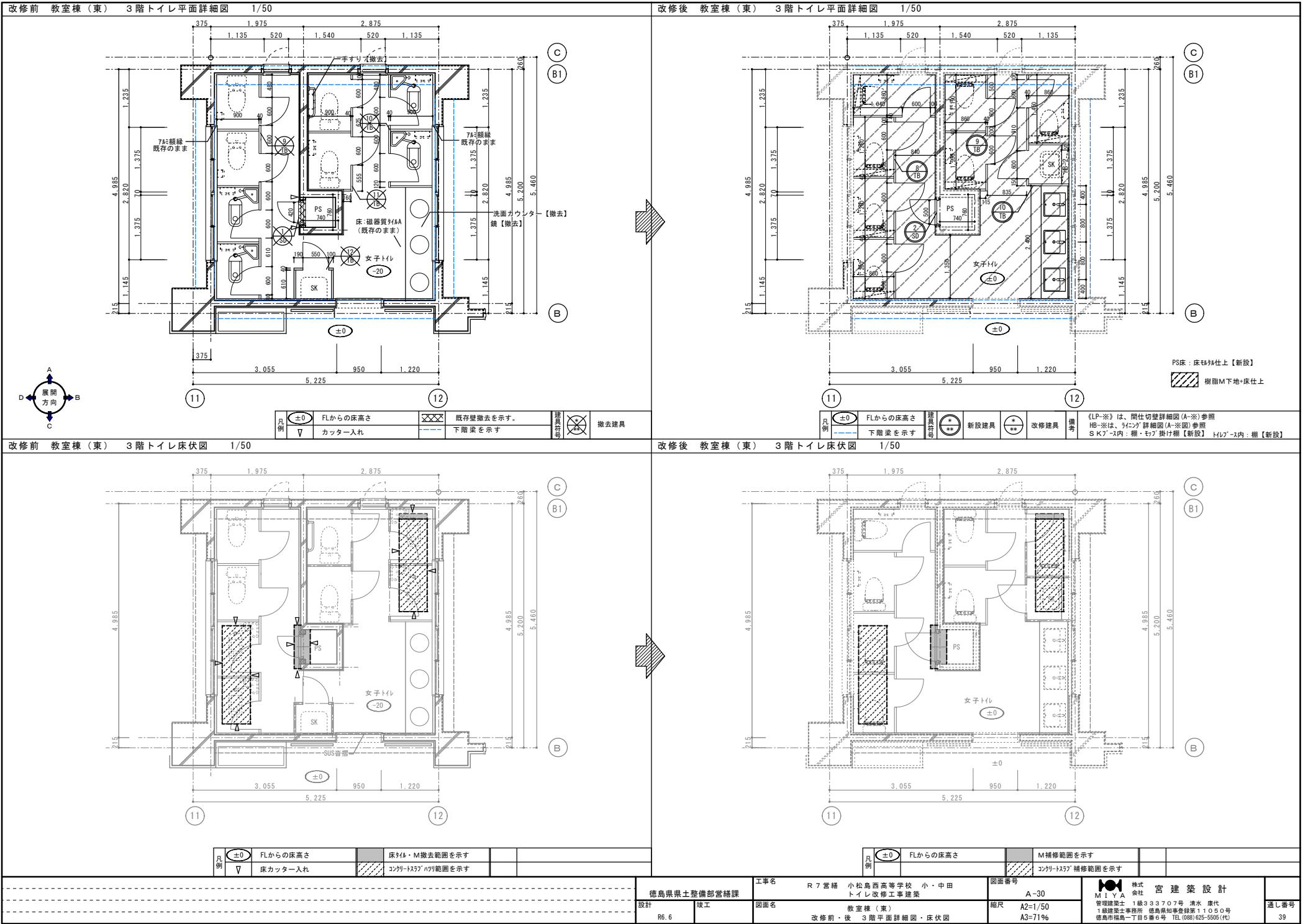
仮設間仕切 (B種) 木製片開き扉 W900×H2,000

3階平面図 1/200

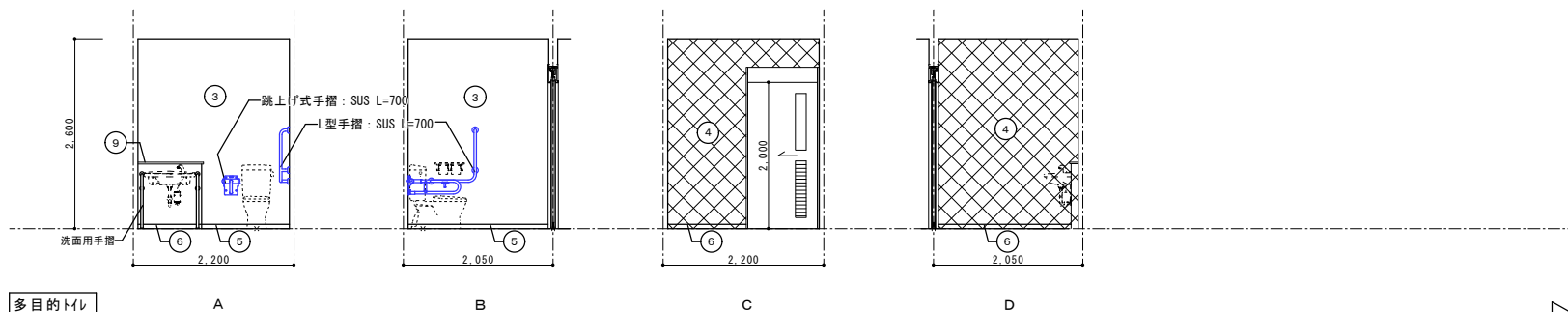
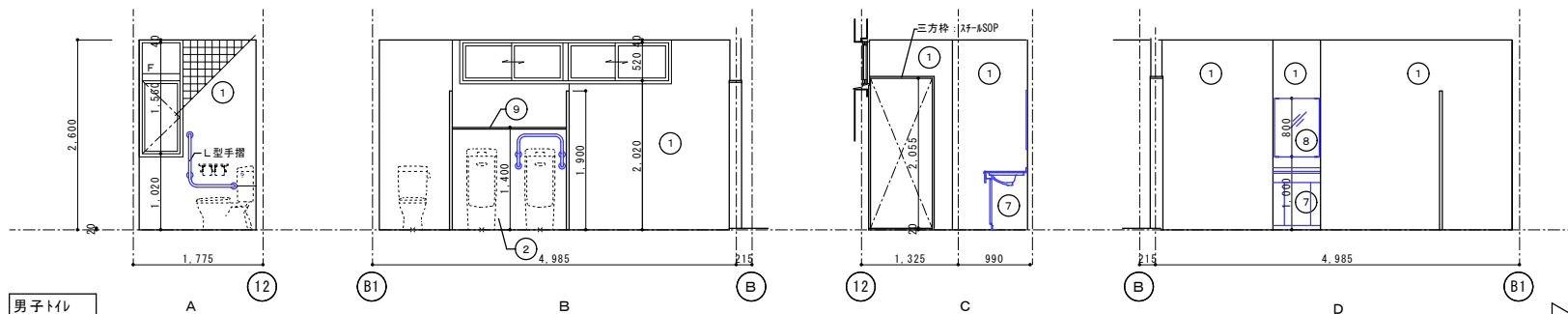
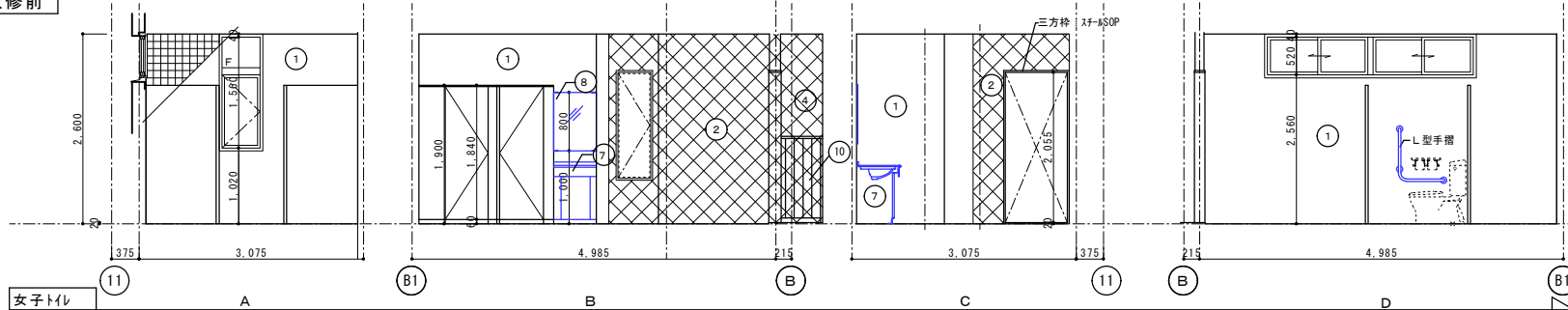
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築	図面番号	A-27	 株式会社 宮 建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)	通し番号 36
設計	R6.6	竣工	図面名	教室棟(東) 3階平面図	縮尺 A2=1/200 A3=71%		





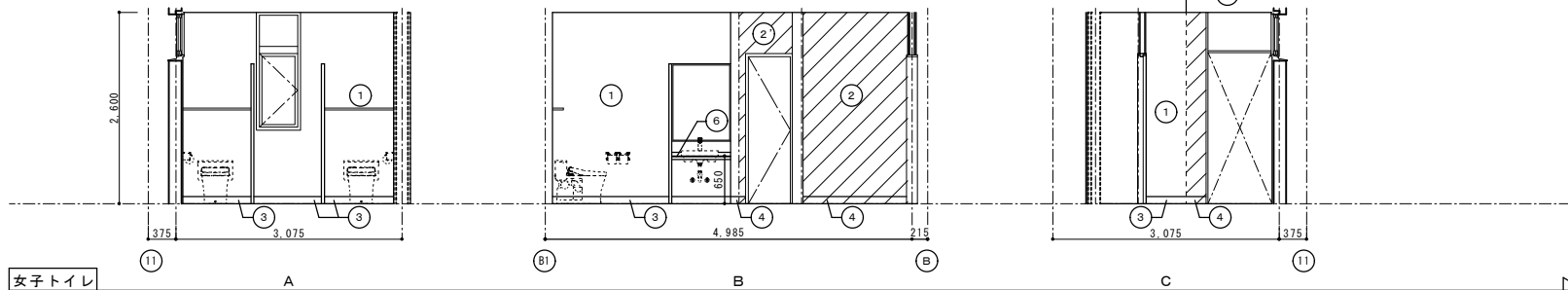


改修前

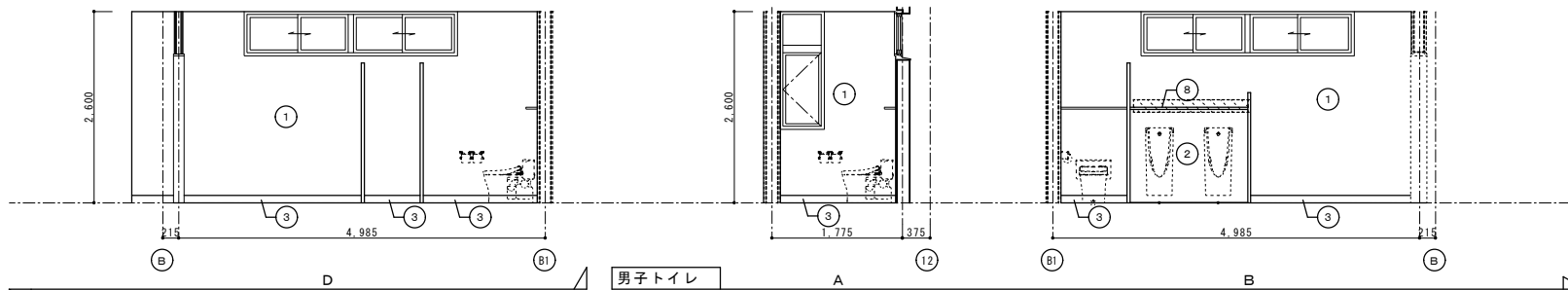


符号	既仕仕上表
①	RC+M+Y/A
②	RC【撤去】+M【撤去】+Y/A【撤去】
③	RC+M+EP-G【塗膜撤去】
④	RC【撤去】+M【撤去】+EP-G【撤去】
⑤	RC+M+VB【撤去】
⑥	RC【撤去】+M【撤去】+VB【撤去】
⑦	手洗いカッター【撤去】
⑧	化粧鏡【撤去】
⑨	面台【撤去】
⑩	腰板【撤去】
凡 例	
【 】書きは、工事対象を示す。 建具・トリム・改修範囲については、建具表に示す。	
	は、間仕切壁【撤去】範囲を示す。
Y/A浮き部面積：	00.00m2
Y/A壁面カッター切り：	00.00m
Y/A浮き部については、【周囲カッター切り+撤去】を行い、【補修】を行うこと。	

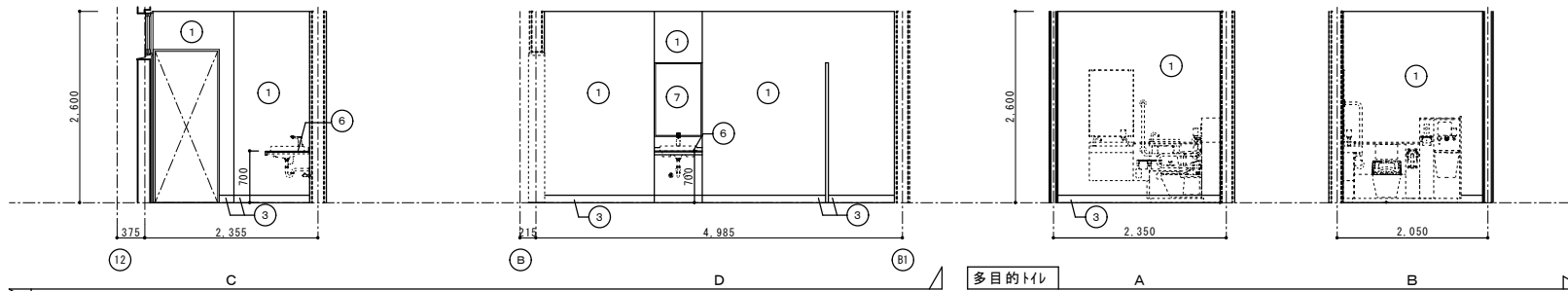
改修後



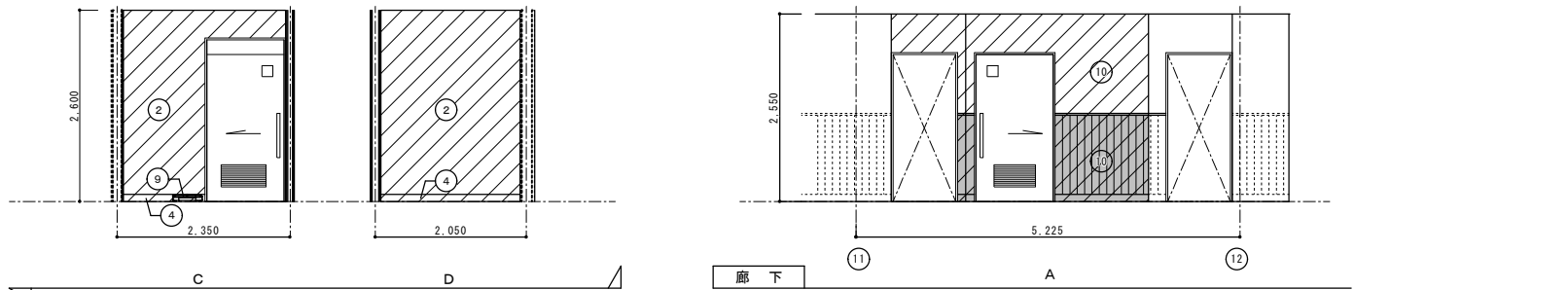
女子トイレ



男子トイレ



多目的トイレ

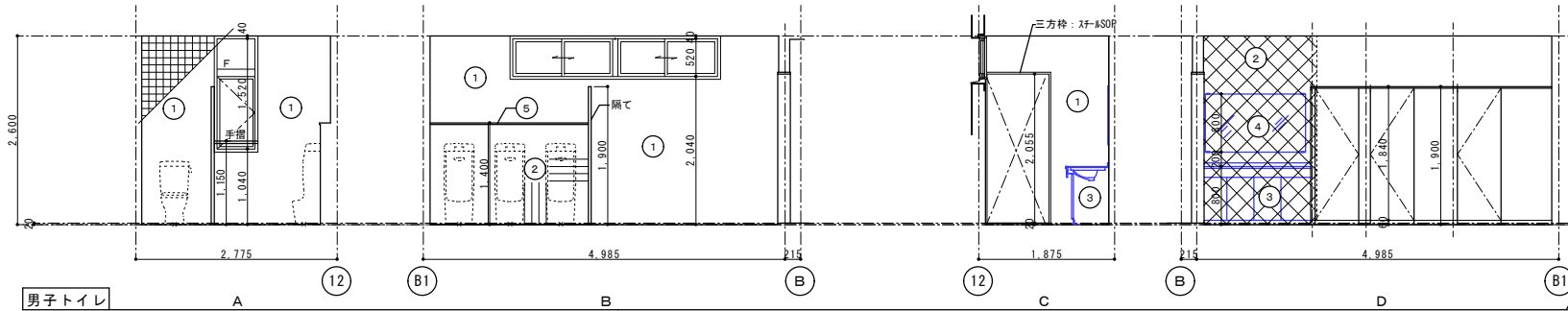
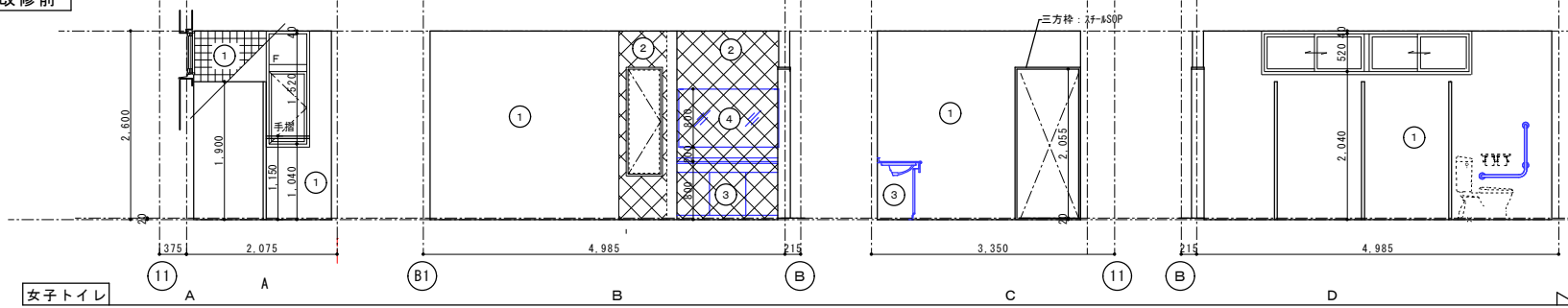


廊下

符号	改修仕上表
①	既存タイル面 + 不燃ポリシタ化粧板t3.0(タイル面)【新設】
②	LGS壁下地【新設】+GB-R12.5+12.5+GW【新設】+不燃ポリシタ化粧板t3.0【新設】
③	既存タイル面 + 下地調整 + 床FS立上げH100【新設】
④	GB-R下地+床FS立上げH100【新設】
⑤	棚【新設】
⑥	手洗いカウンター【新設】
⑦	化粧鏡【新設】
⑧	SUS面台【新設】
⑨	フィッティングボード【新設】
⑩	腰壁：7ツ合板t12下地 県産杉 t=12 木製保護塗料 腰上：GB-R12.5+12.5 EP-G壁

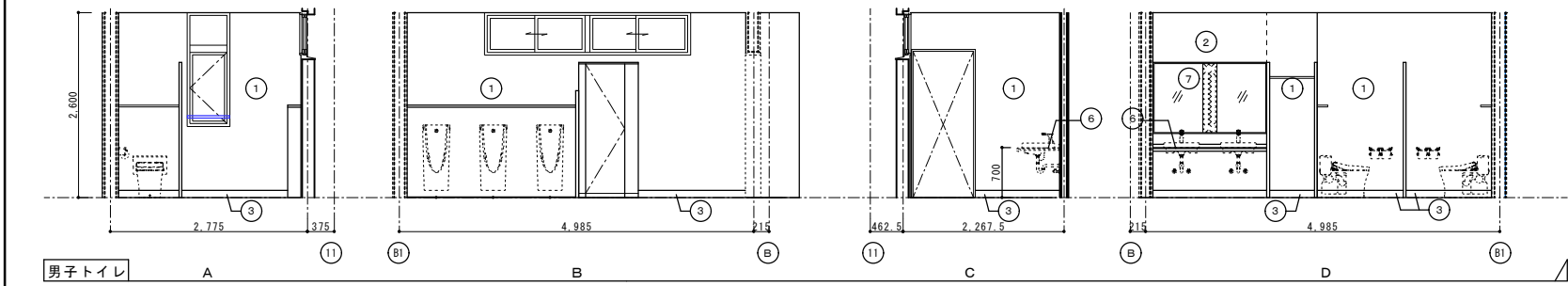
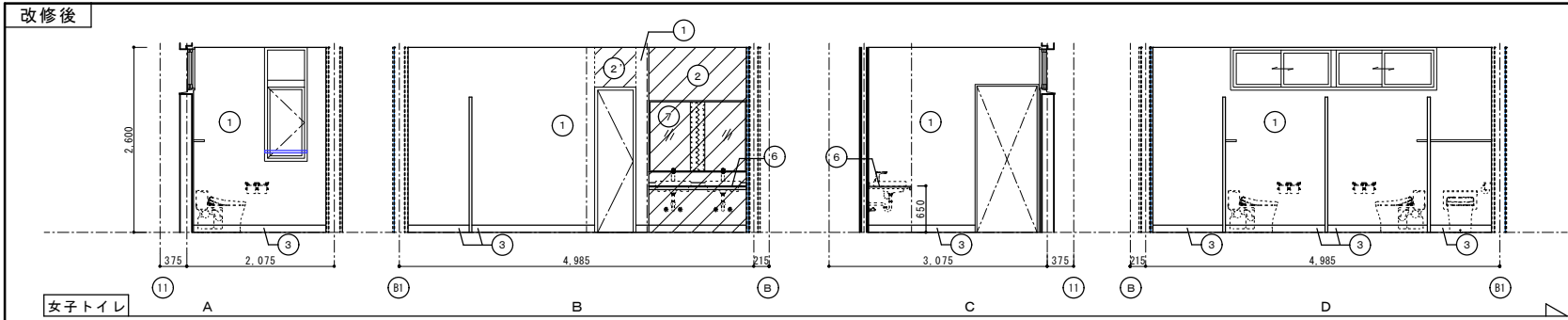
凡 例
【 】書きは、工事対象を示す。
建具・トイレバス改修範囲については、建具表に示す。
 は、M【新設】範囲を示す。
 は、間仕切壁【新設】範囲を示す。

改修前



符号	既存仕上表
①	RC+M+ﾀｲﾙA
②	RC【撤去】+M【撤去】+ﾀｲﾙA【撤去】
③	手洗いｶﾝﾀｰ【撤去】
④	化粧鏡【撤去】
⑤	SUS面台【撤去】
凡 例	
【 】 書きは、工事対象を示す。	
建具・ﾄｲﾚﾌｰｽ改修範囲については、建具表に示す。	
は、間仕切壁【撤去】範囲を示す。	
ﾀｲﾙ浮き部面積： 00.00㎡	
ﾀｲﾙ壁面ｶｯﾁｰﾘ： 00.00㎡	
ﾀｲﾙ浮き部については、【周囲ｶｯﾁｰﾘ+撤去】を行い、【M補修】を行うこと	

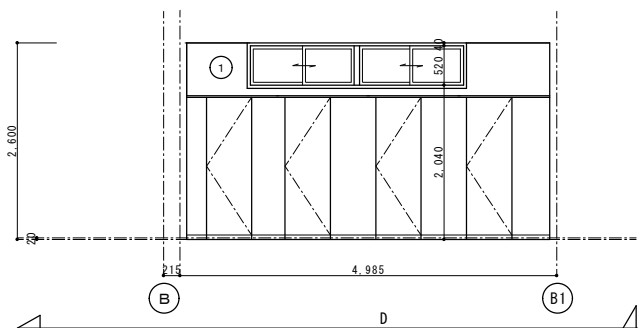
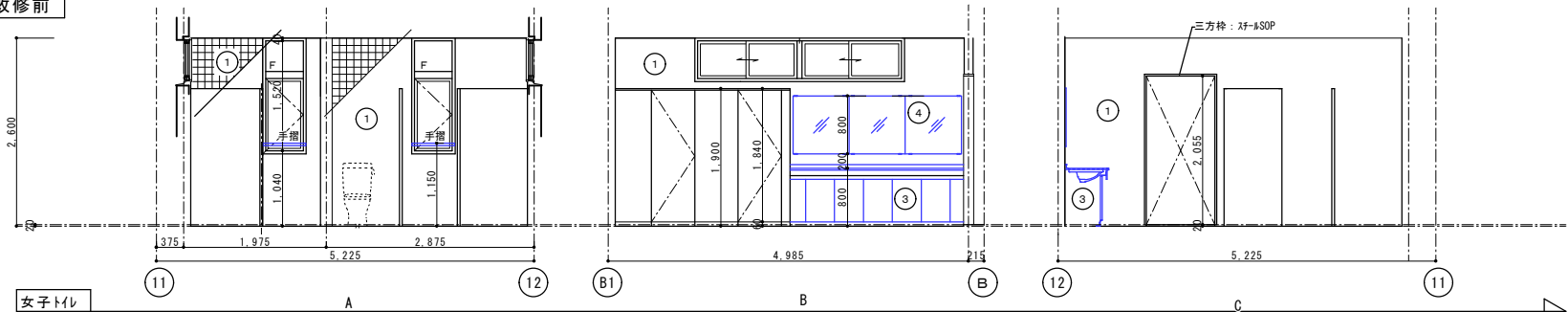
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築	図面番号	A-34	株式会社 M I Y A 宮 建 築 設 計 〒760-0001 徳島県徳島市小松島西1-1-1 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第 11050 号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505 (代)	通し番号 43
設計	竣工	図面名	教室棟 (東) 改修前 2 階 トイレ展開図	縮尺	A2=1/50 A3=71%		



符号	改修仕上表
①	既存タイル面 + 不燃珪化化粧板t3.0(タイル面)【新設】
②	LOS壁下地【新設】+GB-R12.5+DM【新設】+不燃珪化化粧板t3.0【新設】
②	LOS壁下地【新設】+GB-R12.5【新設】+不燃珪化化粧板t3.0【新設】
③	既存タイル面 + 下地調整 + 床FS立上げH100【新設】
④	GB-R下地+床FS立上げH100【新設】
⑤	棚【新設】
⑥	手洗いカウンター【新設】
⑦	化粧鏡【新設】
⑧	SUS面台【新設】

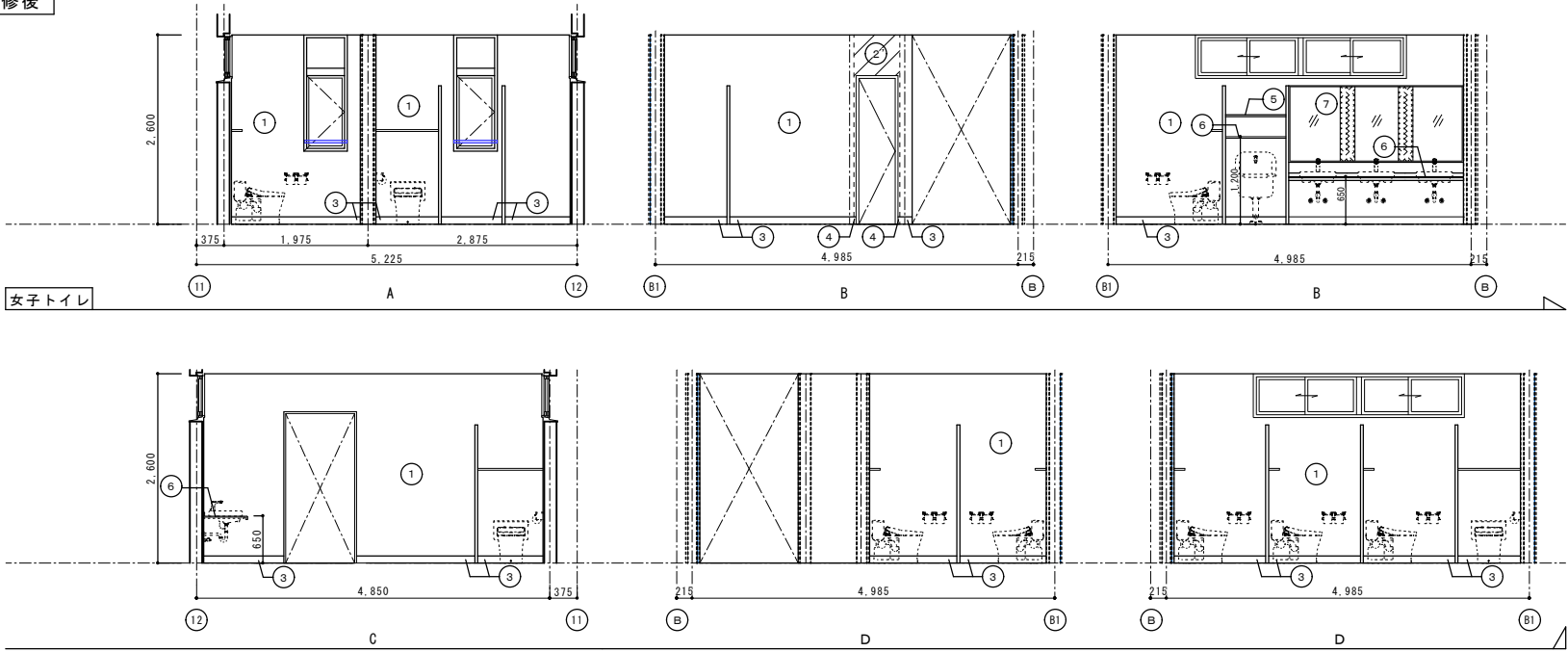
凡 例
【 】書きは、工事対象を示す。
建具・トイレ・ス改修範囲については、建具表に示す。
は、M【新設】範囲を示す。
は、間仕切壁【新設】範囲を示す。

改修前



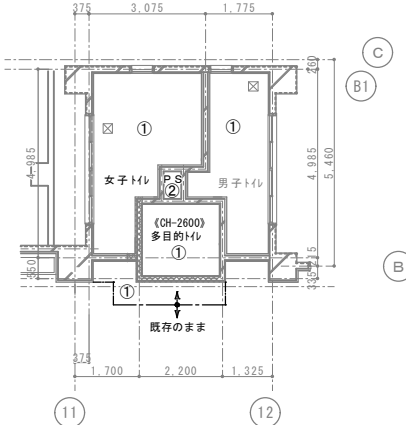
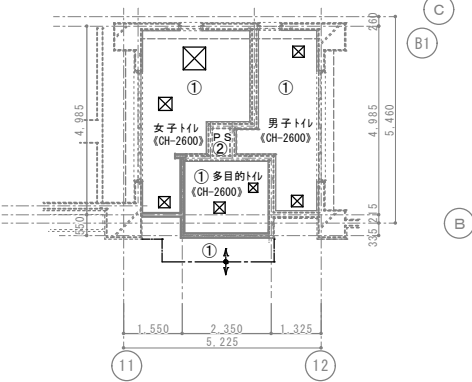
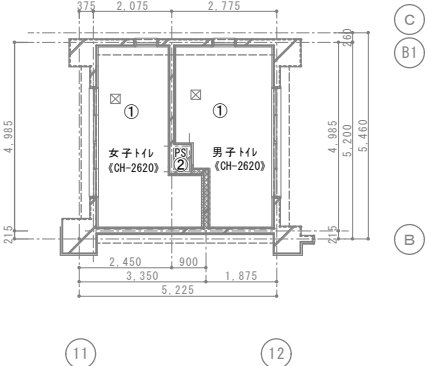
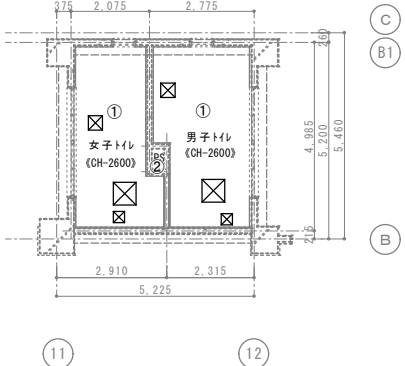
符号	既存仕上表
①	RC+M+タイルA
②	RC【撤去】+M【撤去】+タイルA【撤去】
③	手洗いカウンター【撤去】
④	化粧鏡【撤去】
⑤	面台【撤去】
凡 例	
【 】書きは、工事対象を示す。	
建具・トイレ・改修範囲については、建具表に示す。	
は、間仕切壁【撤去】範囲を示す。	
タイル浮き部面積： 00.00m ²	
タイル壁面カウンター切り： 00.00m	
タイル浮き部については、【周囲カウンター撤去】を行い、【M補修】を行うこと	

改修後

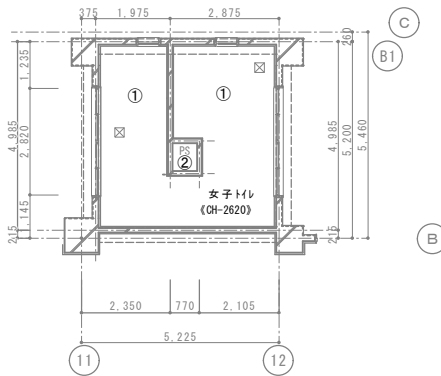


女子トイレ

符号	改修仕上表
①	既存タイル面 + 不燃A級シ化粧板t3.0(タイル面)【新設】
②	LGS壁下地【新設】+GB-R12.5+12.5+GW【新設】+ 不燃A級シ化粧板t3.0【新設】
③	LGS壁下地【新設】+GB-R12.5【新設】+ 不燃A級シ化粧板t3.0【新設】
④	既存タイル面 + 下地調整 + 床FS立上げH100【新設】
⑤	GB-R下地+床FS立上げH100【新設】
⑥	棚【新設】
⑦	手洗いかみか-【新設】
⑧	化粧鏡【新設】
⑨	SUS面台【新設】
凡 例	
【 】 書きは、工事対象を示す。	
建具・トイレ・改修範囲については、建具表に示す。	
	は、M【新設】範囲を示す。
	は、間仕切壁【新設】範囲を示す。

改修前 教室棟（東） 1階トイレ天井伏図 1/100			改修後 教室棟（東） 1階トイレ天井伏図 1/100		
					
改修前仕上表			改修後仕上表		
符号 仕上			符号 仕上		
① LGS下地【撤去】+ GB-D9.5【撤去】			① LGS下地【新設】+ GB-D9.5【新設】		
② スラブ現し			② スラブ現し		
③			③		
④			④		
⑤			⑤		
⑥			⑥		
⑦			⑦		
凡例			凡例		
天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。 廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。 《+数値》は、天井高さを示す。			☒ は天井点検口600角【新設】を示す。 天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。 廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。 ☐ は、工事範囲対象外を示す。 《+数値》は、天井高さを示す。 150×600		
天井開口補強リスト			天井開口補強リスト		
単位（ヶ所）			単位（ヶ所）		
種 別			種 別		
換気設備			換気設備		
250×250			250×250		
300×300			300×300		
400×400			400×400		
建 築			建 築		
600×600			600×600		
改修前 教室棟（東） 2階トイレ天井伏図 1/100			改修後 教室棟（東） 2階トイレ天井伏図 1/100		
					
改修前仕上表			改修後仕上表		
符号 仕上			符号 仕上		
① LGS下地【撤去】+ GB-D9.5【撤去】			① LGS下地【新設】+ GB-D9.5【新設】		
② スラブ現し			② スラブ現し		
③			③		
④			④		
⑤			⑤		
⑥			⑥		
⑦			⑦		
凡例			凡例		
天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。 廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。 《+数値》は、天井高さを示す。			☒ は天井点検口600角【新設】を示す。 天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。 廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。 ☐ は、工事範囲対象外を示す。 《+数値》は、天井高さを示す。		
天井開口補強リスト			天井開口補強リスト		
単位（ヶ所）			単位（ヶ所）		
種 別			種 別		
換気設備			換気設備		
300×300			300×300		
400×400			400×400		
建 築			建 築		
600×600			600×600		
徳島県県土整備部営繕課			R7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築		
改修前・後 1階・2階天井伏図			A-38		
R6.6			A2=1/100 A3=71%		
徳島県県土整備部営繕課			株式会社 宮建築設計		
R6.6			株式会社 宮建築設計 〒770-0001 徳島県徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 825-5505 (代)		
R6.6			47		

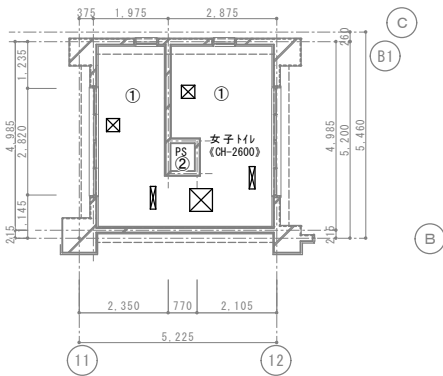
改修前 教室棟（東） 3階トイレ天井伏図 1/100



改修前仕上表	
符号	仕上
①	LGS下地【撤去】+ GB-D9.5【撤去】
②	スラブ現し
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
凡例	

天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。
廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。
《+数値》は、天井高さを示す。

改修後 教室棟（東） 3階トイレ天井伏図 1/100



改修後仕上表	
符号	仕上
①	LGS下地【新設】+ GB-D9.5【新設】
②	スラブ現し
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	

凡例
☒ は天井点検口600角【新設】を示す。
天井下地の表記なき場合は、軽鉄下地を示す。
廻り縁の表記なき場合は、塩ビ製を示す。
■ は、工事範囲対象外を示す。
《+数値》は、天井高さを示す。

天井開口補強リスト		単位（ヶ所）	
種 別	寸 法	数 量	備 考
換気設備	150×600	2	
	350×350	2	
建 築	600×600	1	

符号・設置場所	 1階 女子トイレ	1 か所	 1階 女子トイレ	1 か所	 1階 男子トイレ	1 か所	 1階 男子トイレ	1 か所	 2階 女子トイレ	1 か所	 2階 男子トイレ	1 か所	共通特記事項 ・新設建具の設については、既存マス+に組み込むこと。 ・HLP-2Sの設備機器及び手摺等が取り付け位置については、下地補強を行うこと。 (取り付け位置については、平面詳細図・各部詳細図参照) ・HLP-2Sに擬音装置、温水洗浄便座リモコンが取付場合には、壁面より擬音装置取付位置より、OD管16φを電気配線用として、バ材内に設置すること。 (取り付け位置については、平面詳細図・各部詳細図参照) ・HLP-2Sの扉は、緊急時外開き解錠機能付きとする。																																																																																				
名 称	トイレブース		トイレブース		トイレブース		トイレブース		トイレブース		トイレブース																																																																																						
材 質・仕 上																																																																																																	
見 込	40mm		40mm		40mm		40mm		40mm		40mm																																																																																						
硝 子	—		—		—		—		—		—																																																																																						
枠	—		—		—		—		—		—																																																																																						
金 物																																																																																																	
備 考																																																																																																	
符号・設置場所	 2階 男子トイレ	1 か所	 2階 男子トイレ	1 か所	 3階 女子トイレ	1 か所	 3階 女子トイレ	1 か所	 3階 女子トイレ	1 か所	 3階 女子トイレ	1 か所	くつずりの形式 K1 SUS t1.5 K2 SUS 目地棒 4×12 K3 ←土材が変化する場所 K4 SUS t1.5 枠裏込 K5 SUS t1.5 気密材 K6 SUS t1.5 枠裏込 気密材 K7 SUS t1.5 枠裏込 K8 SUS 寄置 t1.5 (高さmax142)																																																																																				
名 称	トイレブース		トイレブース		トイレブース		トイレブース		トイレブース		トイレブース																																																																																						
材 質・仕 上																																																																																																	
見 込	40mm		40mm		40mm		40mm		40mm		40mm																																																																																						
硝 子	—		—		—		—		—		—																																																																																						
枠	—		—		—		—		—		—																																																																																						
金 物																																																																																																	
備 考																																																																																																	
符号・設置場所	 1～3階 女子トイレ	3 か所	 1階 女子トイレ	1 か所	 1階 多目的便所	1 か所							表示略号 <table><tr><th>略号</th><th>建具種別</th><th>略号</th><th>ガラス種別</th></tr><tr><td>A D</td><td>アルミ製戸</td><td>P</td><td>フロート板ガラス</td></tr><tr><td>A W</td><td>アルミ製窓</td><td>F</td><td>型板ガラス</td></tr><tr><td>A G</td><td>アルミ製がらり</td><td>N F</td><td>網入型板ガラス</td></tr><tr><td>S</td><td>鋼製三方枠</td><td>W F</td><td>網入型板ガラス</td></tr><tr><td>S D</td><td>鋼製戸</td><td>N P</td><td>網入磨板ガラス</td></tr><tr><td>S W</td><td>鋼製窓</td><td>W P</td><td>網入磨板ガラス</td></tr><tr><td>S G</td><td>鋼製がらり</td><td>H A P</td><td>熱線吸収フロート板ガラス</td></tr><tr><td>S S</td><td>重畳シャッター</td><td>T ()</td><td>強化ガラス (材料板ガラス)</td></tr><tr><td>L D</td><td>鋼製軽量戸</td><td>I G ()</td><td>複層ガラス (材料板ガラス)</td></tr><tr><td>L S</td><td>軽量シャッター</td><td>H R ()</td><td>熱線反射ガラス (材料板ガラス)</td></tr><tr><td>S S D</td><td>ステンレス製戸</td><td>D S ()</td><td>倍強度ガラス (材料板ガラス)</td></tr><tr><td>S S W</td><td>ステンレス製窓</td><td>L ()</td><td>合わせガラス (材料板ガラス)</td></tr><tr><td>S S G</td><td>ステンレス製がらり</td><td></td><td></td></tr><tr><td>O H D</td><td>オーバーヘッドドア</td><td></td><td></td></tr><tr><td>A C W</td><td>アルミ製カーテンウォール</td><td></td><td></td></tr><tr><td>H</td><td>ふすま</td><td></td><td></td></tr><tr><td>P</td><td>紙障子</td><td></td><td></td></tr><tr><td>W D</td><td>木製戸</td><td></td><td></td></tr><tr><td>G B</td><td>ガラスブロック窓</td><td></td><td></td></tr><tr><td>T B</td><td>トイレブース</td><td></td><td></td></tr></table>	略号	建具種別	略号	ガラス種別	A D	アルミ製戸	P	フロート板ガラス	A W	アルミ製窓	F	型板ガラス	A G	アルミ製がらり	N F	網入型板ガラス	S	鋼製三方枠	W F	網入型板ガラス	S D	鋼製戸	N P	網入磨板ガラス	S W	鋼製窓	W P	網入磨板ガラス	S G	鋼製がらり	H A P	熱線吸収フロート板ガラス	S S	重畳シャッター	T ()	強化ガラス (材料板ガラス)	L D	鋼製軽量戸	I G ()	複層ガラス (材料板ガラス)	L S	軽量シャッター	H R ()	熱線反射ガラス (材料板ガラス)	S S D	ステンレス製戸	D S ()	倍強度ガラス (材料板ガラス)	S S W	ステンレス製窓	L ()	合わせガラス (材料板ガラス)	S S G	ステンレス製がらり			O H D	オーバーヘッドドア			A C W	アルミ製カーテンウォール			H	ふすま			P	紙障子			W D	木製戸			G B	ガラスブロック窓			T B	トイレブース		
略号	建具種別	略号	ガラス種別																																																																																														
A D	アルミ製戸	P	フロート板ガラス																																																																																														
A W	アルミ製窓	F	型板ガラス																																																																																														
A G	アルミ製がらり	N F	網入型板ガラス																																																																																														
S	鋼製三方枠	W F	網入型板ガラス																																																																																														
S D	鋼製戸	N P	網入磨板ガラス																																																																																														
S W	鋼製窓	W P	網入磨板ガラス																																																																																														
S G	鋼製がらり	H A P	熱線吸収フロート板ガラス																																																																																														
S S	重畳シャッター	T ()	強化ガラス (材料板ガラス)																																																																																														
L D	鋼製軽量戸	I G ()	複層ガラス (材料板ガラス)																																																																																														
L S	軽量シャッター	H R ()	熱線反射ガラス (材料板ガラス)																																																																																														
S S D	ステンレス製戸	D S ()	倍強度ガラス (材料板ガラス)																																																																																														
S S W	ステンレス製窓	L ()	合わせガラス (材料板ガラス)																																																																																														
S S G	ステンレス製がらり																																																																																																
O H D	オーバーヘッドドア																																																																																																
A C W	アルミ製カーテンウォール																																																																																																
H	ふすま																																																																																																
P	紙障子																																																																																																
W D	木製戸																																																																																																
G B	ガラスブロック窓																																																																																																
T B	トイレブース																																																																																																
名 称	鋼製戸	枠共	スチール三方枠		軽量鋼製戸	枠共																																																																																											
材 質・仕 上	S SOP		SUS HL		S SOP																																																																																												
見 込	80mm	扉 40mm	210mm		190mm	扉 40mm																																																																																											
硝 子	—	—	—		P5	—																																																																																											
枠	—	—	—		—	—																																																																																											
金 物																																																																																																	
備 考																																																																																																	
特記事項 ・建具配置は平面詳細図による。							徳島県県土整備部営繕課			工事名 R 7 常緑 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築			図面番号 A-40		株式会社 宮 建築設計 M I Y A 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)		通し番号 49																																																																																
 撤去建具							 新設建具							 改修建具																																																																																			

符号・設置場所	①TB 1階 女子トイレ 1か所	②TB 1階 女子トイレ 1か所	③TB 1階 男子トイレ 1か所	④TB 1階 男子トイレ 1か所	⑤TB 2階 女子トイレ 1か所	⑥TB 2階 男子トイレ 1か所	共通特記事項
※ 図							・新設建具の錠については、既存マスに組み込むこと。 ・HLP-2Sの設備機器及び手摺等が取り付け位置については、下地補強を行うこと。 （取り付け位置については、平面詳細図・各部詳細図参照） ・HLP-2Sに擬音装置、温水洗浄便座リモコンが取付場合には、壁面より擬音装置取付位置より、OD管16φを電気配線用として、HLP内に設置すること。 （取り付け位置については、平面詳細図・各部詳細図参照） ・HLP-2Sの扉は、緊急時外開き解錠機能付きとする。
名 称	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース	
材 質 ・ 仕 上							
見 込	40mm	40mm	40mm	40mm	40mm	40mm	
硝 子	—	—	—	—	—	—	
枠	—	—	—	—	—	—	
金 物							
備 考							
符号・設置場所	⑦TB 2階 男子トイレ 1か所	⑧TB 3階 女子トイレ 1か所	⑨TB 3階 女子トイレ 1か所	⑩TB 3階 女子トイレ 1か所	⑪SD 1階 女子トイレ 1か所	⑫SD 2～3階 女子トイレ 2か所	
※ 図							
名 称	トイレブース	トイレブース	トイレブース	トイレブース	鋼製戸	鋼製戸	
材 質 ・ 仕 上					スチールt1.6 S0P塗り	スチールt1.6 S0P塗り	
見 込	40mm	40mm	40mm	40mm	扉 30mm	扉 30mm	
硝 子	—	—	—	—	—	—	
枠	—	—	—	—	スチール枠 S0P塗り	スチール枠 S0P塗り	
金 物					丁番、ケスナント'ル錠、SUS音摺 (K1)、付属金物一式	SUS音摺 (K1)、付属金物一式	
備 考					室名：カティングシート貼（1文字30角）	室名：カティングシート貼（1文字30角）	
符号・設置場所	①SF 1階 女子トイレ 1か所	②SF 1階 女子トイレ 1か所		①LSD 1階 多目的便所 1か所			
※ 図							
名 称	スチール三方枠	スチール枠		半自動閉鎖装置付鋼製軽量片引ドア			
材 質 ・ 仕 上	スチール S0P塗り	スチール S0P塗り		スチールt0.6 焼付塗装			
見 込	145mm	145mm		140mm 扉 40mm			
硝 子	—	—		F4			
枠	—	—		スチール三方枠 S0P塗り、SUS音摺 K1			
金 物	SUS音摺 (K8)			握り棒、表示錠、7&8'引、LGS壁内蔵7&8'指詰め防止パッキン、付属金物一式			
備 考				ガラリの形式：Ⅲ型			
特記事項 ・建具配置は平面詳細図による。 ○撤去建具 ○新設建具 ○改修建具				徳島県県土整備部営繕課	工事名 R7営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築	図面番号 A-41	通し番号 50
				設計 R6.6	竣工	図面名 教室棟（東） 改修後 建具表	通し番号 50
				図面番 A-41 縮尺 A2=1/50 A3=1/196			
				株式会社 宮建築設計 〒760-0001 徳島県徳島市東区西町1丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)			

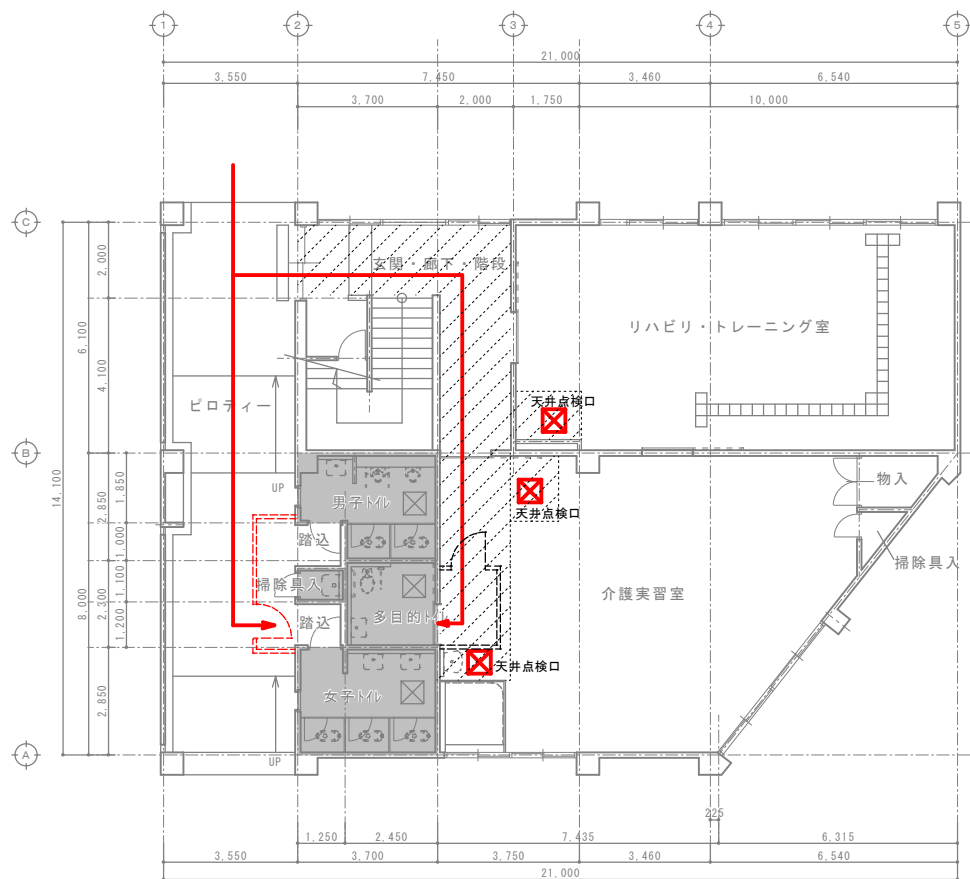
凡 例							
符 号		仕 様		符 号		仕 様	
PS	ﾊﾞｲﾝｼｬﾌﾄ	GB-S12.5	ｼｰｼﾞﾝｸﾞ せっこうｶﾞｰﾄﾞ t12.5 不燃 NM-9639程度	ﾀｲAA	100角陶器質ﾀｲﾙ	GW50	ｸﾞﾗｽｸｰﾙ 24k g/m3 t50
EPS	電気設備用ﾊﾞｲﾝｼｬﾌﾄ	GB-R9.5	せっこうｶﾞｰﾄﾞ t9.5 準不燃 QM-9828程度	磁器質ﾀｲAA	50角磁器質ﾀｲﾙ	GW100	ｸﾞﾗｽｸｰﾙ 24k g/m3 t100
CB	ｺﾝｸﾘｰﾄﾞﾛｯｸC種	GB-R12.5	せっこうｶﾞｰﾄﾞ t12.5 不燃 NM-9619程度	汚垂れﾀｲﾙ	800×600角ﾃｰﾊﾟｰ仕様(t=13) 磁器質ﾀｲﾙ		
RC	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	GB-D9.5	化粧せっこうｶﾞｰﾄﾞ t9.5 不燃 NM-1864程度			SOP	合成樹脂調合ﾊﾞｲﾝﾄﾞ塗り
						EP	合成樹脂エﾎﾟｷｼﾊﾞｲﾝﾄﾞ塗り
M	ﾓﾙﾀﾙ			FS	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t2.0 (溶接工法)	EP-G	つや有合成樹脂エﾎﾟｷｼﾊﾞｲﾝﾄﾞ塗り
S	鉄骨下地			FS (ﾄｲﾚ用)	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ張り t2.0 抗菌仕様 (溶接工法)		
LGS	軽量鉄骨下地						
AL	ｱﾙﾐﾆｳﾑ						
SUS	ｽﾃﾝﾚｽ	FK6・FK8	無石綿けい酸ｶﾙｼｳﾑ板 t6・t8 不燃 NM-8578程度	VB	軟質ﾋﾞﾆﾙ巾木		
樹脂M	樹脂ﾓﾙﾀﾙ		不燃ﾌｼﾞｼﾅ化粧板t3 不燃 NM-2183程度				
Gこて	ｺﾝｸﾘｰﾄこて仕上	DR9・DR12	ﾛｯｸｶｰﾙ化粧吸音板t9・t12(ﾌﾞﾗｯｸ付) 不燃 NM-8599程度				
G金こて	ｺﾝｸﾘｰﾄ金こて仕上	ﾋﾞﾆﾙｸﾞﾗｽ	ﾋﾞﾆﾙｸﾞﾗｽ AAﾌﾗﾝｸ 不燃 NM-9839程度			鏡【新設】	W400×H600 (既製品)
M金こて	ﾓﾙﾀﾙ金こて仕上	耐水B12	ﾌﾗﾝｸ合板(I類)t12				

《福祉実習棟（リニューアル）》内 部 仕 上 表

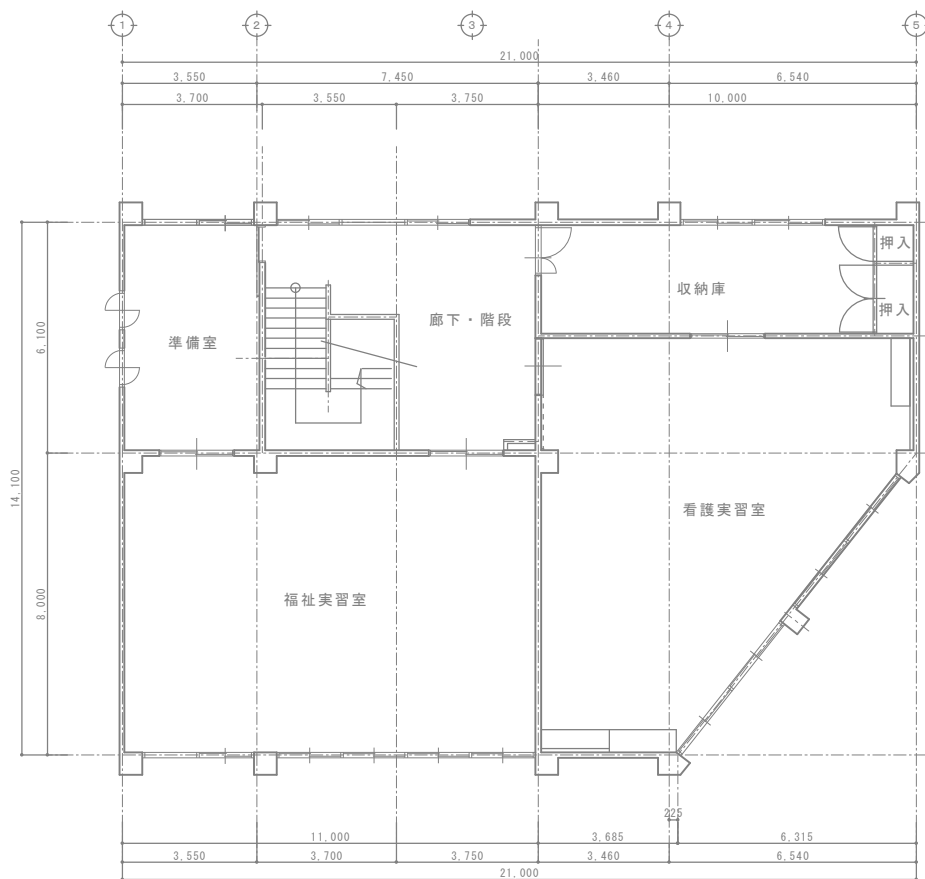
※洗面ｶﾝﾀﾞｰ【撤去】は水栓等付属品含んで建築工事
※洗面ｶﾝﾀﾞｰ【新設】は自動水栓含んで建築工事

階	室 名	改修前後	床		巾木		壁		廻 縁	天 井		天井高	備 考
			下 地	仕 上	下 地	仕 上	下 地	仕 上		下 地	仕 上		
1階	女子トイレ	改修前	RC+M【一部撤去】 M【撤去】	磁器質タイルA【撤去】	RC+M ②③【撤去】4【撤去】 ③④⑤【撤去】4【撤去】	タイルA タイルA【撤去】 タイルA【撤去】	RC+M CB120【撤去】+M【撤去】 CB100【撤去】+M【撤去】	タイルA タイルA【撤去】 タイルA【撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	FK6【撤去】+EP	2.600	トイレブース【撤去】 鏡【撤去】 床下点検口【撤去】
		改修後	RC補修【一部新設】 M補修【全面新設】	FS (ﾄｲﾚ用) 【新設】	ﾀｲﾔA (既存) M補修【新設】	床FS(ﾄｲﾚ用) 立上げH100【新設】 床FS(ﾄｲﾚ用) 立上げH100【新設】	タイルA (既存) M補修【一部新設】	不燃メラミン化粧板t3(ﾀｲﾙ面)【新設】 不燃メラミン化粧板t3(ﾀｲﾙ面)【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.600	トイレブース【新設】、棚【新設】 鏡【新設】 床下点検口【新設】、天井点検口【新設】
	男子トイレ	改修前	RC+M【一部撤去】 M【撤去】	磁器質タイルA【撤去】	RC+M ②③【撤去】4【撤去】 ③④⑤【撤去】4【撤去】	タイルA タイルA【撤去】 タイルA【撤去】	RC+M CB120【撤去】+M【撤去】 CB100【撤去】+M【撤去】	タイルA タイルA【撤去】 タイルA【撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	FK6【撤去】+EP	2.600	床下点検口【撤去】 トイレブース【撤去】 手すり【撤去】 鏡【撤去】
		改修後	RC補修【一部新設】 M補修【全面新設】	FS (ﾄｲﾚ用) 【新設】	ﾀｲﾔA (既存) M補修【新設】	床FS(ﾄｲﾚ用) 立上げH100【新設】 床FS(ﾄｲﾚ用) 立上げH100【新設】	タイルA (既存) M補修【一部新設】	不燃メラミン化粧板t3(ﾀｲﾙ面)【新設】 不燃メラミン化粧板t3(ﾀｲﾙ面)【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.600	トイレブース【新設】、棚【新設】 手すり【新設】、鏡【新設】 汚垂れﾀｲﾙ【新設】 床下点検口【新設】、天井点検口【新設】
	多目的トイレ	改修前	RC+M【一部撤去】 M【撤去】	磁器質タイルA【撤去】	RC+M ②④⑤【撤去】4【撤去】	タイルA タイルA【撤去】	RC+M CB100【撤去】+M【撤去】	タイルA タイルA【撤去】	塩ビ【撤去】	LGS【撤去】	FK6【撤去】+EP	2.600	手すり【撤去】 鏡【撤去】 床下点検口【撤去】
		改修後	RC補修【一部新設】 M補修【全面新設】	FS (ﾄｲﾚ用) 【新設】	ﾀｲﾔA (既存) M補修【新設】	床FS(ﾄｲﾚ用) 立上げH100【新設】 床FS(ﾄｲﾚ用) 立上げH100【新設】	タイルA (既存) M補修【一部新設】	不燃メラミン化粧板t3(ﾀｲﾙ面)【新設】 不燃メラミン化粧板t3(ﾀｲﾙ面)【新設】	塩ビ【新設】	LGS【新設】	GB-D9.5【新設】	2.600	フィッティングｷｰﾄﾞ【新設】 床下点検口【新設】、天井点検口【新設】
	S K	改修前	RC	M M補修【一部撤去】	RC CB100【撤去】	M M【一部撤去】	RC CB100【撤去】	M M【一部撤去】	—	RC	—	—	棚【撤去】
		改修後	RC	M M補修【一部新設】	RC (既存)	M補修【一部新設】	RC (既存)	M補修【一部新設】	—	RC (既存)	—	—	棚【新設】、ﾓﾂﾌﾞ掛け【新設】
	踏込	改修前	RC	M	RC	—	RC	ﾌｸﾘｶｼﾞﾝ吹付	—	RC	ﾌｸﾘｶｼﾞﾝ吹付	—	
		改修後	RC	M	RC (既存)	—	RC (既存)	ﾌｸﾘｶｼﾞﾝ吹付 (既存)	—	RC (既存)	ﾌｸﾘｶｼﾞﾝ吹付 (既存)	—	

72ﾊﾞﾙ含有建材調査ﾘｽﾄ									
棟 名	竣工（新設）	建材名	AS含有建材製造年月日		AS含有の有無				
福祉実習棟	平成11年3月竣工（1994年）	けい酸ｼｬﾙ板 t6(FK6)	～1992年		無				
※表記なき室については、工事対象外を示す。									
※改修範囲については、別図参照。									
※◆は、アスベスト含有建材を示す。									
※【 】書きは、工事対象を示す。									
					徳島県土木整備部営繕課		工事名		図面番号
					設計		R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築		A-42
					R6.6		図面名		縮尺
					竣工		福祉実習棟 仕上表		A2=- A3=71%
							</		



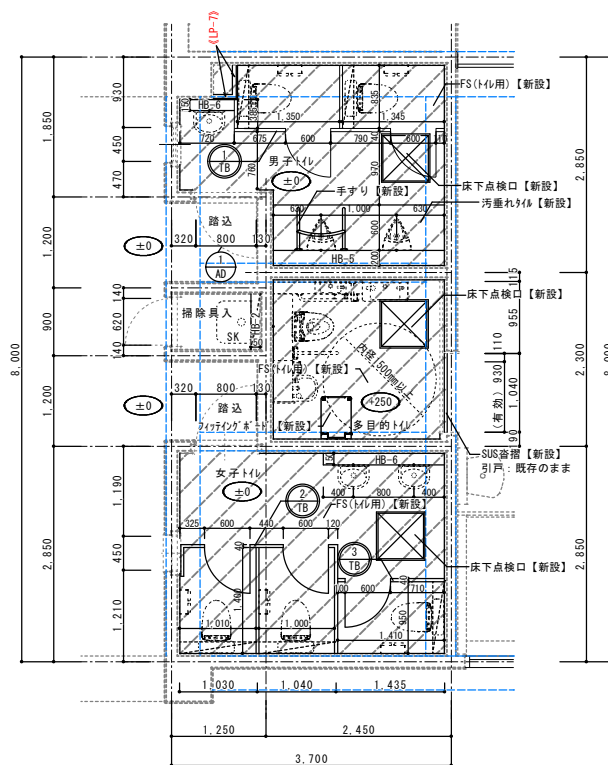
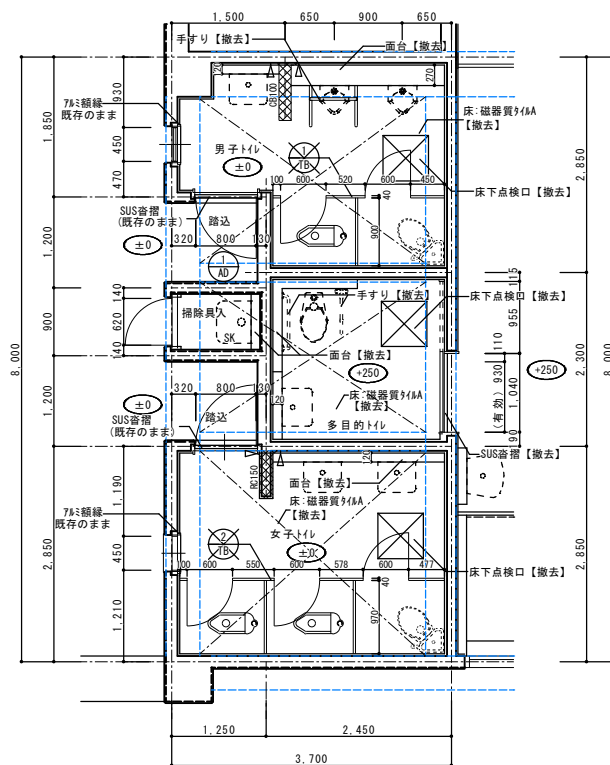
1階平面図 1/100



2階平面図 1/100

- 作業員動線
 床養生 普通合板2.5+養生シート
 仮設間仕切 (B種)
 木製片開き扉 W900×H2,000
 600角天井点検口 【新設】
 天井点検口

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築	図面番号	A-43	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5555 (代)	通し番号
設計	R6.6	竣工	図面名	福祉実習棟 1. 2階平面図	縮尺	A2=1/100 A3=71%	

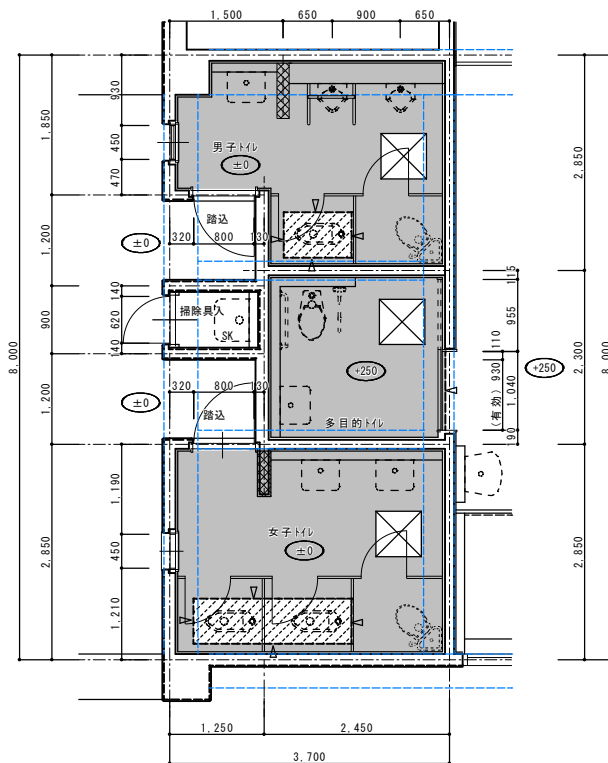


M下地・床仕上

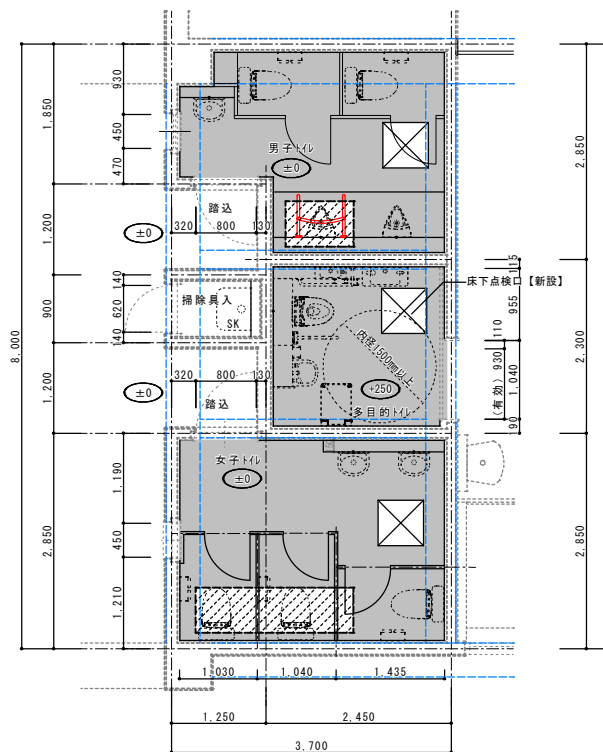
凡例	±0	FLからの床高さ	既存壁撤去を示す。	撤去建具	改修建具 (再利用)
	▽	カッター入れ	下階梁を示す		

凡例	±0	FLからの床高さ	新設建具	改修建具	備考
	▽	下階梁を示す			《LP-※》は、間仕切壁詳細図(A-※)参照 HB-※は、5インチ詳細図(A-※)参照 SK内: 棚・モック 掛け棚【新設】

工事名	R7宮崎 小松島西高等学校 小・中 田		図面番号	A-44	
設計	徳島県土木整備部営繕課	竣工	図面名	福祉実習棟 トイレ改修工事建築	
	R6.6		縮尺	A2=1/50 A3=1/196	
			通し番号	53	



凡例	±0	FLからの床高さ	床タイル・M撤去範囲を示す		
	▽	床カッター入れ	コンクリートスラブ 撤去範囲を示す		



凡例	±0	FLからの床高さ	下地調整範囲を示す		
			コンクリートスラブ 補修範囲を示す		



徳島県土木整備部営繕課

設計 R6.6

竣工

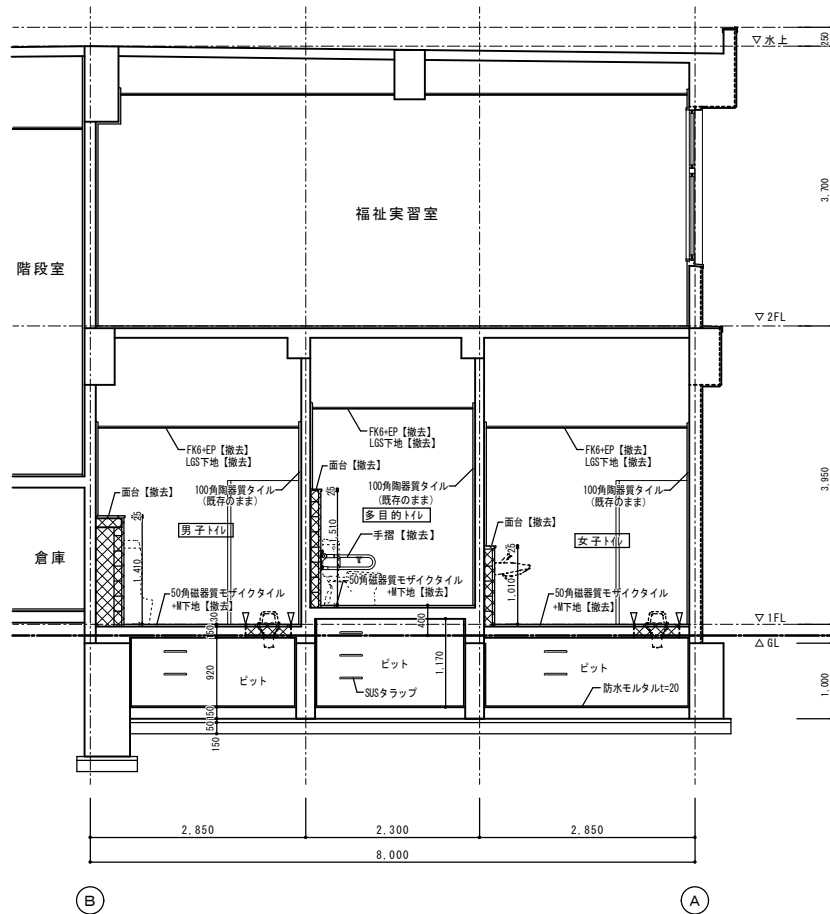
工事名 R7営繕 小松島西高等学校 小・中田
トイレ改修工事建築

図面名 福祉実習棟
改修前・後 1階床伏図

図面番号 A-45
縮尺 A2=1/50
A3=1/16

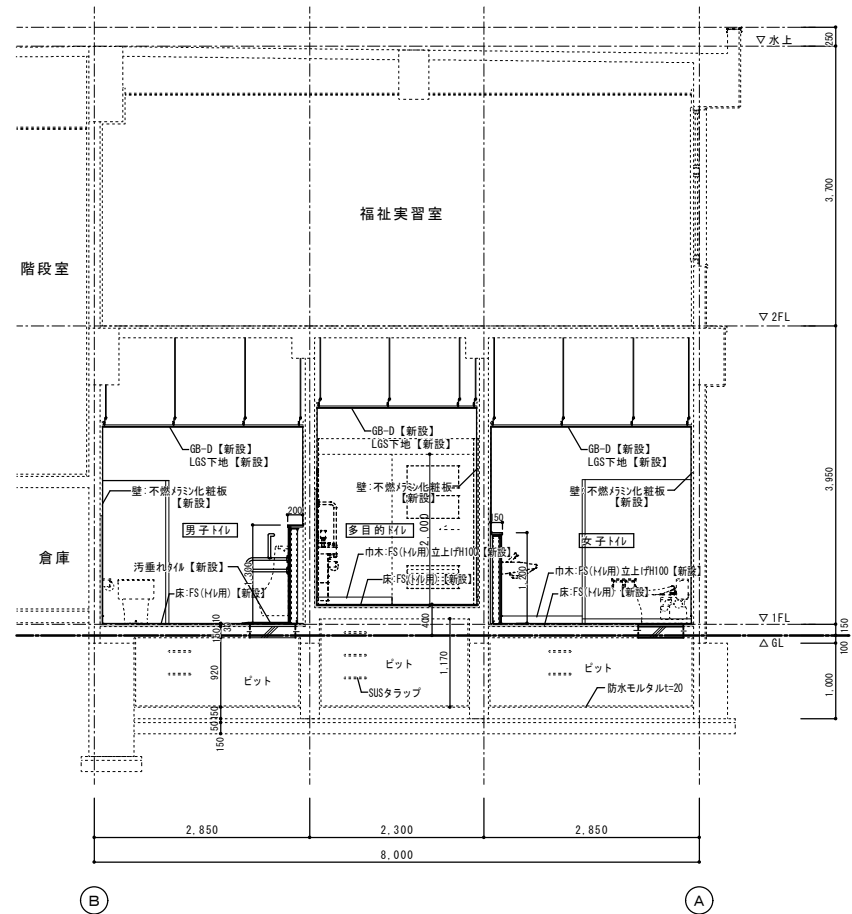
株式会社 宮建築設計
M1-YA 会社
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505 (代)

通し番号 54



断面図 1 / 50

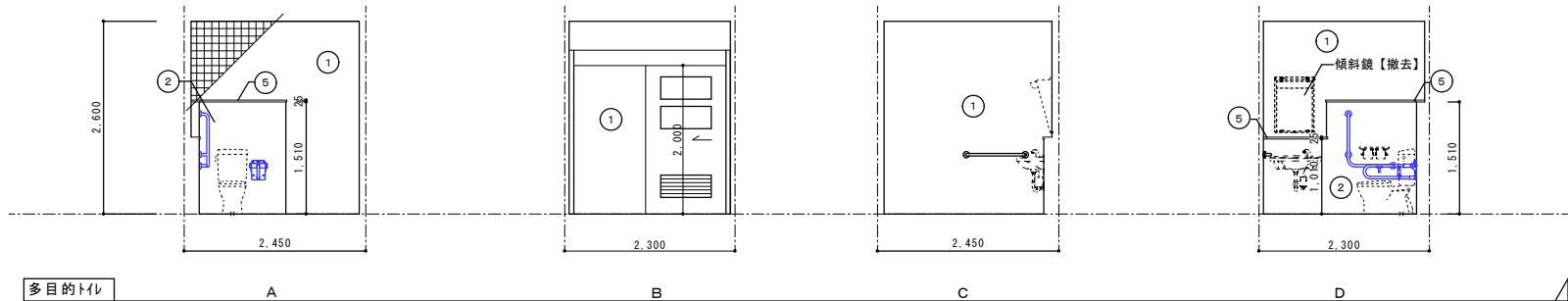
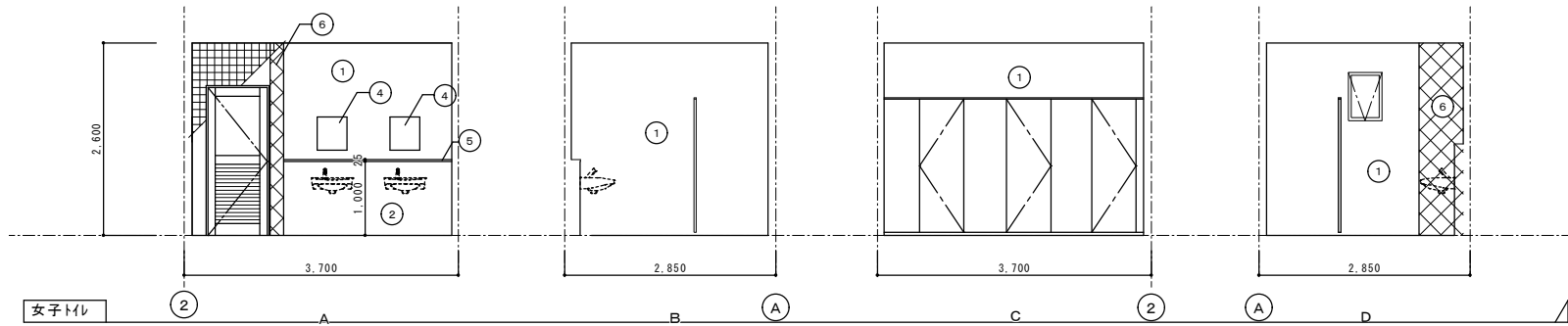
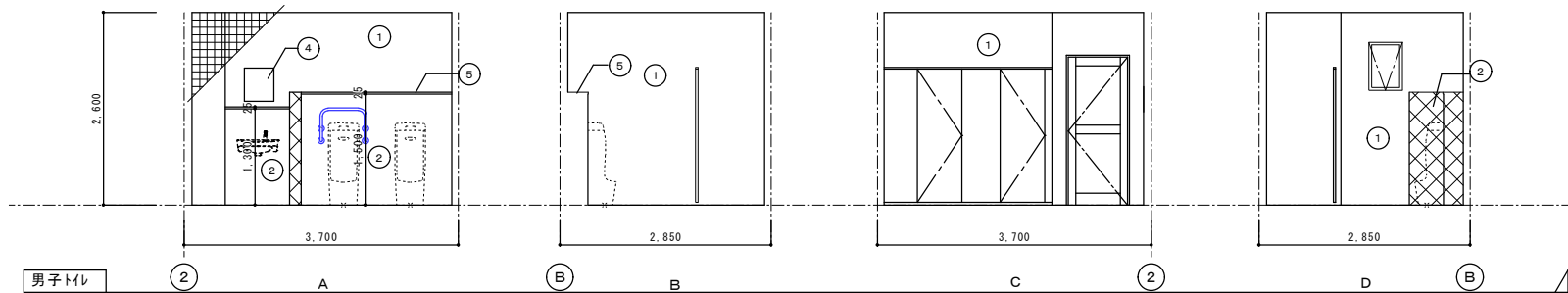
凡例		既存床・壁撤去を示す。		
		カッター入れ		



断面図 1 / 50

凡例		下地調整範囲を示す		
----	--	-----------	--	--

改修前



符号	既存仕上表
①	RC+M+タイル
②	CB【撤去】+M【撤去】+タイル【撤去】
③	手洗いカウンター【撤去】
④	化粧鏡【撤去】
⑤	SUS面台【撤去】
⑥	RC【撤去】+M【撤去】+タイル【撤去】

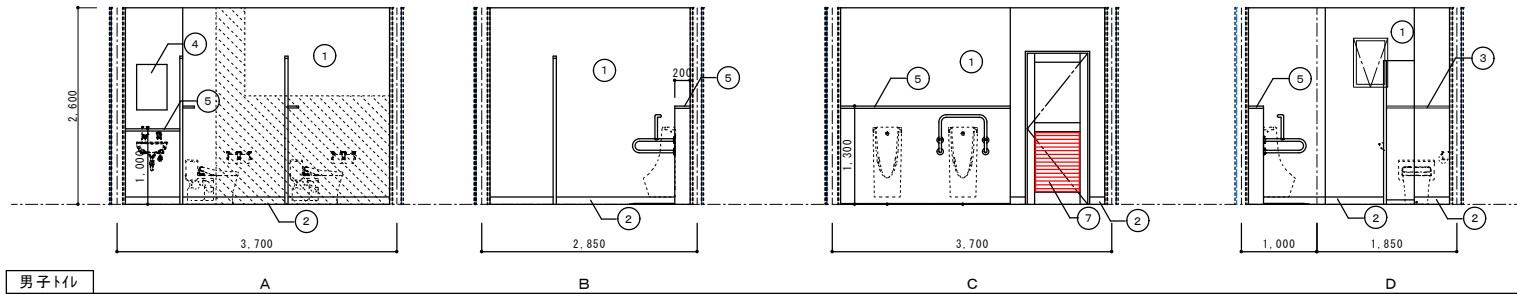
凡 例

【 】書きは、工事対象を示す。
建具・トイレ・改修範囲については、建具表に示す。

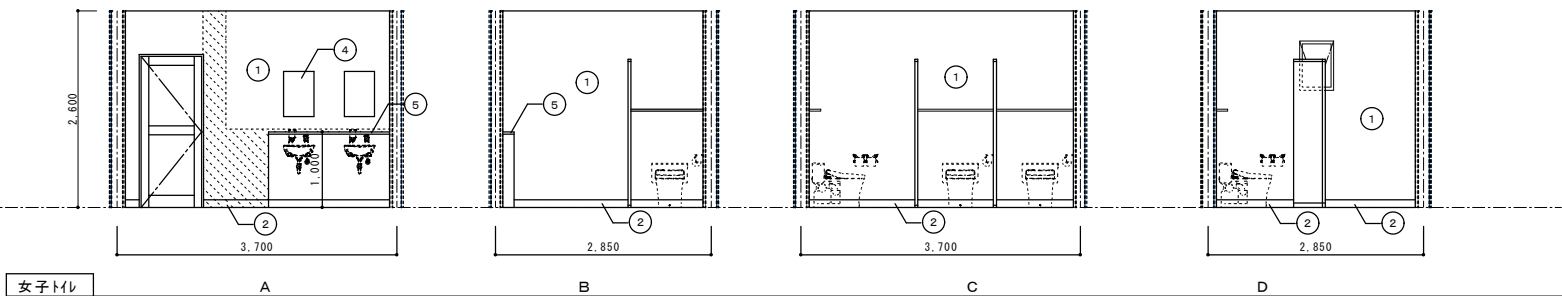
は、間仕切壁【撤去】範囲を示す。

タイル浮き部面積： 00.00m²
タイル壁面カット切り： 00.00m
タイル浮き部については、【周囲カット切り+撤去】を行い、【M補修】を行うこと

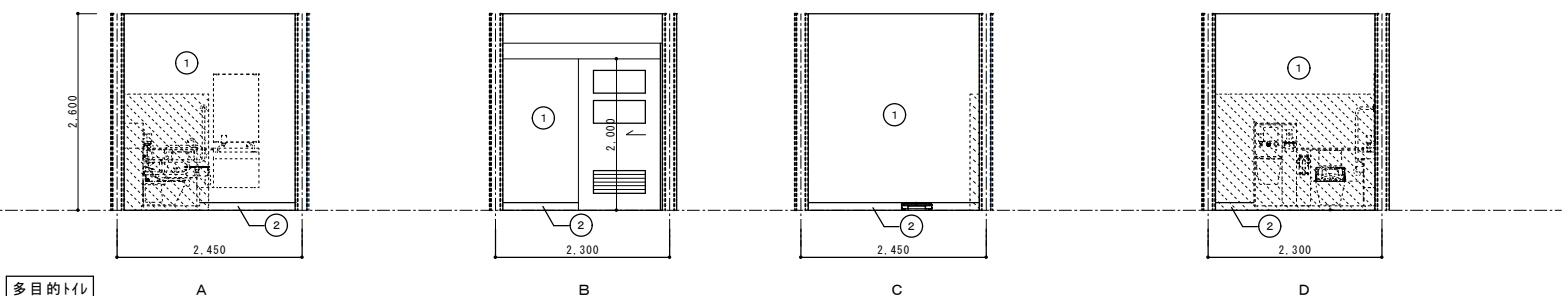
改修後



男子トイレ



女子トイレ



多目的トイレ

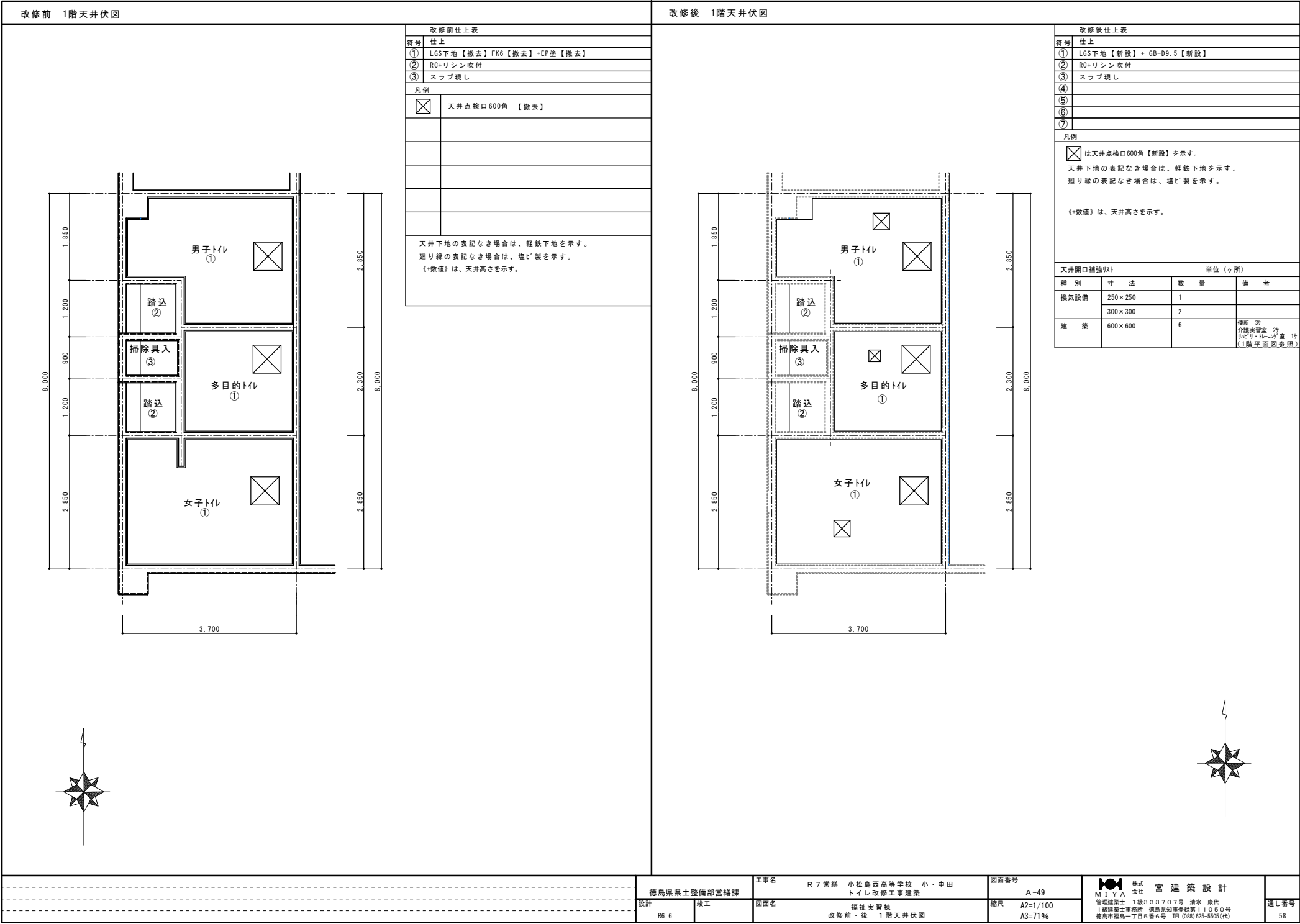
符号	既存仕上表
①	既存タイル面 + 不燃A級化粧板t3.0(タイル面)【新設】
②	既存タイル面 + 下地調整 + 床FS上げH100【新設】
③	棚【新設】
④	化粧鏡(既製品)【新設】
⑤	SUS面台【新設】
⑥	フィッティングガード【新設】
⑦	7&3/4引取替【新設】

凡 例

【 】書きは、工事対象を示す。

建具・トイレ改修範囲については、建具表に示す。

 は、M【新設】範囲を示す。



符号・設置場所	 1階 男子トイレ 1 箇所	 1階 女子トイレ 1 箇所		 1階 男子トイレ 1 箇所			共通特記事項 ・新設建具の役については、既存729-1-1に組み込むこと。 ・トイレ-1の設備機器及び手指等が取り付く位置については、下地補強を行うこと。 (取り付け位置については、平面詳細図・各部詳細図参照) ・トイレ-1に暖音装置、温水洗浄便座リモコンが取付場合には、壁面より暖音装置取付位置表で、OD管16φを電気配線用として、H184内に設置すること。 (取り付け位置については、平面詳細図・各部詳細図参照) ・トイレ-1の扉は、緊急時外開き解錠機能付きとする。	
名 称	トイレブース	トイレブース		アルミ片開きドア (シャワー)				
材 質・仕 上								
見 込	40mm	40mm						
硝 子	—	—						
枠	—	—						
金 物								
備 考				7&816 3&8→7&816 3&8 (1 型) 取替				
符号・設置場所	 1階 男子トイレ 1 箇所	 1階 女子トイレ 1 箇所	 1階 女子トイレ 1 箇所					
名 称	トイレブース	トイレブース	トイレブース					
材 質・仕 上								
見 込	40mm	40mm	40mm					
硝 子	—	—	—					
枠	—	—	—					
金 物	スリット巾木、7&816レック (指挟み防止仕様) スリッドロック、戸当り、7&816笠木	スリット巾木、7&816レック (指挟み防止仕様) スリッドロック、戸当り、7&816笠木	スリット巾木、7&816レック (指挟み防止仕様) スリッドロック、戸当り、7&816笠木					
備 考	芯材：ペーパーコア	芯材：ペーパーコア 暖音装置用電源配線2&816-ス・補強	芯材：ペーパーコア					
符号・設置場所								
名 称								
材 質・仕 上								
見 込								
硝 子								
枠								
金 物								
備 考								
特記事項	・建具配置は平面詳細図による。  撤去建具  新設建具  改修建具			工事名	R 7 営繕 小松島西高等学校 小・中田 トイレ改修工事建築	図面番号	A-50	
設計	R6.6	竣工	図面名	福祉実習棟 改修前・後 建具表	縮尺	A2=1/50 A3=71%	通し番号	59